

第4期中期目標期間業務実績等報告書

令和6年6月



ERCA

独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

< 1. 公害健康被害の補償に関する業務 >

- (1) 徴収業務 1
- (2) 納付業務 9

< 2. 公害健康被害の予防事業に関する業務 >

- (1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 13
- (2) 地方公共団体への助成事業 21
- (3) 公害健康被害予防基金の運用等 27

< 3. 民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業） >

- (1) 助成事業 30
- (2) 振興事業 38
- (3) 地球環境基金の運用等 43

< 4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成 > 47

< 5. 維持管理積立金の管理 > 50

< 6. 石綿による健康被害の救済に関する業務 >

- (1) 認定・支給に係る業務 53
- (2) 納付義務者からの徴収業務 66

< 7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務 >

- (1) 研究管理 68
- (2) 推進費の公募、審査・評価及び配分事務 78

第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 経費の効率化 84
- (2) 給与水準等の適正化 87
- (3) 調達合理化 89
- (4) 情報システムの整備・管理 94

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- （１）財務運営の適正化 97
- （２）承継業務に係る適切な債権管理等 107

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- （４）その他当該中期目標を達成するために必要な事項
 - ① 内部統制の強化 110
 - ② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 114
 - ③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 120

その他の項目における実績等

- 第4 短期借入金の限度額 130
- 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、
当該財産の処分に関する計画 130
- 第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、
又は担保に供しようとするときは、その計画 130
- 第7 剰余金の使途 130
- 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
 - （１）施設及び設備に関する計画 131
 - （２）職員の人事に関する計画 131
 - （３）積立金の処分に関する事項 131
 - （４）その他当該中期目標を達成するために必要な事項
 - ④ 中期目標期間を超える債務負担 132

<参考>

主務大臣による評価結果に対する主要な反映状況

- （第4期中期目標期間業務実績） 135

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－1	徴収業務		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 58 条及び第 62 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告率・収納率を確保することが必要不可欠であるため。 ＜難易度：高＞制度創設から長期間経過する中、引き続き、申告率及び収納率 99%以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要なため。		
		関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
〈評価指標〉								予算額（千円）	40,222,989	39,418,930	38,622,633	37,430,396	36,005,035
汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）	毎年度 99 %以上	第 3 期中期目標期間実績：99%以上	99.7%	99.6%	99.7%	99.7% (8,109 件 / 8,134 件)	99.7% (8,109 件 / 8,130 件)						
汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率	毎年度 99 %以上	第 3 期中期目標期間実績：99%以上	99.987%	99.986%	99.986%	99.983% (25,722,959, 千円 /25,727,378, 千円)	99.980% (24,390,009 千円 /24,394,912 千円)	決算額（千円）	37,098,926	35,050,960	33,844,871	32,128,854	31,267,414
〈関連した指標〉								経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409	33,818,985	32,069,535	31,290,421
汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（督促後の未申告事業者数）	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 41 件／年	24 件	28 件	24 件	25 件	21 件	経常利益（千円）	630,827	1,324,409	820,403	771,010	△96,249
未納納付義務者に対する納付督促件数（納付督促件数）	—	第 3 期中期目標期間実績：現事業年度分平均 3 件／年、過年	2 件	0 件 （新型コロナウイルスの影響に	2 件	3 件	1 件	行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708	34,605,186	32,743,828	31,267,414

励 現 地 実 施 件 数)		度分 平均 5 件／年		より中止)											
汚 染 負 荷 量 賦 課 金に係る納付義 務者に対する実 地調査件数及び 指導件数	—	第 3 期中期目標期間 実績：実地調査件数 平均 105 件／年、指 導件数 平均 161 件／ 年	214 件	実地調査 99 件 指導件数	実地調査 0 件（新型コロ ナウイルスの影 響により中止） 試行調査 （書面）14 件 指導件数 31 件	実地調査 5 件 重点調査 （書面）20 件 指導件数 63 件	実地調査 5 件 重点調査 （書面）20 件 指導件数 74 件	実地調査 4 件 重点調査 （書面）21 件 指導件数 65 件	従事人員数	20	20	20	20	20	20
申告書審査による 修正・更正処理 件数	—	第 3 期中期目標期間 実績：平均 116 件／ 年	114 件	84 件	62 件	61 件	54 件								
汚 染 負 荷 量 賦 課 金に係る電子申 告率	—	第 3 期中期目標期間 実績：平均 70%	73.1%	73.5%	76.0%	78.4% (6,361 件 / 8,109 件)	81.0% (6,565 件 /8,109 件)								
オンライン申告 セミナーの開催 数	—	第 3 期中期目標期間 実績：平均 16 件／年	25 回	0 回（新型コロ ナウイルスの影 響により中止）	0 回（中止） ※オンライン申 告の促進動画の 配信（2,120 再 生）	0 回（中止） ※オンライン申 告の促進動画の 配信(累計 3,280 再生)	0 回（中止） ※オンライン申 告の促進動画の 配信(累計 4,523 再生)								
ページ（※1） を利用した収納 件数	—	第 3 期中期目標期間 実績：平均 62 件／年 （※2）	749 件	1,037 件	1,361 件	1,636 件	1,925 件								
申告納付説明・相 談会の開催件数 （会場数）	—	第 3 期目標期間実 績：平均 103 件／年	103 会場	0 会場 （新型コロナウ イルスの影響に より中止） ※問合せ対応 （1,134 件） ※フリーダイヤ ル停止	18 会場 （オンライン） 及び申告納付 動画の配信 （3,300 再生） ※問合せ対応 （3,283 件）	0 会場 申告納付動画 の配信 （2,610 再生） ※問合せ対応 （2,938 件）	0 会場 申告納付動画の 配信 （1,201 再生） ※問合せ対応 （4,025 件）								

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

（※1）ページ（Pay easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス。
（※2）導入した平成 29 年度は、年間計 4 回の収納期限のうち、4 回目からの導入であったため、1 回分の件数となっている。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	(1) 徴収業務	(1) 徴収業務		<主要な業務実績>	<自己評価> 評定：A	評定	A	評定
	<評価指標> (A)汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度 99 % 以上（前中期目標期間実績：99 %以上） <定量的な目標水準の考え方> (a)汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。	(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、受託事業者の指導力の向上（担当者研修会等）を図るとともに、納付義務者からの相談、質問等に的確に対応する。	<主な定量的指標> 汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上） 申告納付説明・相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均 103 件／年）	(A)汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率） 全ての年度において、申告率は第4期中期目標に掲げる 99%を上回る高い水準を達成した。 ①補償給付費等の支給に必要な費用を確保するための対応 ア. 申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への指導 納付義務者が制度や申告の手続について正しい理解ができるよう、徴収関連業務の受託事業者である日本商工会議所及び全国各地の商工会議所に、相談対応、申告納付説明・相談会の開催並びに申告書提出の催促及び受領点検の確認等について指導を行った。 ・各地の商工会議所担当者への研修は、令和2年度からの新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、令和3年度からは従前の対面形式からオンライン（動画配信）形式に切り替えて開催した。これにより、旅費等の研修会開催経費を削減することができ、参加者は時間や場所に縛られることなく、動画を繰り返し視聴する新しい研修方法を構築し委託業務の理解促進を図った。 (令和2～5年度) ・民間競争入札実施事業「公害健康被害補償業務の徴収関連業務」に係る第5期中期目標期間の契約について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、第4期目となる民間競争入札を実施し、新規委託先を決定した。3 者の入札参加により競争性が働き、第4期中期目標期間の契約比で約 44%の経費	公害健康被害補償制度において、被認定者への補償給付費等の給付を確実に財源を確保するため、汚染負荷量賦課金を適切に徴収する業務は、最も重要な任務であることから、第4期中期目標において重要度が高く、難易度も高いと評価されている。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度以降は納付義務者に対する対面での説明・相談会を実施することができない事態となった。また、令和4年度からは急激な物価上昇等による経済状況の厳しさ等から制度への理解が得られにくくなるおそれがあり、徴収率、収納率が下がることも懸念された。 このような状況の中、下記の「○」のようなウィズコロナでの D X（デジタルトランスフォーメーション）に取り組み、全ての年度において汚染負荷量賦課金の徴収率・収納率は、いずれも第4期中期目標に掲げる 99%を上回り、新型コロナウイルス感染拡大時においても、感染拡大前と同様に高い水準を達成し、補償給付費等の財源を確保したことから、自己評価を「A」とした。 ○ICT（情報通信技術）を活用した新たな徴収業務の仕組み 令和3年度からは、説明・相談会のオンライン開催、申告納付動画の配信、賦課金特設サイトの新設、A I チャットボット及び RPA の導入等、ICT や新技術を活用した D X に取り組み、賦課金特設サイトでの問合せ受付を可能にし、迅速な回答を行った。これらにより、「時間に関係なく動画視聴や問合せが可能となった」「テレワークでも対応できる」との声が多く寄せられるようになり、納付義務者の利便性向上と業務効率化につながった。 また、全国約 100 箇所での申告・納付説明・相談会を Web 会議及び動画配信による方式に変更するなど、ICT を活用した徴収関連業務委託の効率化により、第5期中期目標期間の契約となる徴収関連業務に係る第4期目の民間競争	<評定に至った理由> 汚染負荷量賦課金の徴収業務は、公害健康被害補償法補償・予防事業の基盤となる事業であることから、第4期中期目標においては、重要度及び難易度いずれも高い業務として位置づけている。 第4期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化に加えて、急激な物価上昇等が納付義務に対する負担感を高める恐れがある厳しい状況の中で、納付義務者の利便性の向上及び徴収業務の効率化を図るためにさらなる ICT（情報通信技術）の導入及び活用をはじめとした多様な取組を積極的かつ着実に実施し、申告率及び収納率ともに中期目標期間を通じて達成目標として定める 99%を大きく超える実績を挙げている。 以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「A」とする。 <今後の課題> 納付義務者の利便性の向上にむけて、納付手続における ICT のさらなる活用に努めていただきたい。 <その他事項> 無し	<評定に至った理由> <その他事項>	

				を削減することができた。 (令和5年度) イ. 納付義務者からの相談、質問事項等への対応 汚染負荷量賦課金の申告・納付について理解を深めてもらうために行う納付義務者向けの説明・相談会は、令和元年度は対面形式で実施したが、令和2年度からの新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、令和3年度からは新しい仕組みとして、オンライン（動画配信等）形式及び機構ホームページにおける個別質問対応に切り替えて開催した。また、下記「・」に示す各種の取組を実施することにより、納付義務者の利便性向上と業務効率化を図った。 ・機構ホームページに「汚染負荷量賦課金の申告・納付特設サイト（以下「賦課金特設サイト」という。）」を開設し、納付義務者の利便性向上を図った。 (令和2～5年度) ・賦課金特設サイトに、従来対面形式で行っていた個別相談の代替機能として、「個別質問フォーム」及び「各種届出書フォーム」等を設置した。申告・納付手続に関する質問等を直接機構担当者へ送信できる仕組みを構築したことにより、迅速かつ効率的な対応が可能となった。 (令和3～5年度) ・納付義務者から問合せを受け付けるフリーダイヤルについて、回線を2本から8本に増設するとともに、問合せに応じた自動振分機能を追加し、迅速に対応ができるようにして納付義務者の利便性向上を図った。 (令和3年度～5年度) ・申告期間における納付義務者からの問合せ対応に24時間対応でき、ストレスの低減が期待されるAIチャットボットを賦課金特設サイトに搭載した。 (令和4～5年度) ・インターネットバンキングを活用した汚染負荷量賦課金	入札の競争性を高め、新規委託先を決定し、大幅な経費の削減を図った。 ○申告関係書類の削減 納付義務者に送付する申告関係書類は、紙削減による環境配慮のための、見直し・統合を行うことにより、送付種類を減らすとともに、賦課金特設サイトからダウンロードできるようにデータ掲載して一部冊子の配布を取りやめ、配布を最小限に抑えた。書類の削減により、経費削減と納付義務者の利便性向上を図った。令和4年度の納付義務者アンケート調査において、ダウンロード形式について9割以上が影響なしと回答があり、環境配慮につながるとの評価も得られた。 ○人づくりの取組 制度への理解と説明責任を果たすためのスキルアップの一環として、講演会や現地見学の研修実施により職員の人材育成にも力を入れた。これらの経験も生かしながら、申告納付手続に関する問合せに丁寧に対応し、制度の趣旨や手続等の理解を促すことができた。 <課題と対応> ○課題1：財源の適正な確保 被認定者への補償給付費等の財源となる賦課金を適切に確保することは制度の安定的な運用において重要である。 ○課題2：申告・納付の促進 平成31年からの徴収関連業務委託契約が令和6年2月に終了し、第5期については新規委託先へ変わるため、次期契約においても、民間事業者の創意と工夫を反映させ、国民のためより良質かつ低廉な公共サービスを実現していくとともに、ICTを活用した研修会及び説明会を実施していく必要がある。 ○課題3：脱炭素への対応 カーボンニュートラルに向けた社会情勢の変化により、今後のSOx排出量の減少も想定されることから、より適正性及び公平性を確保しながら安定的に実施運用を図る必要がある。 ○課題への対応 賦課金を適正に確保するため、引き続き納付義務者の理解を促すとともに、ニューノーマルな時代	
--	--	--	--	--	---	--

			収納のためのシステム改修に加え、RPA（Robotic Process Automation）を導入して、納付義務者からの届出や定型的な問合せ内容に対する返信メールの自動作成や、これまで外注していた納付義務者からのアンケートの自動集計などに活用し、業務の効率化を図った。今後はさらに定型業務へ拡大し業務の効率化を加速していく。 （令和4～5年度） ・納付義務者に送付する申告関係書類は、環境配慮と経費削減のための見直し・統合を行い、賦課金特設サイトからダウンロードできるようにしてデジタル化の促進と利便性向上を図った。 （令和4～5年度） ・中央環境審議会元会長と元環境事務次官を招いた講演会を開催した。また、四日市の公害判決 50 年にあたる「四日市公害と環境未来館」企画展と、四日市コンビナート及び公害防止事業の緩衝緑地の見学を組み入れた研修会（令和4年度：20 人、令和5年度 13 人参加）及び役職員全員を対象とした報告会、大阪市西淀川区の大気系公害に係る研修会（令和5年度：18 人）を開催したことにより、機構職員の人材育成と公害健康被害補償予防制度の趣旨や背景等の理解向上とモチベーションの向上を図った。 （令和元、3～5年度）	に応じて DX を推進し、納付義務者の手続に係る利便性の向上や補償業務部の業務効率化をさらに進めていく。	
(B)汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上） < 定量的な目標水準の考え方>	② 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。 (B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機	汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（督促後の未申告事業者数）（前中期目標期間実績：平均 41 件／年） 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上） 未納納付義務者に対する納付督促件数（納付督促現地	②未申告納付義務者に対する申告督促の実施 外部専門家の知見を活用し、個々の納付義務者の実情を調査・検討するなど、未申告納付義務者に対する粘り強い督促の実施により高い申告率を確保した。 (B)汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率 全ての年度において、収納率はいずれも第4期中期目標に掲げる 99%を上回り、破産等の特別な要因を除き約100%を達成した。 ①未納の納付義務者に対する納付督促の実施		

	(b)申告額に対する収納率については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。	構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。 ② 納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。	実施件数）（前中期目標期間実績：現事業年度分 平均3件／年、過年度分 平均5件／年）	電話、文書及び新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ現地訪問等による納付督促を実施し、高い収納率を確保した。 ②過年度の未納の納付義務者（以下「過年度未納者」という。）に対する措置 外部専門家の知見を活用し、個々の納付義務者の実情を調査・検討するなど、粘り強い督促を実施した。			
	(C)汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保 <関連した指標> (c1)汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（前中期目標期間実績：平均41件／年） (c2)未納納付義務者に対する納付督促件数（前中期目標期間実績：現事業年度分 平均3件／年、過年度分 平均5件／年） (c3)汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数 平均105件／年、指導件数 平均161件／年） (c4) 申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均116件／年） (D)汚染負荷量賦課金	(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。 ① 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。 ((A) ②と同) ② 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。 ((B) ①と同) ③ 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の審査を行うとともに申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査を実施し、適正な申告となるよう指導する。 ④ 汚染負荷量賦課金の申告内容の審査及び実地調査により、申告額に誤りがある場合は修正又は更正など適正な処理を行う。 (D) 汚染負荷量賦課金の	汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保 汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（前目標期間実績：平均41件／年） 未納納付義務者に対する納付督促件数（前目標期間実績：現事業年度分 平均3件／年、過年度分 平均5件／年） 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数 平均105件／年、指導件数 平均161件／年） 申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均116件／年） 汚染負荷量賦課金の申告・	(C)制度の適正性・公平性の確保 ①未申告納付義務者に対する申告督促の実施 ((A)②と同様のため省略) ②未納の納付義務者に対する納付督促の実施 ((B)①及び②と同様のため省略) ③納付義務者に対する実地調査及び指導の実施 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、令和2年度からは資料及び調査票の提出による調査（重点調査）を新たに実施し、汚染負荷量賦課金の適正な申告となるよう指導を行った。 ・実地調査 113件 （令和元～5年度） ・重点調査 75件 （令和元～5年度） ④申告額の誤りに対する修正又は更正処理の実施 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の算定誤り等について、審査による修正又は更正処理を行うとともに、誤りの多い事例を次年度の説明資料などに反映させた。 ・修正・更正処理 375件 （令和元～5年度） (D)納付義務者の利便性・効率			

	の申告・納付に係る事務の効率化等の推進 <関連した指標> (d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均 70%）	申告・納付に係る事務の効率化等の推進を図るため、以下の取組を行う。 ① 納付義務者の事務負担の軽減、誤りのない申告書類の作成に有効な電子申告について、個別事業所へのオンラインや F D ・ C D 申告の推奨、申告方式を変更した事業所への聴取、オンライン申告セミナーの開催等の各種取組を実施する。	納付に係る事務の効率化等の推進 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均 70%）	性の確保 ① オンライン申告の促進 用紙申告及び F D ・ C D 申告の納付義務者に対して、積極的にオンライン申告促進の取組を実施した。 ・オンライン申告率（平成 30 年度末）： 65.4 % （5,323 / 8,140） ・オンライン申告率（令和 5 年度末）： 77.9 % （6,314 / 8,109） ② オンライン申告促進の具体的な取組 オンライン申告セミナーは令和元年度に 17 地域で 25 回開催し、223 人が参加した。令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止し、以下の内容を実施した。 ・オンライン申告システム内に申告手続が簡単にできる Web 申告専用フォーム（算定様式なし用）を構築し、令和 5 年度以降のオンライン申告率の引き上げを図り、982 事業者が利用した。 （令和 4 年度：構築、5 年度：実装） ・アンケート調査結果を分析した上で職員が担当者に個別連絡して、オンライン申告ができない具体的な理由を調査し、オンライン申告について丁寧に説明を行った。 （令和 4 年度） ・オンライン申告のメリット等に関する動画を制作し、積極的に広報を行った。 （令和 3 ～ 5 年度） ・オンライン申告のメリット及び押印廃止による手続簡便化を案内するチラシを配布。 （令和 2 ～ 5 年度） ・オンライン申告事業者に毎年度送付していた仮パスワードの送付を廃止して、業務効率化を図った。 （令和 4 ～ 5 年度） ・徴収・審査システムをイン			
	(d2) オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均 16 件／年）	② オンライン申告の未実施又は操作に慣れない担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうためのオンライン申告セミナーを開催する。	オンライン申告セミナーの開催数（前目標期間実績：平均 16 件／年）				

	(d3)ペイジー を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均 62 件／年※ペイジー（Pay easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコン やスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス	③ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジーを利用した収納について、説明・相談会で説明するなどの様々な方法で納付義務者に周知徹底する。	ペイジー（※）を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均 62 件／年） ※ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から払うことができるサービス	ターネット環境から業務環境へ移行し、情報セキュリティを強化するとともに、電子決裁システムの導入に伴う改修も行った。また、紙資料で保管していた事業者への臨場記録等（約 47 万ページ分）をデジタル化して今後の審査・調査業務の更なる効率化につなげた。 （令和 3 ～ 5 年度） ③電子納付収納サービス（ペイジー）を利用した収納に係る利用促進 ペイジー利用を促すリーフレットを配布し、賦課金特設サイト内にペイジーデモ体験サイトを構築したほか、みずほ銀行などのペイジー取扱金融機関を拡大し、納付義務者の利便性向上の取組を実施して、ペイジー利用件数も増加した。 ・ペイジー取扱金融機関数 平成 30 年度末：41 行 令和 5 年度：50 行 ・ペイジー利用件数 平成 30 年度：460 件 令和 5 年度：1,925 件 （平成 30 年度比 418%）			
	(d4)申告納付説明・相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均 103 件／年）	④ 申告・納付が的確に行われるように、制度や手続等を説明し、納付義務者からの質問・相談等に対して適切に対応する申告納付説明・相談会を 4 月に開催する。	申告納付説明・相談会の開催件数（前目標期間実績：平均 103 件／年） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ 被認定者への補償給付費等の財源のうち 8 割を占める汚染負荷量賦課金を確実かつ適正・公平に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化・利便性を図るための質の高いサービスを提供すること。	④説明・相談会の実施等 （(A)①イ(ア)と同様のため省略）			

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－2	納付業務		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 19 条、第 46 条、第 48 条及び第 49 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	40,222,989	39,418,930	38,622,633	37,430,396	36,005,035
納付業務に係る指導調査件数	一	平均 15 件／年	15 件／年	4 件／年 （ヒアリングのみ実施） ※新型コロナウイルスの影響により対面による指導調査は中止	10 件／年	16 件／年 （うち 2 件はオンライン会議）	15 件／年（うち 3 件はオンライン会議）	決算額（千円）	37,098,926	35,050,960	33,844,871	32,128,854	31,267,414
納付業務システム研修の参加者数	一	平均 27 人／年	34 人／年	0 人／年 （新型コロナウイルスの影響により中止）	補償給付： 動画視聴 14 再生／年 福祉事業： 30 人／年 （オンライン会議）	56 人／年 （全てオンライン会議） 補償給付： 25 人（3 人）／年 福祉事業： 31 人（3 人）／年 ※（ ）は対面参加人数	57 人／年 （全てオンライン会議） 補償給付：28 人（1 人）／年 福祉事業：29 人（5 人）／年 ※（ ）は対面参加人数	経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409	33,818,985	32,069,535	31,290,421
								経常利益（千円）	630,827	1,324,409	820,403	771,010	△96,249
								行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708	34,605,186	32,743,828	31,267,414
								従事人員数	20	20	20	20	20

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価							
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)					
	(2) 納付業務 (A) 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援 (a1) 納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均15件／年）	(2) 納付業務 (A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。 ① 納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に概ね3年に1回のサイクルで指導調査を実施する。また、指導調査では地方公共団体の要望及び課題等を把握し、対処法を指導するとともに、関連情報を国及び地方公共団体に提供する。	<主な定量的指標> 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援 納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均15件／年）	<主要な業務実績> (1) 納付申請等に係る事務処理の適正化 補償給付及び公害保健福祉事業に関する事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に対する現地指導を原則として3年に1回のサイクルで実施し、事務処理内容について適切に指導した。また、一部の地方公共団体については、利便性向上の観点からオンライン会議で行うことにより、事務処理内容について適切に指導した。指導調査結果及び地方公共団体からの要望等を取りまとめ、環境省に報告を行った。 公害保健福祉事業について、実態調査を実施し、各地方公共団体の事業実施の参考となるよう実施状況や創意工夫内容等を取りまとめ、環境省と各地方公共団体に情報提供を行った。 特に下記の「・」の取組を行うことにより、新型コロナウイルス感染拡大の影響の中でも継続して事業が実施できるよう、地方公共団体への支援を行った。 ・機構において「成人呼吸筋ストレッチ体操」の動画及びインフルエンザワクチンの接種を推奨するためのリーフレット等を作成し、地方公共団体に配布した。機構ホームページにおいても公開した。 (令和2年度) ・リハビリテーション事業の新型コロナウイルス感染対策として非対面型開催を検討	<自己評価> 評定：B 新型コロナウイルス感染拡大の影響の中であっても、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、下記「○」の対応を図り、積極的に地方公共団体への支援を行うことにより、納付事務手続や被認定者への補償給付の支給が滞りなく行うことができたことから、自己評価をBとした。 ○適正な制度の運営 新型コロナウイルス感染拡大の影響の中であっても、納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に対する指導調査を感染対策を講じて実施するとともに、一部はオンライン会議で実施したことにより、事務処理内容について適切に指導を行うことができた。また、調査結果及び調査で得た課題や地方公共団体の要望等については、今後の事業の見直しに資するよう、環境省に報告し、課題を共有した。 ○公害保健福祉事業の継続 新型コロナウイルス感染拡大の影響の中でも地方公共団体が事業を実施できるよう、環境省と協議し、環境省通知の発出を経て、従来からの集合形式での事業の実施に加え、情報通信機器や電話の利用による事業の実施が可能となったことにより、リハビリテーション事業や家庭療養指導事業を継続して実施することができた。 また、集合形式での事業の実施が困難であったリハビリテーション事業においては、「オンライン呼吸筋ストレッチ教室」を実施することにより、福祉事業の新たな方向性を示すことができた。実施後のアンケートでは、参加者の9割から「有意義だった」との回答を得られた。 中壮年層の被認定者を主な対象に、福祉事業の広報や被認定者に有用な情報を掲載したチラシを作成し、地方公共団体を介して被認定者へ配布したことにより、福祉事業の認知を高めた。	<table><tr><th>評定</th><th>B</th></tr><tr><td colspan="2"> <評定に至った理由> 補償給付費等の納付申請等に係る事務処理の適正化及び効率化を図るための対応を適切に行っていることから、見込評価を「B」とした。 <今後の課題> 地方公共団体の人員が削られる中、事務処理等の適正化、効率化を促進する必要がある。 また、被認定者の高齢化に伴い、公害健康福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ、事業の継続方法等について検討していく必要がある。 毎年、地方公共団体の担当者が人事異動により交代する状況で、納付業務の手続きを適正かつ効率的に実施するための支援を行う必要がある。 以上を踏まえ、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、今後も指導調査を実施して、地方公共団体の要望やニーズ、問題点を把握するとともに、事業のオンライン開催や予防事業部との連携など新たな公害健康福祉事業メニューの検討を提案し、環境省及び地方公共団体とともに、最新のニーズを踏まえた課題の解決及び制度運営の活性化を図る必要がある。 また、納付業務システム担当者研修を継続実施するとともに、使いやすい納付業務システムへの改修を進めるなどにより、地方公共団体に対するきめ細やかな支援を行っていく必要がある。 </td></tr><tr><td>評定</td><td></td></tr></table>	評定	B	<評定に至った理由> 補償給付費等の納付申請等に係る事務処理の適正化及び効率化を図るための対応を適切に行っていることから、見込評価を「B」とした。 <今後の課題> 地方公共団体の人員が削られる中、事務処理等の適正化、効率化を促進する必要がある。 また、被認定者の高齢化に伴い、公害健康福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ、事業の継続方法等について検討していく必要がある。 毎年、地方公共団体の担当者が人事異動により交代する状況で、納付業務の手続きを適正かつ効率的に実施するための支援を行う必要がある。 以上を踏まえ、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、今後も指導調査を実施して、地方公共団体の要望やニーズ、問題点を把握するとともに、事業のオンライン開催や予防事業部との連携など新たな公害健康福祉事業メニューの検討を提案し、環境省及び地方公共団体とともに、最新のニーズを踏まえた課題の解決及び制度運営の活性化を図る必要がある。 また、納付業務システム担当者研修を継続実施するとともに、使いやすい納付業務システムへの改修を進めるなどにより、地方公共団体に対するきめ細やかな支援を行っていく必要がある。		評定		<評定に至った理由> <その他事項>
評定	B												
<評定に至った理由> 補償給付費等の納付申請等に係る事務処理の適正化及び効率化を図るための対応を適切に行っていることから、見込評価を「B」とした。 <今後の課題> 地方公共団体の人員が削られる中、事務処理等の適正化、効率化を促進する必要がある。 また、被認定者の高齢化に伴い、公害健康福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ、事業の継続方法等について検討していく必要がある。 毎年、地方公共団体の担当者が人事異動により交代する状況で、納付業務の手続きを適正かつ効率的に実施するための支援を行う必要がある。 以上を踏まえ、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、今後も指導調査を実施して、地方公共団体の要望やニーズ、問題点を把握するとともに、事業のオンライン開催や予防事業部との連携など新たな公害健康福祉事業メニューの検討を提案し、環境省及び地方公共団体とともに、最新のニーズを踏まえた課題の解決及び制度運営の活性化を図る必要がある。 また、納付業務システム担当者研修を継続実施するとともに、使いやすい納付業務システムへの改修を進めるなどにより、地方公共団体に対するきめ細やかな支援を行っていく必要がある。													
評定													

				し、予防事業部と連携して「オンライン呼吸筋ストレッチ教室」を開催した。オンライン開催事例については、環境省へ報告するとともに、各地方公共団体に情報提供し横展開を図ることにより、今後の事業展開の促進に努めた。 (令和2～3年度) ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ対面による事業実施が困難となっていたことから、環境省と協議をし、リハビリテーション事業及び家庭療養指導事業については、地方公共団体が情報通信機器又は電話を利用した事業の実施ができるように特例通知を発し、事業メニューの運用の改善を図った。 (令和3～4年度) ・事業の実施を促進するために、家庭療養指導での電話を用いた指導については新たな算定基準が加わったことや(令和4年度から十分な指導が行われた場合には1回の電話による指導を1回の訪問指導として算定可能なこと。)、リハビリテーション事業での情報通信機器の活用例、令和2～3年度に地方公共団体が実施したリハビリテーション事業の事例を提示するなど、年度の中間時に地方公共団体に対して情報共有を行った。 (令和4年度) ・創意工夫のある地方公共団体の実施事例を収集するため、令和4年度は豊島区、尼崎市に、令和5年度は名古屋市、愛知県に対し実態調査を実施し、3月に納付義務者に対する補償予防業務懇談会で事業実施状況の映像による事例紹介を行うとともに、地方公共団体及び環境省へ情報提供を行った。 (令和4～5年度) ・以前からの課題である執行状況の低下と、環境省が実施した中壮年層を対象とした被認定者の実態調査の結果を踏まえ、被認定者に向けた情報発信のためのチラシを作成した。具体的には、福祉事業の案内や、令和6年度から事業を開始する「禁煙治療の費用	また、「禁煙外来の標準治療プログラム」を紹介している「すこやかライフ51号」を地方公共団体を通じて被認定者等に配布することにより、地方公共団体の福祉事業担当者とのコミュニケーションの向上が図られた。 ○研修による納付申請等に係る事務手続きの効率化 システム研修については、新たに動画資料を作成・配信するとともに、オンライン形式と希望者には集合形式とで研修を実施したことにより、研修後のアンケートでは、研修の満足度について、補償給付担当者は86%、福祉事業担当者は93%から、「有意義」「やや有意義」の評価を得た。また、研修の実施形式については、81%が今後も参加しやすいオンライン会議を希望するとの回答があった。さらに、制度やシステムの操作方法について理解を深めたことにより、地方公共団体の事務処理の効率化を促した。 <課題と対応> ○課題1：制度運営の強化 地方公共団体の人員が削られる中、事務処理等の適正化、効率化を促進する必要がある。 ○課題2：公害健康福祉事業の継続 被認定者の高齢化に伴い、公害健康福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ、事業の継続方法等について検討していく必要がある。 ○課題3：今後の支援体制 毎年、地方公共団体の担当者が人事異動により交代することから、納付業務の手続きを適正かつ効率的に実施するための支援を行う必要がある。 ○課題への対応 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、今後も指導調査を実施して、地方公共団体の要望やニーズ、問題点を把握するとともに、事業のオンライン開催や予防事業部との連携など新たな公害健康福祉事業メニューの検討を提案し、環境省及び地方公共団体とともに、最新のニーズを踏まえた課題の解決及び制度運営の活性化を図る。 また、納付業務システム担当者研修を継続実施するとともに、使	
--	--	--	--	--	--	--

				の助成に関する事業」（以下「禁煙治療費用助成事業」という。）の周知、予防事業で作成しているぜん息に関するパンフレットや動画の案内等について、地方公共団体を通じ、被認定者に対して情報発信した。（配布部数23,540部、37 地方公共団体） また、禁煙治療費用助成事業の周知のため、「医療トピックス たばこの害」において「禁煙外来の標準治療プログラム」を紹介している「すこやかライフ 51 号」（平成 30 年 3 月発行）を、機構から地方公共団体を通じ、被認定者等に配布した。（配布部数 2,210 部、23 地方公共団体） （令和 5 年度）	いやすい納付業務システムへの改修を進めるなどにより、地方公共団体に対するきめ細やかな支援を行っていく。	
(a2) 納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実績：平均 27 人／年）	② 地方公共団体の担当者に納付業務システムを適正に利用し効率的な事務手続を行ってもらうため、利用実態及び利用上の要望等を把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策を講じてのシステム改修や希望者全員を対象とする研修を毎年度実施する。	納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実績：平均 27 人／年）	（２）納付申請等に係る事務処理の効率化 ・納付業務システム研修については、新型コロナウイルス感染拡大の影響下における、地方公共団体のニーズを踏まえ、これまでの集合形式での開催から、オンライン形式による開催に切替えた。 具体的には、納付業務システムの操作方法を理解してもらうため、納付業務システムへのログイン方法からデータの入力及びアップロード方法までの一連の作業について、オンラインで実際の操作を見せながら説明を行った。また、公害健康被害補償制度の仕組みや納付業務の手続についても説明を行い、納付業務について再認識を促した。 （令和 3 年度～5 年度）			
			・禁煙治療費用助成事業が追加されることに伴い、地方公共団体及び機構で使用している納付業務システムに禁煙治療費用助成事業で必要となる帳票、集計表及びチェック機能等を追加するシステム改修を進めた。（令和 6 年 5 月末までにシステム改修を完了し、令和 6 年 7 月頃より使用開始予定。） （令和 5 年度）			

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-1 関連する政策・施策	調査研究、知識の普及・情報提供、研修		
	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、困難度	＜難易度：高＞社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化を推進する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
＜評価指標＞							
調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、（5段階中）3.5以上を獲得する	（5段階中）3.5以上	第3期中期目標期間実績：3.2	3.7	3.5	3.7	3.8	4.0
＜関連した指標＞							
事業従事者への研修の受講者数（※1）	—	平成 29 年度受講者：72 人（333 人）	109 人（331 人）	239 人（643 人）	117 人（698 人）	117 人（1,621 人）	89 人（1,750 人）
調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数	—	第3期中期目標期間実績：平均4.25件／年	8 件	2 件	4 件	6 件	6 件
情報提供数	—	第3期中期目標期間実績：平均150回／年	150 回	172 回	242 回	163 回	296 回
ぜん息等電話相談件数（※2）	—	第3期中期目標期間実績：平均1,255件／年	1,026 件	986 件	867 件	691 件	821 件

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和4 年度	令和 5 年度
予算額（千円）	770,100	761,640	761,924	825,604	791,310
決算額（千円）	638,367	589,583	583,295	671,349	655,016
経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978	66,995	57,585
行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
従事人員数	16	16	16	16	16

注 1）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 2）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

※1 ソフト 3 事業研修（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）及び保健指導研修の受講者数
（ ）内はコメディカルスタッフ（看護師、保健師、薬剤師など）への研修も含めた研修受講者数を記載

※2 マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 <評価指標> (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中) 3.5 以上を獲得する (前中期目標期間実績：3.2) <定量的な目標水準の考え方> (a) 採択課題に係る外部有識者による評価結果については、調査研究の質の向上を目指して下限の水準を得点率で 70%程度に設定する。	(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価における評価：(5段階中 3.5 以上 (前中期目標期間実績：3.2) を獲得するため、以下の取組を行う。 ① 調査研究の質の向上を図るため、公募のあった研究計画に対して外部	<主な定量的指標> 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中) 3.5 以上を獲得する (前中期目標期間実績：3.2)	<主要な業務実績> (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中) 3.5 以上を獲得 調査研究を担う呼吸器系疾患の医師・研究者のほとんどが新型コロナウイルス感染拡大への対応に忙殺されるとともに、調査研究の対象・協力者である高齢又は小児の呼吸器系疾患の患者との直接の接触が厳しく制限される非常事態下での調査研究であったにもかかわらず、外部有識者委員会の評価において、第3期中期目標期間実績 (3.2) 比 16%増の全課題平均 3.7 を獲得し、中期目標評価指標 (3.5 以上) を上回る成果を達成した。 ア. 調査研究の採択件数 第12期 (令和1～3年度) 環境保健分野：7課題 環境改善分野：1課題 第13期 (令和4・5年度) 環境保健分野：6課題 環境改善分野：2課題 イ. 主な研究 (ア) 環境保健分野：高齢のぜん息及び COPD (慢性閉塞性肺疾患) の患者の増加を踏まえて課題を採択。高齢者を含む成人ぜん息患者について治療実態を把握するための全国規模での調査を行い、効果的な治療・指導法を策定。 (イ) 環境改善分野：わが国の環境基準の達成率が極めて低いことを踏まえて、光化学オキシダント関連の調査を採択。諸外国の対策も調査。 なお、第13期調査研究の新規公募において、関係学会への周知及び各学会ホームページ、医学雑誌など、従前の広報先に加えて Web 広告を加えるなど多角的な広報をしたことにより、計 17 課題の応募があった。 第14期調査研究の新規公募においては、第13期の広報先に加え、機構ウェブサイトに掲載したほか、以下の学会ウェブサイト及び雑誌に掲載し、幅広く公募を行ったところ7件の応募があった。 ●学会ウェブサイト ・日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 ・日本呼吸器学会 ・日本小児アレルギー学会 ・日本小児臨床アレルギー学会 ・日本アレルギー学会 ●日本アレルギー学会の学会誌「アレルギー」 ●医学雑誌 ・「週刊日本医事新報」 (10/14 発行) ・「Web 医事新報」 (10月中旬から1ヶ月間) ・「アレルギーの臨床」11月号 ①外部有識者による事前評価の実施 採択後、外部有識者による事前評価の後、結果を研究代	<自己評価> 評定：S <課題と対応> 「調査研究、知識の普及・情報提供、研修」事業は、高齢化の進展に伴う罹患者の増加に着目するなど重点化・効率化を推進する必要があることから、当該項目の重要性、困難度について、<難易度：高>と評価されていた。 更に今回の中期目標期間においては、本事業を担う呼吸器系疾患の医師や、環境保健部局の地方公共団体職員、コメディカルスタッフ (看護師、保健師等) が、新型コロナウイルス感染拡大への対応に忙殺される非常事態下にあり、事業の対象である呼吸器系疾患の患者との対面での接触も厳しく制限される中で、事業の質と量を確保することは非常に困難な状況であった。 そのような中、医師・コメディカルスタッフ・地方公共団体職員・患者とその家族のニーズに応じて、ICT (情報通信技術) を自主的・積極的に活用した新たな事業展開を迅速に図ることにより、中期計画の目標・指標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られた。 また、呼吸器系疾患の患者は熱中症の重症化リスクが高いことから、予防事業部の限られたマンパワーの中で、患者への熱中症予防行動の情報発信を自主的・積極的に進めるとともに、熱中症対策に取り組む地方公共団体を伴走支援するモデル事業を環境省から受託し、海外調査・情報発信・優良事例集の取りまとめを行った。これらの知見と実績が評価され、中期目標策定時には想定していなかったことではあるが、予防事業を熱中症の予防対策にも新たに展開する、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の改正が行われた (令和5年4月28日成立)。 このため、自己評定をSとした。 具体的には次のとおり。 (1) 量の拡大等 事業量の拡大の面では、ICT の積極的な活用により、①予防事業の担い手である地方公共団体職員及びコメディカルスタッフを対象とした研修の受講者数の大幅拡大 (第3期中期計画最終	評定 S <評定に至った理由> 第4期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症による影響が続く厳しい事業環境であるにも関わらず、ICT (情報通信技術) の積極的な導入を図り、運用上の課題や利用者のニーズを把握しつつこれを効果的に活用しながら事業を実施することにより、当該期間を通じて外部有識者委員会による評価の達成目標 (中期目標評価指標) である3.5を一度も下回ること無く、令和4年度までの期間平均で3.675と達成目標を大きく上回る実績を挙げるとともに、予防事業により培った経験及び知見を活用して熱中症予防に関して顕著な実績を達成し高く評価されたことにより、重要な社会的課題として関心が高まりつつある熱中症への対策の推進において機構のプレゼンスが大きく高められることとなった。これらにより、中期目標において難易度の高いものとして位置づけられている当該事業について中期目標期間を通じて質及び量の両面において顕著な業績を達成したものと認められる。 以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「S」とする。 <今後の課題> 予防事業における ICT の活用を更に進めることにより、事業ニーズの把握及び事業の重点化に努めていただきたい。 <その他事項> 無し	評定 <評定に至った理由> <その他事項>		

	有識者による事前評価を実施し、評価内容を研究計画に反映させる。		表者へフィードバックし、評価内容を研究計画に反映させた。 特に令和3年度からは、外部有識者委員会による評価結果をより確実にフィードバックするため、外部有識者評価委員の意向・意見に精通している機構職員が、研究代表者が主催する全ての班会議に現地参加又は Web 会議システムを活用して参加し、評価内容を研究者に対して直接説明して、研究計画への反映させることにより、質の向上を図った。 また、第13期環境保健分野では、採択に当たり、外部有識者委員会の意見を踏まえ、従前の書面評価（審査）に加え、オンラインにより新たに事前ヒアリングを追加実施し、研究課題に対する事前評価（審査）を従前より精緻かつ効率的に実施した。 さらに、令和4年度からは、より研究期間を長期に確保するため、機構内の環境研究総合推進部の研究契約の効力が4月1日から有効となっていることに着目し、同様に実施可能となるよう変更した。この結果、研究期間の確保とともに、4月の早期段階から研究班会議が開催されるなど、実施運営面における有益な結果がもたらされた。	年度比 425%増)、②ぜん息等の患者や家族を中心とする SNS (X 旧 : Twitter) のフォロワー数の大幅拡大 (第3期中期計画最終年度比 2,154%増) などの成果を得た。③また、ぜん息等の患者への積極的な情報提供を行い、マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透し、ぜん息の発症や増悪が抑制されたことにより、ぜん息等電話相談件数は概ね半減したが、令和5年度に積極的な周知広報を行った結果、増加に転じた。	
	② 更に採択後の調査研究に関して外部有識者による評価を毎年度実施するとともに、質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、研究計画に反映させる。		②外部有識者による年度・事後評価の実施及び評価のフィードバック 各年度の年度評価（中間評価）及び事後評価においても外部有識者による評価結果を研究代表者へフィードバックし、研究計画に反映させた。 特に令和3年度からは、外部有識者委員会による評価結果をより確実にフィードバックするため、機構職員が、研究代表者が主催する全ての班会議に現地参加又は Web 会議システムを活用して参加し、評価内容を研究者に対して直接説明して、研究計画に反映させることにより、質の向上を図った。 また、令和4年度の年度評価が基準値の 3.5 を下回り、評価委員に研究計画の改善が必要と判断された研究課題については、機構職員による個別ヒアリング及び評価委員による助言を実施し、質の底上げを図った。その結果、令和5年度の事後評価では4年度を上回る評価を獲得することができた。 調査研究成果の全体は、機構ホームページで公開し、「調査研究成果集」として関係地方公共団体のほか関係学会等に配布するとともに、その概要は、パンフレットに反映するなど普及啓発にも活用している。 「光化学大気汚染に関する特別セミナー」(令和4年度)においては、予防事業の意義や調査研究の広報を行いつつ、第12期の環境改善分野の光化学オキシダントに係る研修成果を発表した。同研究は、海外のジャーナル ("Asian Journal of Atmospheric Environment") に論文が受理され、ホームページでも公開されている。東アジアからの越境汚染対策が求められる光化学オキシダントについて、アジアの大気環境問題に特化したジャーナルを通じて研究成果が発信されたことにより、今後より効果的な施策への活用が期待される。	(2)質の向上 予防事業の質の向上の面では、ICT を積極的に活用し、①緊急事態宣言発出後速やかに、ぜん息等の患者の不安感を払しょくする専門医からのメッセージ動画を制作・配信するとともに②ぜん息&COPD（慢性閉塞性肺疾患）のための生活情報誌「すこやかライフ」の発行や月2回のコラム配信を通じて、ぜん息・COPD と新型コロナウイルス感染症の関わりについての最新の科学的情報の発信を積極的に続けた（両疾病の関係性、高齢者や子どものワクチン接種との関係、ウィズコロナの過ごし方など）。③また、外部有識者委員の意向・意見に精通している機構職員が、研究代表者主催の班会議にオンライン又は現地参加し、評価結果等を確実に研究にフィードバックさせることにより、調査研究16 課題中の13 課題が、コロナ禍に忙殺された呼吸器系疾病の医師・研究者が担当する環境保健分野の調査研究であったにもかかわらず、外部有識者委員会の高評価（第3期中期目標期間実績比16%増）を獲得するに至った。④さらに、コロナ対応に忙殺される地方公共団体職員、及び、生活現場で患者に寄り添うメディカルスタッフの受講利便性を向上させるために開始したオンライン研修についても、高い満足度を獲得した（アンケート回答者の97.5%から高い評価）。⑤加えて、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会及び日本小児臨床アレルギー学会の専門医認定取得に必要な単位の対象講座として、新たに機構の呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修及びアレルギー指導研修が認定を受けるという高い評価を得た。	
(B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施	(B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修を実施するため、以下の取組を行う。	事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施	(B) 事業従事者への効果的な研修 地方公共団体が実施するソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）の事業従事者（地方公共団体職員）等を対象に、予防事業への理解を深め、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に研修を実施した。	(3) 予防事業の新たな展開（熱中症対策） ①基礎疾病を持つ患者はそもそも熱中症弱者である上に、マスクの着用により熱中症リスクが更に高まったことから、令和3年度からぜん息等患者への広報誌や SNS での予防対策の情報提供の強化を自主的・積極的に推進した。 ②また、令和3年度業務実績に係る主	
<関連した指標> (b1) 事業従事者への		事業従事者への研修の受講者数（平成 29 年度受講	事業従事者への研修の平均受講者数は中期目標の関連した指標に掲げる平成29年度 (72人) 比86%増の134人とな		

	研修の受講者数（平成 29 年度受講者：72 人）	者：72 人）	った。 また、コメディカルスタッフ（看護師、保健師、薬剤師など）への研修も含めると研修受講者は年々増加し、第 4 期中期目標期間の最終年度である令和 5 年度には、基準値（平成 29 年度 333 人）比 425%増の 1,750 人となった。 これは、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、参集での研修が実施できなくなったことの対策として、令和 2 年度に全研修を実地開催からオンライン開催に変更し、定員増をしたことによるほか、以下の取組による。 ア．全研修について、令和 4 年度より Learning Management System(以下「LMS」という。)を導入し、ICT を活用した申込手続や受講管理を採用した。その結果、研修管理に係る業務が大きく効率化されたことから、受講要件として設けていた受講地域枠を撤廃することができ、また、受講ニーズの多い一部の研修については上半期と下半期で研修の受講機会を 2 回に分けて提供した。（令和 4 年度及び令和 5 年度） イ．令和 4 年度からは、外部連携の取組の一環として、（一社）日本小児臨床アレルギー学会が認定する「小児アレルギーエデュケーター（PAE）（同学会公表数値：719 人）」の専門医認定取得に必要な単位の対象講座としての認定を受け、既に認定を受けていた（一社）日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が認定する「呼吸ケア指導士（同学会公表数値：約 800 人）」と併せて外部連携の取組を拡大し、予防事業の研修認知度の向上及び受講者の獲得につながった。また、この取組により本研修事業が学会や社会とつながることで、予防事業対象地域をはじめとした地域医療の質の向上に資するとともに、患者の利益につながる成果を得ることができた。 ① 受講者へのアンケートの実施、研修の見直し 受講者に対しアンケートを実施し、受講満足度は有効回答者の 97.7%から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得ており、毎年度高い満足度を維持している。 アンケート結果等を踏まえ、効果的な研修の実施のために以下の見直しをした。 ア．カリキュラムの構成や時間配分の見直し（コース間でカリキュラムを共通化、1 本の動画時間を 20～30 分程度にコンパクト化）。（令和 2 年度） イ．カリキュラムには熱中症など最新情報を加え、要望の多かったテーマについては新たな講師により講義動画を収録。（令和 2 年度）アンケートにおいて、分かりづらいという声が多かった講義動画を再収録。 ウ．参加者の要望に応え、オンラインによるグループ研修を実施。（令和 4 年度） また、令和 5 年度には、アンケート結果を踏まえ、オンライン研修のカリキュラムのうち、実地開催の要望が多かった呼吸ケア・リハビリテーション手技については、コロナウイルス感染拡大以降、初めて対面による手技実習会を 2 回（川崎・神戸）開催した。本事業の参加者に対し実施したアンケートでは、回答者 40 人の 100%から「有意義だった」、今後の業務に活用できるか、の質問にも 100%から「活用できる」、との回答があり、非常に高い満足度が示された。 ② 研修後の上長への追跡アンケートの結果 研修受講者の所属上長において、受講満足度は有効回答者	務大臣からの指摘事項に先立ち、令和 4 年度には、自主的に競争入札に応募して環境省からの受託を受け、地域で先駆的に熱中症対策に取り組む地方公共団体・NPO の対策を伴走支援するモデル事業と、顕著な高温により約 1 週間で 600 人以上が死亡したカナダの現地調査、熱中症警戒アラートの評価に取り組み、地域の優良事例集を取りまとめた。③さらに、地方公共団体や NPO 等と連携して呼吸器系疾病の患者の行動変容に長年にわたり成果を発揮してきた予防事業の経験・ノウハウと、熱中症対策に関する知見・実績が評価され、熱中症対策を機構の新規業務に追加する内容を含む、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法が令和 5 年 4 月 28 日に成立した。④令和 5 年度には、機構内に「熱中症対策プロジェクトグループ」を置き、救急救命医・救急救命士等の専門家の確保、地方環境事務所や国立環境研究所気候変動適応センターとの連携・協力体制の構築、大塚製薬との連携協定の締結、2 課からなる「熱中症対策部」の令和 6 年 4 月の創設に向けた関係規程等の整備を行うなど、新規業務を円滑に開始するための体制構築と環境整備を着実に行うことができた。また、前年度に引き続き環境省から受託した地域モデル事業による地域の優良事例の創出等を進めた。 （以下、評価理由に掲げた事項の詳細） (1) 量の拡大等 ○研修の受講者数 地方公共団体職員及びコメディカルスタッフを対象とした研修の受講者数は基準値比 425%増の計 1,750 人に増加した。 ○SNS（X：旧 Twitter）のフォロワー数 令和 5 年度末に 6,716 人となり、平成 30 年度（298 人）比 2,154%増の実績を得られた。 ○ぜん息・COPD 電話相談の減少 学会の発表や研究論文等では、情報発信によって、マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる旨の見解が示されており、このような傾向を受けて、ぜん息・COPD 電話相談室の相談件数は半減に至った。 (2) 質の向上 ○新型コロナウイルス拡大への迅速な対応 人材バンクのネットワークを生かし、理学療法士による呼吸リハビリテーションについての動画等を制作し、ホームページで配信したほか、令和 2	
	① 質の高いカリキュラムを提供していくため、地方公共団体の事業従事者等を対象にアンケートを実施しニーズの把握を行い、適宜見直しを行うなど研修を効果的に実施する。 ② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修				

		において、受講者の研修後の取組の変化について、上長にアンケートを行いその結果の把握・分析を通じてより効果の高い研修を実施する。		の 98.5%から 5段階評価で上位 2 段階までの評価を得ており、高い満足度を維持している。	年 4 月の緊急事態宣言発出後速やかに、ぜん息等で療養する患者や保護者の心のケアも大切と考え、不安感を払しょくするため、専門医からのメッセージ動画を配信した。 また、ぜん息患者等が公共交通機関を利用しづらいとの声を受けて、ぜん息患者等への理解や配慮を促すぜん息マークキーホルダーを製作し、地方公共団体や個人患者に 2,500 個を配布した。 さらに、集合・対面型の事業展開が困難な中、COPD 特設サイトの「栄養療法ページ」の新設に加え、新型コロナウイルス感染拡大による活用抑制で増える「サルコペニア、フレイルと肺の病気 COPD の関係」の講演会の配信を行った。
(C) 調査研究実施機関への指導等による適切な事務処理の確保	(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。	①新規に採択した調査研究実施機関の担当者に対する事務処理方針の説明を行うとともに、採択した調査研究のすべての実施機関に指導調査を実施し調査研究費の適正な執行を確保する。	調査研究実施機関への指導等による適切な事務処理の確保 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前中期目標期間実績：平均 4.25 件／年）	(C) 調査研究の適切な実施 ①調査研究に係る会計処理を適正に行っていくため、各調査研究実施機関の会計事務担当者に対して事務処理説明会を実施するとともに、調査研究費執行に係る問合せに対し適切に指導を行った。 また、適正な執行を図るため、調査研究実施機関に対し、調査研究費の支出証拠書類・帳簿、物品等の購入手続き及び納入物品の検収方法等に係る現地調査を実施した。	○生活情報誌と月 2 回のコラム配信 「すこやかライフ」の発行やコラム配信を通じて、ぜん息・COPD と新型コロナウイルス感染症の最新情報を続けるとともに、ぜん息等の医療の最前線の情報（重症患者への生物学的製剤、災害対策、薬の正しい使用、治療の教科書であるガイドラインなど）の発信を行った。
(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施	(D) 知識の普及に関して適切に最新情報を提供するため、以下の取組を行う。	① 機構・地方公共団体・学会等が行うぜん息・COPD 等に関する情報について、Web、メールマガジン、SNS を用いて積極的に情報提供を行う。	知識の普及事業における効果的な情報提供の実施 情報提供数（前中期目標期間実績：平均 150 回／年）	(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施 ①ぜん息・COPD 等に関する情報の Web、SNS 等を用いた情報提供 i) ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用 ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用において、時宜を得たテーマ設定とターゲット層を意識したツイートの発信、ホームページへの情報掲載、メールマガジンの配信を効果的に組み合わせることで、必要の情報提供が確実に読み手に届くよう努めた。 SNS (X) のフォロワー数については、日常的な情報提供平均 205 回／年（第 3 期中期期間平均 150 回／年）に加え、ぜん息の日常管理に役立つノベルティのプレゼントキャンペーン等を実施（令和 3 年度、4 年度及び 5 年度）した効果などもあり、令和 5 年度末に 6,716 人となり、平成 30 年度（298 人）の 2,154%増の実績を得られた。 ii) 小児ぜん息日記のリニューアル 従前 2 種類あったぜん息日記を男女共通の 1 種類にまとめ、専門医の監修のもと、最新のガイドラインや医療現場での使い勝手を考慮したほか、ぜん息患者やその家族が前向きに取り組めるよう、予防事業キャラクター「ぜん太とソック」を新規に制作し、小児に親しまれるぜん息日記とした。（令和元年度） iii) すこやかライフの発行及びホームページリニューアル、ぜん息等に関するコラムの連載 ぜん息&COPD のための生活情報誌「すこやかライフ」を最新の科学的知見も含めリニューアルして発行した（令和元年度）。毎年度、発行に当たって外部有識者による編集委員会を開催し、取材及び編集作業を進めた。 iv) 新型コロナウイルス感染拡大への速やかな対応 ア. 令和 2 年 4 月の緊急事態宣言発出後速やかに、患者の不安感を少しでも払しょくするため、専門医からのメッセージ動画を制作しホームページを通じて配信した。	○調査研究における外部有識者委員会の評価 外部有識者委員会の評価において、第 3 期中期目標期間実績（3.2）比 16%増の全課題平均 3.7 を獲得し、中期目標評価指標（3.5 以上）を上回った。 ○研修の新システム導入、単位認定 研修をオンライン化し、さらにクラウド型学習管理システムを導入したことにより、研修の受講管理及び進捗管理の効率化、研修生の受講環境の向上を果たし、高い評価を得た。 また、機構の呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修とアレルギー指導研修が、それぞれ、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会と日本小児臨床アレルギー学会の専門医認定取得に必要な単位の対象講座として認定された。これにより、地域医療の質に資すること及び予防事業の研修認知度の向上が図られることとなった。 ○調査研究の成果 アジアの大気環境問題に特化した海外のジャーナル（“Asian Journal of Atmospheric Environment”）に論文が掲載され、研究成果が発信されたことで、今後より効果的な施策への活用が期待される。
					(3) 予防事業の新たな展開（熱中症対

			イ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、咳の症状などによりぜん息等の患者が公共交通機関を使用しづらいとの声が寄せられたことを受け、予防事業キャラクター「ぜん太とソック」をモチーフにしたぜん息患者への理解や配慮を促すぜん息マークキーホルダーを制作し、地方公共団体、個人の患者に約 2,500 個配布した。（令和 2 年度） ウ、「すこやかライフ」においては、ぜん息・COPD と新型コロナウイルス感染症の最新情報（ぜん息患者との関係、高齢者や子どものワクチン接種との関係、ウィズコロナの過ごし方など）の発信を積極的に続けた。（令和 2 ～ 4 年度） v）e ラーニングシステムの配信 保健師、看護師等の医療従事者を対象に、小児気管支ぜん息等の患者教育に必要な実践的な知識・技能について e ラーニングで提供した（令和 3 年度から運用開始。厚生労働省のアレルギーポータルサイトとも連携）。 vi）食物アレルギー対応ガイドブック、JPAC ぜん息コントロールテスト等の改訂 令和 2 年に完全施行の「改正食品表示法」、令和元年に改定の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」、「授乳・離乳の支援ガイド（2019 年改定版）」に基づきガイドブックの一部改訂を行い、電子媒体と紙媒体で提供した。（令和 3 年度） また、一部のぜん息菓の製造中止に伴い、JPAC ぜん息コントロールテストキットをはじめとする 8 種類の冊子の一部改訂を行った。（令和 5 年度） vii）環境改善研修特別講演の冊子化 平成 30 年度の環境改善研修の特別講演は、公害の歴史や 60 年以上にわたる大気環境行政に関する知見を学べる貴重な内容であることから、受講者以外にも広く普及啓発できるよう冊子を制作し、地方公共団体の従事者へ提供した。（令和 1 ・ 2 年度） viii）パンフレットの提供 パンフレット、ノベルティ、DVD の配布に当たっては、オンラインによる申込みと PDF の閲覧及びダウンロードを促し、効率化を図った。	策） ○予防事業の経験とノウハウを活用して、熱中症予防に係る受託業務等に取り組んだ知見・実績が評価され、熱中症対策に関する情報の整理・分析等や地域における対策推進に関する情報提供等の機構への業務追加を内容として含む、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法案が閣議決定（令和 5 年 2 月 28 日）され、国会で成立した（令和 5 年 4 月 28 日）。 ○令和 5 年度には、機構内に「熱中症対策プロジェクトグループ」を置き、救急救命医・救急救命士等の専門家の確保、地方環境事務所や国立環境研究所気候変動適応センターとの連携・協力体制の構築、大塚製薬との連携協定の締結、2 課からなる「熱中症対策部」の令和 6 年 4 月の創設に向けた関係規程等の整備を行うなど、新規業務を円滑に開始するための体制構築と環境整備を着実に行うことができた。また、環境省から受託した改正気候変動適応法等の全国 9 ブロック及び 2 回の WEB での開催に当たっては、989 名の参加を得た。さらに、4 年度に引き続き環境省から受託した地域モデル事業により、6 つの地方公共団体における優良事例の創出を進め、優良事例集を取りまとめるとともに、成果報告会では 380 名の参加を得ることができた。加えて、6 年度から ERCA が実施する地域モデル事業の選定・採択事務局の運営業務（環境省より受託）に当たっては、上記成果報告会のアンケートで関心を寄せた地方公共団体への積極的な説明を行い、9 件の採択を得るとともに、実施計画のブラッシュアップを行った。
（d2）ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 1,255 件／年）	② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、Web、メールマガジン、SNS など多様な手段により周知を行う。	ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 1,255 件／年） <その他の指標> — <評価の視点> 調査研究について、今後の公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の重点施策に即した研究課題が設定され、評価が適切に行われているか。また、調査研究費の執行は適正に確保されているか。	② ぜん息・COPD 電話相談及び関連イベント等の実施 i）患者団体との協働事業 毎年度実施している 10 の患者団体との「公害健康被害予防事業に関する連絡会」をオンラインにより開催した（令和元年度～令和 5 年度）。 ii）ぜん息・COPD 電話相談室 ぜん息・COPD 電話相談室の運営において、ぜん息・COPD の患者に寄り添う方針のもと、看護師及び専門医によるフリーダイヤルを通年開設し、令和元年度から令和 5 年度の 5 年間で 4,391 件の相談に対応した。また、受託先が変更となってもサービスの質が維持されるよう、受託先へ機構職員が赴き、相談体制や受付状況の把握に努めるとともに、令和 4 年度は専門医が電話相談を受ける保健師に対し応答対応や知識のアップデートを目的とした研修を実施するなど質の維持・向上を図った。 相談内容は、匿名集計し、分析をすることにより予防事業部内職員の知識向上に役立てるとともに、一般化できる内容についてはホームページへの掲載や学会での発表等も見据えて分析を行っている。学会の発表や研究論文等で	<課題と対応> ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の患者に対しては薬物療法と非薬物療法の併用が効果的との最新の知見を踏まえ、呼吸リハビリテーションの普及及び専門家の育成を進める。 また、医療サービスに係る調査研究や研修等にデジタル技術を積極的に活用することにより、予防事業の質の向上を図るとともに、これまでに得た様々な知見等を活用しつつ、地域のニーズに対応するために必要な事業展開を図る。

			は、マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる旨の見解が示されており、このような傾向を受けて、ぜん息・COPD 電話相談室の相談件数は減じていると考えられる。 iii) ぜん息・COPD 電話相談室の周知 過去の掲載媒体の分析を踏まえ、スポーツ誌・一般誌、リスティング広告、雑誌広告、地下鉄のフリーペーパー、患者関係団体が患者向けに定期刊行する広報誌など3団体の媒体に広告を掲載することにより、ターゲット層に応じた効果的な周知広報を図った。(令和2年度～) iv) COPD の増悪予防のためのオンラインによる栄養療法等に関する普及啓発事業の実施 (令和2・3年度) ア. COPD 特設サイトに新たに栄養療法に関するページを設置し、栄養療法の必要性や具体的な調理レシピを開発し掲載 イ. 著名人を起用しCOPD 及び栄養療法を紹介し患者の体格に合った食事の調理方法を紹介する YouTube 番組を制作し配信 ウ. 新型コロナウイルス感染拡大による活動制限で増える「サルコペニア、フレイルと肺の病気COPDの関係」について一般講演会と専門職講習会を2部構成により実施した。集客に向けて、一般向け及び専門職向けにそれぞれ雑誌や Web 等の媒体を用いた広報を行い、1,209 人の申し込みを受け付けた(当日視聴者数 856 人、見逃し配信視聴者数 516 人)。 エ. 講演内容の一部は記事体広告にまとめ、新聞媒体に掲載 v) 市民公開講座の実施 (令和5年度) ぜん息等のアレルギー疾患や患者等の自己管理支援に関して正しい知識の提供を行うため、第39回日本小児臨床アレルギー学会との共催で、ぜん息等について興味がある市民を対象とした市民公開講座を福岡市で実施した。集客のための福岡市内の幼稚園、小学校及び病院等へのちらし配布及び福岡県庁 SNS への発信依頼により、199 人の参加があった。 治療を進める中での悩みや疑問に少しでも答えられるような機会とするため、治療方法など基本的な知識についての講演のほか、事前に参加者から寄せられた多くの質問に講演者が丁寧に回答する構成とした。 また、講演後にも、専門医に直接質問できるように、個別相談コーナーを設けた。 参加者へのアンケート結果では、有意義であったかについて、有効回答者の 92%から、それぞれ5段階評価で上位2段階までの評価を得、「喘息治療薬を使っているが、治療のめやすが知れてよかった。」などの感想があった。 さらに、すこやかライブのウェブ版において市民公開講座のレポートを掲載し、講座の内容をより広く周知した。レポートの閲覧者からは、「学会に参加出来なかったので、こうして市民公開講座の内容が連載されると助かる。基礎から最新のトピックスまで、短時間で網羅されているのが市民公開講座の魅力である。」などの感想があった。 ③熱中症に関する情報提供及び取組事例集の作成 令和3年度の業務実績に係る主務大臣からの指摘事項として、「引き続き熱中症予防に関する情報の発信、人材育成等に積極的に努められたい。」と示された(令和4年8月25日)ことに先立ち、暑熱順化前の5月から SNS (Twitter) やメールマガジンによる熱中症の注意喚起及び		
--	--	--	--	--	--

			情報提供を自主的・積極的に行った。 また、ぜん息等の基礎疾患のある方や高齢者などが熱中症弱者であることに鑑み、研修事業において自治体担当者向けの講義に熱中症に関する内容を取り入れるとともに、職員の人材育成としても熱中症の専門家を講師として招聘し、熱中症に関する専門的な研修会を開催（令和４年５月２０日）。 さらに、熱中症がぜん息や COPD 等の基礎疾患のある方が重症化しやすく、死亡者の大半は高齢者が占めており、予防事業と相乗効果が期待されることから、熱中症に係る知見を予防事業に活用するため、「令和４年度地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る業務」を受託した。受託業務においては、先進的な熱中症対策に取り組んでいる「モデル自治体」に対して、事業計画の策定支援や広報支援、他の地方公共団体との情報共有に取り組んだ。 加えて、令和３年にカナダで発生した顕著な高温による被害から学ぶべき教訓を得るとともに、カナダにおける熱中症対策の取組状況について調査するため、環境省担当官と共に現地ヒアリングを行った。以上の内容を、全国の自治体に配布予定の「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」として取りまとめた。 こうした取組を通じて、熱中症が「ぜん息患者」や「COPD 患者」にも甚大な影響を及ぼすことを実態として把握することができたことから、SNS 等を活用し、熱中症への注意喚起を行った。 その結果、熱中症対策に関する情報の整理・分析等や地域における対策推進に関する情報提供等の機構への業務追加を含む、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法案が閣議決定され、令和５年４月２８日に国会で成立した（機構への業務追加は、令和６年４月から施行）。			
--	--	--	--	--	--	--

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－2	地方公共団体への助成事業		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜関連した指標＞								予算額（千円）	770,100	761,640	761,924	825,604	791,310
ソフト３事業参加者数 （※１）	—	第３期中中期目標期間実績：152,223人／年 ※ただし、ソフト３事業のメニューの見直し前の値	131,697人	102,630人	110,721人 ※専門医等による解説動画等の配信 (25,533回再生) ※機構による代替事業参加者 (191人) 上記計 延べ (136,445人)	99,134人 ※専門医等による解説動画等の配信 (1,847回再生) 上記計 延べ (100,981人)	99,227人 ※専門医等による解説動画等の配信 (2,317回再生) 上記計 延べ (101,544人)	決算額（千円）	638,367	589,583	583,295	671,349	655,016
事務指導実施件数	—	第３期中中期目標期間実績：平均 7.75件／年	8件	4件	10件	10件	8件	経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
人材バンクを活用した支援実施状況 （※２）	—	—	15団体 21事業	1団体 1事業	2団体 3事業	2団体 2事業	12団体 16事業	経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978	66,995	57,585
								行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
								従事人員数	16	16	16	16	16

※１ ソフト３事業とは、地方公共団体が実施する、地域住民の健康確保に直接つながる健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を指す。
※２ 上記の「支援実績状況」の数字は、地方公共団体が人材バンクに登録している専門家を活用した件数ではなく、地方公共団体が「機構に対して新規に専門家の紹介を依頼した件数」であるため、機構を介さずに、又は、過去の機構の紹介により既にネットワーク化された、人材バンク登録専門家を活用した数字は含まれていない。

注１）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注２）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(2) 地方公共団体への助成事業	(2) 地方公共団体への助成事業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> 評定：A	評 定	A	評定	
	(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施	(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行う。	事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施	(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施	新型コロナウイルス感染症の拡大により対面による助成事業の多くが中止となる中、地方公共団体のニーズをアンケート調査等により的確に把握し ICT（情報通信技術）を活用した自主的積極的な創意工夫により、コンテンツ動画・副教材の制作、優良事例の横展開、地方公共団体及び患者団体との協働実施、パッケージ支援（伴走型支援）メニューの内容の充実を迅速に図り、ソフト3事業（健康相談、健康診査及び機能訓練）の参加者の満足度約9割（5段階評価の上位2段階までの評価の回答者の割合）という高い「質」を誇るなど、「事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施」という所期の目標を上回る成果を得られた。 また、人材バンク登録者の研修会の開催による「質」の向上や、パッケージ支援の「量」を新型コロナウイルス感染拡大前の水準まで回復させるなど、「人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施」という所期の目標を上回る成果を得られた。 以上のことから、自己評価を A とした。 具体的には次のとおり。 (背景) 本中期目標期間において、「地方公共団体への助成事業」を担う、呼吸器系疾患を専門とする地域の医師やコメディカルスタッフ（看護師、保健師等）、地方公共団体の環境保健部局の職員は、新型コロナウイルス感染拡大への対応に忙殺される非常事態にあった。 また、助成事業の対象者は、呼吸器系疾患の患者であることから、集団や対面での多くの事業が中止に追い込まれた。このため、助成事業の質の低下と量を確保することは非常に困難な状況にあった。 (1) 事業環境等の変化への対応 そのような中、令和2年度には、「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」報告書を取りまとめ、呼吸器疾患の早期発見・治療に向けた動機づけと、息苦しさ・肺機能の改善効果の高い呼吸筋ストレッチ体操を組み合わせた体験型事業の創設など、事業内容の充実を図った。	<評定に至った理由> 第4期中期目標期間においては、予防事業の実施主体である地方公共団体や医療従事者等が新型コロナウイルス感染症拡大への対応に追われ、また、感染リスクへの懸念から対面による事業の多くが中止または縮小等之余儀なくされる厳しい事業環境の中で、患者団体との意見交換や地方公共団体へのアンケート調査等によって各主体が抱える課題やニーズを的確に把握し、そのうえで地方公共団体等による ICT（情報通信技術）を活用した事業実施を支援するための動画等のコンテンツの提供や優良取組事例の共有、人材バンクを通じた専門家派遣による支援、同バンクに登録されている理学療法士を対象とした新たな講習会の開催及び機構が地方公共団体による事業実施を伴走支援する仕組みであるパッケージ支援メニューの拡充、さらには地方公共団体と地域の関係主体の協働による事業を支援するための新たな取組の展開などの取組を中期目標期間を通じて積極的に実施し、「人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施」という所期の目標を上回る成果を達成している。 これらの取組の結果として、予防事業の中核をなすソフト3事業（健康相談、健康診査及び機能訓練）の参加者に対するアンケート調査結果における5段階評価の上位2段階までの評価の回答者の割合は、令和元年度91％、2年度90％、3年度88％、4年度90％と中期目標期間を通じて高い評価を獲得している。 以上の点を踏まえ、主務大臣とし		<評定に至った理由> <その他事項>	
	(a1) ソフト3事業参加者数（前中期目標期間実績：152,223 人／年）	① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。	ソフト3事業参加者数（前中期目標期間実績：152,223 人／年）	①地方公共団体への支援及び予防事業コンテンツの充実 本中期目標期間は、低金利下における公害健康被害予防基金の運用収入の大幅な減少が見込まれたことから、環境保健分野の健康相談、健康診査、機能訓練事業のいわゆる「ソフト3事業」を中心に、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点を置いて、コンテンツの充実を図りながら、助成事業を実施した。 しかし、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面型の事業が相次いで中止となり、ソフト3事業は直接的に大きな影響を受けた。 こうした状況を打開するため、地方公共団体の課題・ニーズをアンケート調査等により的確に把握し、ICTを活用した自主的な創意工夫により、対面の事業を補完するコンテンツ動画・副教材の制作、優良事例の横展開、地方公共団体及び患者団体との協働実施、患者団体との協働による支援メニューの充実を迅速に図ることにより、事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の「質」の向上と、ソフト3事業の「量」の減少抑制及びパッケージ支援（機構による伴走支援）の「量」の回復を図った。 具体的には、以下のとおり。 i) ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析を踏まえた事業展開（令和元年度） ぜん息患者等の意識やライフスタイルの変化に対応するため、「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」を外部有識者の協力を得て報告書に取りまとめた。 報告書を踏まえ、呼吸器疾患の早期発見・治療に向けて「肺機能測定」により見える化・動機づけをした上で、継続的に実施することによる息苦しさ・肺機能の改善効果の高い「呼吸筋ストレッチ体操」を組み合わせた体験型事業の創設等の内容の充実につなげた。 報告書の住民アンケートや優良事例等は、地方公共団体の実務者を集めて、情報共有を図った。 ii) 新型コロナウイルス感染拡大に迅速に対応するための ICT を活用した事業展開（令和2年度～） 地方公共団体へのアンケート調査により把握した課題・要望を受け、新型コロナウイルス感染拡大により中止となった予防事業に代わる ICT を積極的に活用した知識の普及・啓発策として、人材バンクのネットワークを活用し、以下のコンテンツを制作し、機構のホームページ等での配信に加え、紙媒体・DVD を作成し、地方公共団体の助成事業を通じて普及を行った。					

			・アレルギー疾患のある子ども・保護者に向けた新型コロナワクチンの解説動画 （動画再生回数 24, 956 回） ・成人患者向けの「呼吸筋ストレッチ」動画及び副教材の制作 （動画再生回数 355, 280 回） ・専門医及び看護師による「ぜん息の自己管理方法を身につける」解説動画 （動画再生回数 5, 275 回） ・乳児スキンケア動画及び副教材 （動画再生回数 59, 068 回） ・食物アレルギーに配慮した離乳食の動画コンテンツ及び副教材 （動画再生回数 13, 949 回） iii) 新型コロナウイルス感染拡大時における地方公共団体の優良取組事例の横展開（令和２年度～） 新型コロナウイルス感染症の影響下において、感染症対策を講じながら事業を実施している地方公共団体の事例集を作成し、実務者連絡会議の場等で事例発表・共有することにより、地方公共団体の助成事業を促進した。 これらの結果、機構によるパッケージ支援の「量」は、第３期中期目標期間の最終年度である平成 30 年度の実績値が 7 地方公共団体 10 事業であったのに対して、令和 5 年度には、9 地方公共団体 15 事業まで回復させた。 iv) 新型コロナウイルス感染拡大に迅速に対応する機構と地方公共団体との協働実施（令和 3 年度～） 新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった健康相談事業及び機能訓練事業の代替策として、機構と地方公共団体のコラボにより、オンラインでの講演会・体験会を開催した。3 事業とも参加者の 95%から高い評価を得た。 ア．ぜん息等のアレルギー疾患をもつ子どもの保護者を対象とした、専門医によるアレルギー疾患の基礎知識や日常生活の注意点についてのオンライン講演会 （視聴者数 168 人） イ．成人のぜん息患者を対象とした、呼吸筋ストレッチ体操教室のオンライン開催（参加者数 23 人） ウ．ぜん息等のアレルギー疾患がある子どもの保護者等向けに、正しい知識の普及及び新生活に向けての注意点についてのオンライン講演会 （視聴登録者数 378 人） また、令和 3 年度には、講演会等のオンライン開催・ハイブリッド開催を、パッケージ支援事業のメニューに追加し、内容の拡充を図った。 なお、「ソフト 3 事業参加者数」には含まれていないが、上記 ii) のコンテンツは、広く患者やその家族に利用されているとの声が寄せられている。 V) 患者会（NPO）と協働した事業メニューの試行 （令和 4 年度） 地方公共団体へのアンケートの結果、「人手不足」「住民ニーズに沿った事業の改善」という課題とともに、3 割以上の地方公共団体が患者会や NPO と連携した事業の実施のニーズがあることを把握した。 また、複数の患者団体を訪問した意見交換により、気道の炎症の程度を簡易に検査できる「呼気中一酸化濃度（FeNO）」測定のニーズや、より多くの患者の支援への協力意欲（シーズ）を把握した。 このため、医学的効果の確認を行った上で、上記のニー	令和 2 年度からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による助成事業の多くが中止となったことから、地方公共団体の課題・ニーズをアンケート調査等により的確に把握し、ICT を活用した自主的な創意工夫を迅速に進めた。 令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染拡大により中止となった予防事業に代わるオンラインを積極的に活用した知識の普及・啓発策として、人材バンクのネットワークを活用し、患者やその家族のニーズに応える多数の動画コンテンツを制作し、機構のホームページ等での配信に加え、紙媒体・DVD を作成して、地方公共団体を通じて普及を行った。全動画の合計再生回数は、31 万回を越えた。また、感染症対策を講じながら事業を実施している地方公共団体の事例集を作成し、実務者連絡会議の場等で事例発表・共有することにより、地方公共団体の助成事業を促進した。 令和 3 年度には、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった健康相談事業及び機能訓練事業の代替策として、機構と地方公共団体のコラボにより、オンラインでの講演会・体験会を開催した。また、オンライン事業をパッケージ支援事業のメニューに追加し、内容の拡充を図った。 令和 4・5 年度には、地方公共団体の「人手不足」「住民ニーズに沿った事業の改善」というニーズと、患者団体・NPO のシーズをマッチングさせ、気道の炎症の程度を簡易に検査できる「呼気中一酸化濃度（FeNO）」測定器を用いた、地方公共団体と NPO の協働による新たな事業メニューの試行を行った。 このほか、毎年度のソフト 3 事業の効果測定と、地方公共団体へのフィードバックにより、事業の効果的・効率的な実施を促進した。ソフト 3 事業の満足度（５段階評価のうち上位 2 評価を得た回答者の割合）は、令和元年度 91 %、2 年度 90 %、3 年度は 88%、4 年度は 90%、5 年度は 92%と、新型コロナウイルス拡大状況下においても高評価を獲得した。 （２）助成事業への支援 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ICT の積極的な活用など事業の実施方法を進化させる中、地方公共団体からの要望を受け、新たな人材バンク登録者の紹介、人材バンク登録者を活用した新たなコンテンツ動画・事業メニューの開発を行い、ソフト 3 事業の「質」の向上を図った。 また、令和 4 年度には、人材バンク登録者の知識の向上を図るための新たな取組として、地方公共団体からの講	での評価は「A」とする。 <今後の課題> 予算、人員の面で厳しい事業環境下にある地方公共団体を支援するため、特に事業ニーズの把握及び重点化並びに関係団体との連携促進のための取組の拡充に引き続き努めていきたい。 <その他事項> 無し
--	--	--	---	--	--

			ズとシーズをマッチングする支援案の試行のため、「呼吸中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会等」を令和4年度には東京の患者団体と、令和5年度には川崎の患者団体と協働で実施した。 両体験会に参加した40人の患者のうち、アンケートに回答のあった94%から、「満足度」について5段階評価で上位2段階までの評価を得るとともに、「定期的なFeNOの測定は自己管理に役立つ（79%）」「呼吸筋ストレッチを続けていきたい（94%）」との回答を得たことから、主体的な自己管理を促す効果が明らかになった。 令和4年度に体験会を見学した地方公共団体職員からも、「市や区での実施を積極的に考えたい」との声が寄せられた。 他の地域の患者団体・NP0からも、地方公共団体と協働で取り組むことに積極的な意見を得たことから、呼吸中一酸化窒素濃度（FeNO）測定器を10機購入し、パッケージ支援メニューに同測定器を活用したぜん息の自己管理支援を追加し、内容の拡充を図った。 vi）地域のステーキホルダーとのネットワークを活用した連携事業のマニュアル化の開始（令和4年度～令和5年度） 助成事業の中で地方公共団体と連携している患者団体に委託し、地域のステーキホルダーとのネットワークを活用して事業を効果的に推進するためのステーキホルダーとの協働連携のポイントをまとめたマニュアルの作成をし、地方公共団体の実務者にその内容を共有した。 ②事業効果の把握・共有によるソフト3事業の効果的・効率的な実施 患者の高齢化の進展や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ICTの積極的な活用など事業の実施方法を進化させる中、ソフト3事業の効果を的確に測定するため、アンケート調査の質問票の改訂や、毎年度の分析結果の地方公共団体へのフィードバック、アンケート調査のクラウド化の検討を行うことにより、効果測定の「質」の向上を進めた。 具体的には、以下のとおり。 i）事業参加者へのアンケートによる効果測定 令和元年度に質問票を改訂し、回答者や地方公共団体の負担軽減のために質問項目の削減を図る一方で、新たに「事業参加目的」や「事業を知った広報媒体」といった事業の実施に有用な質問項目を加えた結果、アンケート回答数は前年度比126%に増加した。 調査の結果、 ・中期目標期間のソフト3事業の事業満足度は、5段階中上位2位の評価が88～91% ・事業参加後に行動変容の効果があった参加者は、健康相談事業では92.5%以上、機能訓練事業では86%以上（令和4年度） ・健康診査事業により、知識普及の効果があった参加者は78%（令和4年度） ・機能訓練事業のうち運動訓練教室については、参加者の53%から症状が改善との回答。水泳教室については、2か月後の追跡調査で参加者の44%からQOLが向上との回答（令和4年度） ii）アンケートのクラウド化の検討	師派遣ニーズの高い理学療法士を対象に、人材バンク登録者に対するオンライン講習会を開催し、参加者の96%から「有意義であった」との回答を得た。 さらに、上記（1）のとおり、機構による地方公共団体の助成事業の企画立案等を3年以内に限り人的に支援するパッケージ支援事業のメニューを新型コロナウイルス感染拡大時における地方公共団体のニーズに応えるよう開発・追加した。 これらの結果、機構へのパッケージ支援の「量」は、第3期中期目標期間の最終年度である平成30年度の実績値が7地方公共団体10事業であったのに対して、令和5年度には、9地方公共団体15事業まで回復させた。 ＜課題と対応＞ これまでに得た様々な知見等を活用しつつ、地域のニーズに対応するために必要な事業展開を図るとともに、医療従事者・NP0等のステーキホルダーと協働した事業に対する支援を行うことにより、助成事業の効果を高めていく。	
(a2) 事務指導実施件数（前中期目標期間実績：平均7.75件／年）	② 事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図ることで、ソフト3事業について効果的・効率的に実施していく。	事務指導実施件数（前中期目標期間実績：平均7.75件／年）			

(B) 人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施	(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業を支援するため、以下の取組を行う。	人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施		(B) 人材バンク等を活用した地方公共団体が行う事業の支援		
(b1) 人材バンクを活用した支援実施状況	① 予防事業人材バンクの登録者の協力を得ながら地方公共団体と調整を図り、事業ノウハウと企画立案の支援を行うことで、ソフト3事業の内容の充実を図る。	人材バンクを活用した支援実施状況	① 人材バンク登録者の協力によるソフト3事業の内容充実とパッケージ支援			
		<その他の指標> —	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ICT の積極的な活用など事業の実施方法を進化させる中、地方公共団体からの要望を受け、新たな人材バンク登録者の紹介、人材バンク登録者を活用した新たなコンテンツ動画・副教材・支援メニューの開発を行い、ソフト3事業の「質」の向上を図った。			
		<評価の視点> —	具体的には、以下のとおり。			
			i) 人材バンク登録者の紹介 地方公共団体担当者との実務者連絡会議やヒアリングの場などを通じて、パッケージ支援及び人材バンクについて丁寧に説明をしてきた結果、新型コロナウイルスの感染拡大のあった令和4年度においても、新たに2団体2事業に対して、人材バンクから登録者を派遣。令和5年度には12地方公共団体16事業に人材バンク登録者を派遣した。			
			ii) 人材バンクを活用した企画立案によるコンテンツ動画・副教材や支援メニューの開発 令和2年度に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対面型の事業の中止の代替のため、呼吸法、運動療法などの呼吸リハビリテーション動画を製作した際に、人材バンクに登録している理学療法士の協力を得た。 また、令和4年度及び令和5年度に、「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会」を患者団体と協働で実施した際にも、それぞれ人材バンクから4人の講師（理学療法士及び看護師）を活用した。			
			iii) パッケージ支援事業による地方公共団体支援 パッケージ支援事業として9地方公共団体15事業の希望を採択し、事業の企画や運営方法に係る助言、講師の選定、オンライン事業の配信補助や肺機能測定の機材準備等の支援を実施した。なお、そのうち7地方公共団体11事業に対して延べ13人の人材バンク登録者を派遣した。			
	② 地方公共団体自らが継続して予防事業人材バンクを活用して事業展開できるよう、人材バンクの登録者にアンケートを行い活動状況を取りまとめ、登録者、地方公共団体等で情報の共有化を図る。		②予防事業人材バンクの登録者と地方公共団体に活動事例などの情報の共有化 新たな取組として人材バンク登録者へのオンラインによる事業展開の講習会の実施などにより、人材バンクの登録者の「質」の向上を図った。			
			i) 人材バンク登録者へのアンケート調査及び地方公共団体への情報の共有化 毎年度、人材バンクの登録継続の意向及び1年間の活動状況の確認を踏まえリストを更新することで、登録者との連携を強化し、事業への協力に繋げた。			
			ii) 人材バンク登録者へのオンライン講習会の開催			

				新型コロナウイルスの感染拡大が影響し、人材バンク登録者の活躍の場が限られる中、登録者の知識の向上を図るための新たな取組として、地方公共団体からの講師派遣ニーズの高い理学療法士を対象に、人材バンク登録者に対するオンライン講習会を開催した（令和4年12月、参加者27人）。 参加者へのアンケートの結果、参加者の96%から「有意義であった」との回答を得たほか、参加者の100%から、予防事業と人材バンクの概要について理解した旨の回答が得られた。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－２－３	公害健康被害予防基金の運用等		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7．環境保健対策の推進 7－1．公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年 度	令和４年 度	令和５年度
<関連した指標>							
安全で有利な運用等により確保した事業財源額	一	第３期中期目標期間実績：平均 925 百万円／年	701 百万円 （※22 百万円）	696 百万円 （※24 百万円）	716 百万円 （※35 百万円）	732 百万円 （※51 百万円）	745 百万円 （※85 百万円）

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	770,100	761,640	761,924	825,604	791,310
決算額（千円）	638,367	589,583	583,295	671,349	655,016
経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978	66,995	57,585
行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
従事人員数	16	16	16	16	16

※当初の中期計画予算（令和元～５年度の合計額）に対し、各年度末時点で算出した中期計画予算（令和元～５年度の合計額）の増額値

注１）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注２）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	(3) 公害健康被害 予防基金の運用等 (A) 事業に必要な財源 の確保と事業の重点 化 ＜関連した指標＞ (a1) 安全で有利な運 用等により確保した 事業財源額（前中期 目標期間実績：平均 925 百万円／年）	(3) 公害健康被害予防 基金の運用等 (A) 事業財源の確保及び 効果的・効率的な事業実 施に向け、以下の取組を 行う。 ① 市場等の動向を注視 し、機構の運用方針に基 づく安全で有利な運用を 行うとともに、補助金・ 積立金を活用し事業財源 の確保を図る。 安全で有利な運用等により 確保した事業財源額（前中 期目標期間実績：平均 925 百万円／年） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	＜主要な業務実績＞ (A) 事業財源の確保及び効果 的・効率的な事業の実施 ①事業財源の確保 予防事業は、運用益及び自 立支援型公害健康被害予防事 業補助金で実施しており、利 率の高い債券の購入で運用を 行い、事業財源の安定的な確 保を図っている。 一般的に環境に配慮した債 券は利率が低くなるが、令和 元年度に、機構の経営理念に 照らし、公的機関としての責 務を考慮しつつ、環境に配慮 した債券購入の方針を率先し て打ち出し、機構全体の運用 方針へとつなげ、令和3年度 においては、環境負荷の低減 その他社会的課題の解決等を 目的とした債券を積極的に取 得する運用方針の改正につな げた。 （※機構の経営理念：環境分 野の政策実施機関として、良 好な環境の創出と保全に努め る。） 以上のような運用方針に基 づき、安全な運用に努めつ つ、環境負荷の低減その他社 会的課題の解決等を目的とし た債券（社債・地方債）の取 得や、中・長期の債券の取得 による償還時期の平準化に留 意し、償還財源の効率的な運 用を行ったことにより、当初 の中期計画予算（令和元年度 から令和5年度までの合計） 2,424 百万円に対し、各年度 とも運用収入の改善を図った。 ○元年度末時点:22 百万円の増 ○2年度末時点:24 百万円の増 ○3年度末時点:35 百万円の増 ○4年度末時点:51 百万円の増 ○5年度末時点:85 百万円の増 また、運用収入と併せ、自 立支援型公害健康被害予防事	＜自己評価＞ 評定：A ＜自己評価＞ ぜん息等を予防する事業のため に積み立てられた 450 億円の公害 健康被害予防基金を用いて、①環 境問題の予防に資する事業のため に発行された債券（グリーンボン ド、ソーシャルボンド）を購入す るとともに、②債券の運用益等 によりぜん息等の予防事業を行う、 いわば、二重の予防事業の体系を 確立した。 その上で、①については、ESG の視点を組み入れた運用と利息確 保の両立を、着実かつ適正に達成 するとともに、②については、運 用益等を活用した予防事業の実施 に当たり、ぜん息等の発生予防及 び健康回復への寄与度の高い事業 への重点化を実現したことから、 自己評価を A とした。 具体的には、次のとおり。 （1）ESG の視点を組み入れた運 用と、利息確保の両立 機構の経営理念に照らし、令 和元年度に予防事業部より、環境 に配慮した債券購入の方針を自主 的・積極的に打ち出し、機構全体 の運用方針へとつなげ、令和3年 度には、環境負荷の低減その他社 会的課題の解決等を目的とした債 券を積極的に取得するとの運用方 針への改正につなげた。 そして、令和元～2年度にお いては、環境負荷が相対的に低い と判断される債券（社債）の取得 や、中・長期の債券の取得により 償還時期の平準化を図るなど効率 的な運用を行った。 また、令和3年度においては、 償還財源（29 億円）の全ての運用 に際し、利率のみを最優先するの ではなく、機構の運用方針に基づ き、環境負荷が相対的に低いと判 断される債券（社債）の取得に加 えて、予防基金として初めてグリ ーンボンドの取得（3 億円）に踏 み切った。 さらに令和4年度の償還財源 （41 億円）の運用に際しては、グ リーンボンドの取得（3 億円）と	評定	A	評定	
					＜評定に至った理由＞ 第4期中期目標期間においては、市中金利の上昇が見 込めない厳しい状況が続く中で、機構の運用方針に則 って市場動向等を踏まえた着実な基金運用を行い、中 期計画予算を 51 百万円上回る 2,474 百万円（102.1% 増）の運用収入を確保するとともに、機構の経営理念 を踏まえた債券購入の方針を機構内部において率先し て打ち出し、機構全体の運用方針の数次にわたる改正 へと繋げたうえで、グリーンボンドの調達を実現して おり、ESG の視点を組み入れた運用と利息確保の両立と いう困難な目標を達成するものとして高く評価できる。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって地 方公共団体等による事業実施環境に大きな制約が生じ ている中において予防事業を着実かつ継続的に実施し ていくため、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄 与度が高い事業への重点化を進めている点について は、予防事業の長期継続的な実施に資するものとして 高く評価できる。 以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「A」 とする。 ＜今後の課題＞ 無し ＜その他事項＞ 無し		＜評定に至った理由＞ ＜その他事項＞	

		② 限られた財源を有効に活用するため、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業に重点化を図る。		業補助金を活用するなどして、事業に必要な財源を確保した。 ②効果的・効率的な事業の実施 今後の予防事業の展開について、「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」として報告書に取りまとめ、地方公共団体担当者に情報共有を図った上、地方公共団体が実施するソフト3事業を中心とした事業実施を進めた。 また、新型コロナウイルス感染拡大の中にあっても予防事業を着実・継続的に実施するため、動画コンテンツの配信やオンラインによる研修会・講習会等の実施、また患者団体との協働連携に向けた取組など、地方公共団体へのアンケート調査や、環境省及び患者団体等との意見交換を通じて把握したニーズに沿った事業への重点化を図った。	併せて、予防基金として初めてソーシャルボンドを取得（6億円）し、令和5年度においても引き続きグリーンボンドとソーシャルボンドを取得した。 以上のような運用利率と環境配慮の両面を踏まえた着実な運用の結果として、令和5年度は中期計画予算を85百万円上回る2,508百万円（3.5%増）を確保できたことに加え、ESGの視点を組み入れた運用を行うことができた。 増額幅としては、令和4年度末時点での51百万円の増から、さらに85百万円の増（令和4年度末時点増額値に比べて66.7%増）となった。 第4期中期目標期間における予防事業を着実に実施していく上で、収入予算のうち収入の6割強を占める予防基金の運用収入（中期計画予算：年平均1.08%）を確保するため、ESGの視点を組み入れた運用方針を維持しつつ、償還財源の全てで環境負荷の低減または社会的課題の解決等に資する債券を取得した。（令和5年度：年平均1.29%） <課題と対応> ・引き続き市中金利の低下が続くことが想定されることから、運用機会を逃すことがないよう債券の償還時期の平準化に留意しつつ、市場の状況や金利の優位性等のバランスを勘案しながら、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の取得を行っていく必要がある。 ・また、事業の重点化や自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用など、引き続き安定的な財源確保を図っていく必要がある。	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－1	助成事業		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、困難度	＜難易度：高＞ 活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）											
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年 度	令和４年 度	令和５年度			令和元 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年 度					
＜評価指標＞																			
助成終了後１年 以上経過した案 件の活動継続率	第４期中期目標 期間中に 90% 以上	第３期中期目標期間 実績：最高値 86.2%	81.1% ※(87.7%)	79.3% ※(87.3%)	78.8% ※(96.7%)	80.0% ※(96.3%)	84.6% ※(96.9%)							予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	985,264
														決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	882,395
助成の効果等に 係る外部有識者 委員会の事後評 価	（ 10 点 満 点 中）平均 7.5 点 以上	第３期中期目標期間 実績：平均 6.7 点	7.8 点	7.8 点	7.9 点	7.8 点	8.4 点							経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	902,168
外部有識者委員 会に諮る評価実 施案件数の割合	—	第３期中期目標期間 実績：平均 88.0%	96.2%	97.0%	96.2%	96.4%	94.0%							経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	125,769
人材育成と定着 を図る助成件数 の割合	—	複数年計画の新規採 択案件の 16.8%	23.3%	19.0%	22.2%	20.5%	29.0%							行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	902,168
交付決定処理期 間	—	第３期中期目標期間 実績：平均 26.8 日	27 日	25 日	25 日	25 日	27 日							従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
支払処理期間	—	第３期中期目標期間 実績：平均 25.3 日	24.8 日	26.0 日	23.6 日	22.8 日	20.8 日												

※（ ）の数値は、活動継続の実態を把握するため、「活動が他団体で継続している」と回答した団体を含め、「活動の目的を達成したため、活動を継続していない」と回答した団体と「新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に活動を休止している」と回答した団体を母数から除いて整理し、本来継続されるべき活動に係る継続率を算出。

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	(1) 助成事業	(1) 助成事業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績> ○地球環境基金創設 30 年に係る取組 地球環境基金創設 30 年となる令和 5 年度に、環境や社会課題等の変化に対応した、環境 NGO・NPO への支援の新たな方向性を打ち出すために、創設 20 年の事業見直し後の取組を含めたこれまでの助成事業を振り返るとともに、地域の NGO・NPO 等による環境保全活動の実態やニーズを改めて確認し、期待する NGO・NPO 像や目指す社会像を明確にし、創設 20 年時に設定したビジョン・ミッションや新たな助成スキームに係る事業実施方針等の検討を行い、外部有識者からの意見等を取りまとめた、創設以来の大幅な見直し案を作成した。 ○助成金の資金配分、活動計画の審査の知見・ノウハウ等を活用した環境政策に貢献する新規事業等の獲得に向けた取組 地球環境基金が 1993 年の創設以来 30 年にわたって行ってきた生物多様性保全に係る活動に係る知見及びノウハウの蓄積等が評価され、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」(令和 6 年 3 月 5 日閣議決定、4 月 12 日可決)に基づく地域の生物多様性の活動計画の認定事務が E R C A の新規業務として追加された。 また、同じく創設以来 30 年にわたって資金配分機関として役割を十分に果たしてきたこと等が評価され、「令和 6 年度の地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」に係る資金配分業務等を新たに受託した。	<自己評価> <評定と根拠> 評定： A ・地球環境基金創設 30 年を迎えた令和 5 年度に、アンケート・ヒアリング等により幅広い層の意見や各種データを多角的に分析、検討し、地球環境基金の中期重点戦略及び今後の助成方針を取りまとめた。地球環境基金と環境省との連携を強化するプログラムを導入や NPO の活動基盤への支援など基金創設以来抜本的な見直しであり、これらの戦略等の作成は地球環境基金が持続的に成長、発展し、事業目的を達成する上で極めて重要な計画であり、大きな意義をもつものである。 ・環境政策の実施機関として助成事業等において行ったこれまでの取組や蓄積した知見やノウハウが評価され、環境省の 2 つの重点施策に係る業務に新たな取り組みることとなった。 ・助成終了後の活動継続率及び事後評価の助成活動は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて未曾有の厳しい状況下でありながら、終了後 1 年以上経過した実質的な活動継続率は期末の令和 5 年度には 96.9%と高い活動継続率を確保し、事後評価は全期間において目標値 7.5 点を上回る高い数値を獲得した。 ・中間コンサルティングや会計事務指導におけるオンラインの導入、助成金の利便性の向上を図るためのシステムの導入や概算払いの拡充、計画変更に関する助成金の運用ルールの見直しなど第 4 期中期計画期間において助成金の運用や手続きに関する業務改善や業務効率化の一層の推進を図ることができた。 上記のとおり、第 4 期中期目標期間における助成団体の支援強化の取組を推進するとともに、着実に成果に繋がれたことを踏まえ、自己評定を A とした。 根拠の詳細は以下のとおり。 ○地球環境基金創設 30 年におけ	評定 A <評定に至った理由> ・助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率の目標についてはチャレンジングな目標値 (90%) として難易度が高く設定されているが、新型コロナウイルス感染症の拡大により助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曾有の厳しい状況下においても、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、また持続的に形を変えて活動を継続している実質的な活動継続率においては、令和 3 年度から目標値を上回る高い割合を確保した。 ・助成活動期間を終了した案件を対象とした事後評価では、10 点満点換算で 7.8 点以上と目標値 (7.5 点) を上回る評価が得られた。これは、中間コンサルティングでの指導・助言や担当者モニタリングにより着実に助成先団体の活動支援が実施された成果であると考えられる。 ・助成先団体へ対して実施した「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」の結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で、組織基盤の脆弱性が顕著になったと考えられたため、研修やシンポジウムを開催し、助成団体の組織基盤強化の更なる支援に取り組んだ。 ・重点配慮事項に対応した活動の採択と社会情勢に応じた特別助成の設定により、助成効果の向上を図った。 ・交付決定及び支払処理期間について、ともに各年度について 4 週間以内に実施するなど、迅速な処理が行われた。 ・各助成先団体とのオンライン個別面談の活用、助成金申請システムを含む提出書類の電子化推進、一部概算払いの実施により、事務の効率化や利用者の利便性	評定 — <評定に至った理由> — <その他事項> —
	(A)助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実	(A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点か	助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）	(A)助成による支援を行った活動の継続性の確保			

	績：最高値 86.2%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a)本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができなかった高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の2年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。	ら重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）となることを目指し、以下の取組を行う。 ① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成の要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサーの配置や機構職員の能力の向上などにより、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援型の体制整備を行う。 ② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続や活動の自立につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行う。	①助成案件の質の向上に資する体制等の整備 地球環境基金担当職員（以下「基金担当者」という。）は、助成事業アドバイザーの助言を受けるなどしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を見据えつつ、助成対象活動のモニタリングや支援に取り組んだ。 また、令和5年度に地球環境基金が創設30周年を迎える節目の機会に、20周年の事業見直し後の取組を振り返るとともに、地域の NGO・NPO 等による環境保全活動の現状や新たなニーズを踏まえた今後の事業実施方針等を策定した。 ②研修や情報提供による助成団体への支援 ア．助成金説明会の実施 全国8か所の環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）と連携し、助成先団体による活動事例紹介（セミナー）や意見交換会などの情報提供プログラムを組み入れた助成金説明会を全国8か所で実施した。（10～11月） イ．新型コロナウイルス感染拡大による活動影響調査の実施 令和2年度及び3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大による助成対象活動への深刻な影響が懸念されたことから、各年度の全助成先団体に対して、活動影響調査を実施した。本調査は、助成先団体が実施している感染症対策や、環境 NGO・NPO が必要としている支援などを明らかにすることを目的とした。 令和2年度調査においては、その結果を踏まえ、助成期間延長や情報提供、説明会のオンライン開催等の対応を実施した。 令和3年度調査においては、その結果から、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で、	る新たな助成スキームの検討 地球環境基金創設30年に当たり、環境や社会課題等の変化に対応した、環境 NGO・NPO への支援の新たな方向性を打ち出すために、これまでの助成事業を振り返るとともに新たな助成スキームに係る方針の検討を行い、外部有識者からの意見等受けたことで今後の NGO・NPO へのより効果的な支援のあり方を見据えた見直し案を取りまとめた。 ○助成金業務の知見・ノウハウ等を活用した環境政策に貢献する新規事業等の獲得 「地域における生物の多様性の増進のための活動促進等に関する法律」及び「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」は、いずれも第6次環境基本計画の重点施策として掲げているものであり、令和6年度以降にそれらの業務の一翼を担うこととなったのは、これまでに地球環境基金が活動計画の審査や、社会変化・環境問題の動向によるニーズに応じた助成メニューの設定など資金配分機関としての枠組みを超えた取組を行い、成果を積み重ねてきたことが評価されたものである。 ○助成終了後の実質的な活動継続率は高い継続率を確保 助成活動終了後1年以上経過した時点での活動継続率の目標は、第4期目標期間中に達成すべきチャレンジングな目標値（90%）であるが、令和元年度より実施している団体への支援の強化が着実に成果を上げており、新型コロナウイルス感染症の拡大により助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曾有の厳しい状況下においても、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、また持続的に形を変えて活動を継続している実質的な活動継続率においては、令和3年度から目標値90%を上回る高い割合を確保した。 ○事後評価は目標を上回る評価を獲得 令和元年度より、助成団体への支援を強化するため、中間コンサルテーションにおける助言・指導内容を活動計画に確実に反映する振り返りシートの作成や、毎年度活動終了時に基金担当者が活動状況をモニタリングし、今後の課題やそれに対する対応等を整理する「担当者モニタリング」を導入に	の効率化を図った。 以上のことから、新型コロナウイルス感染症の拡大が助成先団体の活動に影響を与える中、積極的な寄り添い型支援を推進し、活動継続率について新型コロナウイルス感染症拡大時においても感染拡大前と同水準を確保する見込みであり、また、活動に対する評価について目標を上回る高い水準を確保する見込みと判断して「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 助成先団体が、助成終了後に自立し持続的に活動を継続していくため助成先団体のニーズに応じた支援を引き続き実施し、NGO・NPOの組織基盤強化に取り組むとともに、政策課題や社会情勢の変化に応じた重点的な助成についても検討し、実施すること。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	--	---	---	--

				助成先団体がオンライン活用等の工夫によりある程度対応・活動ができている反面、環境 NGO・NPO が抱えるより根本的な課題である「組織基盤の脆弱性」が顕著になったと考えられたため、団体組織の強化、他団体との交流や情報収集の場としての研修の実施や、団体の取組好事例等を共有し、ポストコロナに向けた環境活動と NGO・NPO の在り方について展望するシンポジウムを開催した。 ③助成終了後の活動調査及び結果の活用 ア．フォローアップ調査の実施 3 年間継続して助成を受けた団体を対象に、助成終了後の活動状況に関するフォローアップ調査を実施した。調査対象団体のうち、助成終了後 1 年以上経過した時点で「自団体で継続している」と回答した団体の割合は達成目標である 9 割に達していないが、活動継続の実態を把握するため、「活動が他団体で継続している」と回答した団体を含め、「活動の目的を達成したため、活動を継続していない」と回答した団体と「新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に活動を休止している」と回答した団体を母数から除いて整理し、本来継続されるべき活動の 9 割超が継続している。 イ．調査結果の活用等 上記ア．の調査結果をもとに、助成終了後の自立や継続性の観点から特に優秀と認められる活動を 3 件抽出し、フォローアップ実地調査を行い、その結果、優良な事例であることが確認できた活動について、助成終了後の自立や継続性の観点からどのような工夫をしてきたかなどをまとめ、助成中の他の団体に有益な情報（ベストプラクティス）として公表した。	より効果的な助言、指導を行うなど、助成団体の活動支援を強化してきたことで、助成団体活動の事後評価は目標値（7.5 点）を上回る 7.9 点以上の評価を獲得した。また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響がなければ、活動の参加者が増加するなどプラス要因が多く、更に高い評価を得ることができたものと思料される。これらの評価指標「活動継続率」及び「事後評価」は、いずれも第 4 期中期計画期間の最終年度である令和 5 年度に、最も高い数値を獲得することが出来た ○組織基盤の強化に向けた支援を充実 新型コロナウイルスの感染拡大による助成先団体への影響を把握するため実施した「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」の結果から情報提供等を行ったほか、顕在化した団体の組織基盤の脆弱性については、ファンドレイジング等をテーマとして研修や、ポストコロナ時代を見据えた組織運営をテーマとしたシンポジウムを新たに企画運営するなど、助成団体のニーズに速やかに対応するとともに、助成団体の組織基盤強化の更なる支援に取り組んだ。 <課題と対応> ○地球環境基金創設 30 年に当たり、環境や社会課題等の変化に対応した、環境 NGO・NPO への支援として新たな助成メニューの作成等を行った。令和 6 年度から助成メニューの運用を進め、着実に実施していくとともに、それに対応した新たな評価制度の構築に向けた見直しを検討する。 ○令和 6 年度以降に実施する新規業務においては、助成事業を通じて蓄積した知見やノウハウを活用して取り組むことで、より一層環境政策に貢献する。 ○助成先団体の状況を踏まえ、引き続き NGO・NPO の喫緊の課題である組織基盤強化に資する取組を推進する。	
(B)助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10 点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）	(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、各年度の助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均	助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10 点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）	(B) 助成による支援を行った活動の質の向上			

	<定量的な目標水準の考え方> (b)各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。	7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となるよう、以下の取組を行う。 ① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。 ② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。		①助成活動の進捗状況の確認 助成開始から1年以上が経過した活動を対象として、過年度の活動報告や当年度の交付申請書等をもとに基金担当者がモニタリングを行い、評価専門委員と共有した。 ②評価の実施 ア．事前目標共有 新規採択全件を対象に、内定決定後に実施し、活動の目標や計画の改善等を行うことで、助成活動の質の向上につなげた。 イ．中間コンサルテーション 活動計画3年以上の2年目を迎えた全件（LOVE BLUE 助成を除く。）を対象に実施した。 ウ．事後評価（書面評価） 3年以上の活動を終了した全件（LOVE BLUE 助成を除く。）を対象に事後評価を実施し、評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性の観点から、活動実績報告書等をもとに評価し、達成目標（平均7.5点）を上回る結果となった。 評価結果は、ホームページに公表するとともに対象団体に対して個別にフィードバックした。 エ．継続評価 フロンランナー助成3年目の団体について、4・5年目の助成継続の可否を判断するために活動状況等の確認を行った。 オ．実地調査 3年以上の活動を終了した団体から、事後評価（書面評価）の得点の上位、中位、下位から計6件を実地調査の対象として評価専門委員会で選定し実施した。書面評価結果の妥当性を確認するとともに、活動の課題や問題点、今後の発展のために必要な事柄等の聴取や改善のためのアドバイス等を行った。			
--	--	--	--	--	--	--	--

		③ 助成活動の評価内容については、次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みをつくることで、より活動のステップアップを図れる助成制度を構築する。		③活動のステップアップを図れる助成制度の構築 ア．助成先団体へのフィードバック 評価専門委員会において、評価の計画や実施方法の検討等を行うとともに、実施した事後評価（書面評価）及び実地調査の結果については各助成先団体にフィードバックした。 イ．関係機関との連携強化 各地域にて助成金説明会を実施し、地球環境基金が支援すべき地域ニーズの掘り起こし等を行った。 また、環境省各担当課室（地方環境事務所含む）に助成金要望内容を共有するとともに、最新の環境行政の動向やNPO が行う環境活動へのニーズ等を収集し、助成金内定審査に反映した。			
(C)助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上 ＜関連した指標＞ (c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%）	(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、以下の取組を行う。	助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上	(C) 環境保全に関する情勢を踏まえた効果的な助成の実施				
	① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応した助成案件の採択や特別助成等のメニューを適宜設定する。 ② 助成事業を通じて、SDGs の考え方の活用により複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。	外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%）	① 重点配慮事項に対応した活動の採択と情勢に応じた助成メニューの設定 ア．助成対象について 国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項を踏まえたうえで、助成対象活動の採択を行い、実施している。 東京 2020 大会の開催に向けた市民参加による環境保全のムーブメントの創出を目指す活動や、地域循環共生圏のビジョンや体制づくりなど準備段階の活動に対する支援を「特別助成」として行った。 ②複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進 複数の課題解決を目指すことの意識の定着と実行を推進するため、SDGsのどのゴール・ターゲットに該当するかを選択・記入する様式によって、助成金要望及び交付申請の手続を実施した。				
(c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合	③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、前期	人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の	③人材の育成と定着を図る助成方法の検討				

	(複数年計画の新規採択案件の16.8%) (D)事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上 <関連した指標> (d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均26.8日） (d2) 支払処理期間（前中期目標期間実績：平均25.3日）	より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の交付を伴う助成について検討、導入する。 (D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。 ① 助成を受ける民間団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず1回は実施する。 ② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を4週間（28日）以内として速やかな手続きに努める。 ③ 助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1件当たりの平均処理期間を4週間（28日）以内とする。	新規採択案件の16.8%) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%） 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均26.8日） 支払処理期間（前中期目標期間実績：平均25.3日） <その他の指標> — <評価の視点>	ア．若手プロジェクトリーダー育成支援助成 令和元年度～5年度助成先団体から、計48名を採択した。これは複数年計画の新規案件の21.7%を占めている。 (D) 助成金を受ける団体の利便性の向上 ①会計事務等に関する指導等の実施 ア．内定団体に対する会計事務等の説明・指導の実施 令和2年度からは、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、説明資料をホームページに掲載し、各助成先団体とのオンライン個別面談やメール等での問合せに対応する方法により実施した。 イ．事務所指導調査の実施 令和2年度からは、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、助成先団体を対象に「会計自己チェックシート」による会計処理等の状況確認を実施し、上記の状況確認の結果、特に事務所等での確認や指導が必要な団体等については、機構職員が団体事務所等に出向いて指導調査を実施した。 ②助成金交付申請手続の実施 ア．オンライン個別面談の実施等 令和2年度から、助成内定団体との面談はオンラインの活用、電話やメール等の連絡により実施した。 この際、交付申請手続及び期中の活動に向けたすり合わせを行うことで、申請受理後に速やかに交付決定手続を行った。 ③事務の効率化と利便性向上の取り組み ア．書類提出の電子化推進 活動実績報告書（4月）、交付申請書（5月）、支払申請書（年3～5回）といった書類は電子データ（メール）での提出を受け付けた。 また、2023年度助成金要望手			
--	--	--	---	---	--	--	--

			—	続（令和4年11～12月）から「地球環境基金助成金申請システム」によるオンライン手続を実装した。（2022年度助成金に関する手続までは、メール等での書類受付により対応した。） イ．一部概算払いの実施 前年度に助成を受けていた団体のうち、支払事務状況等を勘案し、助成金50%を上限に概算払いを実施した。令和5年度は助成先団体の利便性向上及び活動基盤の強化を図るため、新規団体等を含めた対象団体を拡大した。 ウ．EXCELマクロファイル利用の推進 助成金支払申請書の利便性を向上させるためにEXCELマクロファイルの利用を推奨した。 エ．他の助成制度の紹介 環境保全活動を行うNGO・NPOを対象とする国内の民間財団等による助成制度をまとめた冊子の情報を更新し、ホームページにおいても掲載した。 オ．助成金支払申請の速やかな手続の実施 助成金の支払申請に係る事務については、厳正かつ迅速な審査に努めた結果、4週間以内に処理することができた。 ④地球環境基金助成金申請システムの構築等 各種申請データのWebフォーム直接入力、申請に対する結果通知等の双方向の処理、登録情報のデータベース化など、更なる利便性の向上等を図るため、「地球環境基金助成金申請システム」を構築し、2023年度助成金の要望手続から稼働させた。			
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－2	振興事業		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
<関連した指標>								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	985,264
ユース世代の活動団体の交流会実施回数	—	第３期中期目標期間実績：平均２回／年	10 回（８地方大会、全国大会、ecocon）	10 回（８地方大会、全国大会、ecocon）	10 回（８地方大会、全国大会、ecocon）	9 回（８地方大会、全国大会）	9 回（８地方大会、全国大会）	決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	882,395
ユース世代を対象とした研修実施回数	—	第３期中期目標期間実績：平均４回／年	6 回	4 回	4 回	6 回	6 回	経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	902,168
研修受講者アンケートによる肯定的評価	—	第３期中期目標期間実績：平均 95.4%	98.5%	95.9%	97.7%	98.2%	100%	経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	125,769
								行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	902,168
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(2) 振興事業	(2) 振興事業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績> ○地球環境基金創設 30 年に係る取組 地球環境基金創設 30 年となる令和 5 年度に、環境や社会課題等の変化に対応した、環境 NGO・NPO への支援の新たな方向性を打ち出すために、20 周年の事業見直し後の取組を含めたこれまでの振興事業を振り返るとともに、同じく検討を行った助成スキームの内容も踏まえたうえで、新たな人材育成スキームや情報提供に係る事業実施方針等の検討を行った。令和 6 年度以降に見直しに取り組む。	<自己評価> 評価：A ・中期計画及び各年度計画に掲げる各関連指標の目標を達成したこと及び単年度の事業効果に加えて、地球環境基金創設30年に当たり、研修等の一定期間経過後の事業効果の検証を行い、若手プロジェクトリーダー研修においては受講者の約 6 割～7 割が現在も継続して環境 NPO 活動に従事しているなど研修受講後の中長期の事業効果を確認した。 ・環境政策の実施機関として振興事業等において行ったこれまでの取組や蓄積した知見やノウハウが評価され、環境省の重点施策に係る業務に新たに取り組むこととなった。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により助成先団体の組織の存続や活動の継続が危惧されたため、その緊急性、重要性に鑑み、第 4 期中期計画期間に予定していなかった組織基盤強化に関する研修及びシンポジウムを開催するなど優先かつ迅速に対応した。 ・深刻化する団体の人材不足の課題に対応するため、ユース世代や若手の人材育成の充実・強化に取り組み、全国ユース環境活動発表大会では、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ応募校を 87→90→109→115 高校と毎年度確実に増加し、ネットワークの拡充を図った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により環境ユース海外派遣研修については開催を見送ったが、国内において環境ユースフィールド研修を開催した。 上記の通り、活動の振興支援に加えて団体の組織基盤強化支援に新たに取組み、今後の活動の振興に大きく貢献する成果をあげたことなど、第 4 期中期目標期間における人材創出に向けた取組の強化を着実に成果に繋げたことをふまえ、自己評定を A とした。	評価	A	<評価に至った理由> ・ユース世代の環境活動の促進を目的として、全国ユース環境活動発表大会の地方大会（8 回）の開催など、前中期目標期間実績（平均 2 回／年）を大きく上回る回数のユース世代の活動団体交流会を実施した。 ・全国ユース環境活動発表大会については令和 2 年度及び 3 年度は Web 大会で実施し、校外活動の制限がある学校も参加できるよう工夫するとともに、発表動画はウェブサイトで配信した。令和 4 年度からは各会場にて実施する従来の形式としたが、より多くの学校が参加し本事業の活性化に寄与するために、Web 参加の形式での出場も認めることとし、対面形式での交流とオンライン形式の利点の両方を活かせるよう工夫を行った。 ・高校生向けのセミナー及び大学生向けのミーティング、協賛企業の協力を得た高校生向けの企業研修を各年度 4 回以上開催した。 ・令和 2 年度及び 3 年度に実施した「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」において把握した助成先団体のニーズや課題に基づき、意見交換会、セミナーや、研修等について新たなテーマで積極的な取組を実施した。 ・国際協力の振興と実践活動を担う若手人材を育成するため、令和元年度にインドネシアにて、環境ユース海外派遣研修を実施した。その後は新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、将来的に環境保全活動や地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成するため、北海道下川町（令和 3 年度）及び熊本県南阿蘇村（令和 4 年度）にて研修を実施した。	<評価に至った理由> <その他事項>
	(A)長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化 <関連した指標> (a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均 2 回／年） (a2) ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均 4 回／年）	(A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。 ① 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を、地域毎及び全国規模で毎年度 2 回以上実施する。	長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化 ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均 2 回／年） ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均 4 回／年）	(A)環境保全活動を行う人材の創出 ① 大会の実施 ア、全国ユース環境活動発表大会の実施 全国 8 地区で地方大会を開催し、選出された各 2 校、合計 16 校により全国大会を行った。 令和 2 年度～ 4 年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念されたため、大会参加の高校に事前ヒアリングを実施し、開催を希望する意見を多数受けたことから、共催する環境省及び国連大学サステイナビリティ高等研究所と協議を重ね、開催を決定した。開催形式は令和 2 年度及び 3 年度は大会 Web サイトに高校生の活動動画を掲載して発表する形式とし、審査会はオンラインで実施した。令和 4 年度からは、令和元年度までと同様に各会場にて実施する形式としたが、会場で発表することが困難な団体については、事前に発表を撮影した動画を当日会場で放映し審査する Web 参加の形式での出場を認めた。 また、令和元年～ 3 年度に					

			の工夫等に関するセミナーを、各3回ずつオンラインで実施し、ホームページ上でも公開した。 （イ）研修、シンポジウムの実施 「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の課題に取り組むための支援として、令和3年度は新たに以下の取組を実施した ・団体の組織運営やファンドレイジング等をテーマにした研修（4回） ・ポストコロナ時代を見据えた組織運営をテーマとしたシンポジウム（1回） また、更なる支援として、令和4年度は新たに以下のテーマに係る組織基盤強化のための研修2件を実施した。 ・「多様なステークホルダーとの協働」 ・「地域づくりや地域課題の解決に向けた NGO/NPO の役割」 ウ．ユース世代人材育成に資する研修 国際協力の振興と実践活動を担う若手人材を育成するため、令和元年度にインドネシアにて、環境ユース海外派遣研修を実施した。 その後は新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、環境保全活動に取り組むを現場で学び、将来的に環境保全活動や地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成するため、北海道下川町（令和3年度）及び熊本県南阿蘇村（令和4年度）にて研修を実施した。 エ．ステークホルダーミーティングの開催 複雑化する環境問題の解決には NPO が地域の各主体と協働して地域課題の解決に取り組むことが必要であることから、環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）及び地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）と連携し、地域の NGO・NPO、中間支援組織、企業、学校、金融機関、自治体、環境省地方環境事務所等の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うステークホルダーミーティングを、令和4年度は2地域（北	○全国の高校生などユース世代を対象に、相互研鑽や交流を目的とした全国ユース環境活動発表大会は、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度～3年度には開催が危ぶまれたが、実施を希望する過年度参加者のニーズに応えるため、Web 大会で実施し、校外活動の制限がある高校も参加できるよう工夫するとともに、発表動画はウェブサイトで全国配信した。 令和4年度からは各会場にて実施する従来の形式としたが、より多くの学校が参加し本事業の活性化に寄与するために、Web 参加の形式での出場も認めることとした。 ＜課題と対応＞ ○地球環境基金創設 30 年に当たり、見直しを行った新たな助成メニューを踏まえ、研修等の新たな人材育成スキームや情報提供方法等の方針の検討を進める。令和7年度からの実施に向けて外部有識者へのヒアリングや振興事業検討会における助言や意見等の聞き取り等を通じた検討を進めていく。 ○令和6年度には 10 回目となる全国ユース環境活動発表大会の開催に向けて、これまでの成果を振り返りつつ、共催する環境省及び国連大学サステイナビリティ高等研究所と開催方法等について協議を行う。	
--	--	--	---	---	--

		② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を年1回以上継続的に実施する。	海道、九州)、令和5年度は3地域(全国、四国、東北)で実施した。 オ. 研修受講者アンケート 実施した研修において、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は、各年度で95%以上であった。 ② SDGs 等に関する研修等の実施 ユース世代に対して、(A) ②「ユース世代を対象とした研修等の実施」で記載した研修等を各年度4回以上実施した。			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－3	地球環境基金の運用等		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年 度	令和４年 度	令和５年度		令和元 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年 度	
<関連した指標>								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	985,264	
S N S （ツイッ ター、インスタ グラム掲載数、 フォロワー数）	－	－	ツイッター掲 載数：118 件、 フォロワー 数：484人 インスタグラ ム掲載数：91 件、 フォロワー 数：167人	ツイッター掲 載数：145 件、 フォロワー 数：708人 インスタグラ ム掲載数：129件、 フォロワー 数：320人	ツイッター 掲載数：195件、 フォロワー 数：1,388 人 インスタグ ラム掲載 数：89件、 フォロワー 数：447人	ツイッター 掲載数：162件、 フォロワー 数：2,036 人 インスタグ ラム掲載 数：114 件、 フォロワー 数：569人	ツイッター掲 載数：179件、 フォロワー 数：6,643人 インスタグラ ム掲載数：83 件、 フォロワー 数：821人		884,213	762,899	850,278	887,638	882,395	
特定寄付金の受 け入れ金額	－	第３期中期目標期 間実績：平均 13,750千円	18,000千円	18,000千円	18,000千円	23,000千円	18,000千円		経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	902,168
基金の運用益	－	第３期中期目標期 間実績：平均 185 百万円	82百万円	88百万円	87百万円	94百万円	109百万円		経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	125,769
									行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	902,168
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	

注１）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注２）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評定	B	評定	－
(3) 地球環境基金の運用等 (A)基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進 (a1) SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数) (a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均13,750千円)	(3) 地球環境基金の運用等 (A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。 ① ホームページ、SNSを通じた積極的な広報・周知を行うとともに、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。 ② 寄付を行った企業、団体の名称が明らかになることにより貢献度が明確となる地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう	<主な定量的指標> 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進 SNS（ツイッター、インスタグラム載数、フォロワー数) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均13,750千円)	(A) ①令和元年度にホームページの改修を行い、助成事業活動の紹介ページを設けて、環境NGO・NPO活動や基金事業の理解促進を図るとともに、スマートフォンやタブレットでも閲覧可能なレスポンス対応にレイアウト変更するなど利便性の向上を図った。 また、令和3年度に子供の環境学習コンテンツ「集まれ！グリーンフレンズ」をリニューアルし、環境省子供向けサイト「こども環境省」や「Yahoo!きっず」とリンク展開するとともに、子供を対象とした環境イベントで環境教育の教材として活用し、高い評価を得た。 SNS については、ツイッターとインスタグラムに加え、令和4年度から新たにFacebookを創設し、助成団体の活動報告・募集案内、環境行政のトピック等を積極的に投稿し、フォロワー数も増やすことができた。特に令和5年度のツイッターのフォロワー数は対前年度比226%増となっている。 ②企業協働プロジェクト等による特定寄付金については、LOVE BLUE 助成（企業協働プロジェクト）の活動の積極的な広報展開や成果の発信及び全国ユース環境ネットワーク事業への貢献度を理解いただき、毎年度前中期目標期間	<自己評価> 評定：B 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、SNSの広報展開において、ツイッター、インスタグラムに加えて、令和4年度より新たにFacebookを開設し、NGO・NPO同士のネットワークづくりに重点を置いた情報発信を行い、SNS による発信を強化した。SNSのキャンペーン企画等の広報展開の工夫を行い、ツイッターフォロワー数は第4期中期計画期初から期末までに約14倍、インスタグラムは約5倍増加し、情報発信の強化に繋がっている。 特定寄付金について、各企業に対し環境保全の重要性と企業協働を訴えることで、前中期目標期間実績を超える寄付金の受け入れを継続することができた。 一般寄付金においては、多様な寄付方法による受け入れに積極的に取り組み、様々なターゲットからの寄付金の受け入れにつなげることができた。 以上のことから、自己評価を B 評価とした。 <課題と対応> ・地球環境基金事業への理解増進を図るため、各種媒体やメディア等との連携により、民間団体の活動成果の発信を充実させる。 <今後の課題> 引き続き、SNS 及びホームページ等を通じて個人や企業等に環境 NGO・NPO が行う助成活動成果を積極的に発信するとともに、時代に応じた新たな寄付方法の展開に取り組み、寄付の獲得に努めること。 <その他事項> 特になし。	<評定に至った理由> ・ホームページや広報誌、SNS を活用した情報発信の強化等により、積極的な広報が実施された。 ・特定寄付金の受け入れについては、助成団体の活動成果等及び全国ユース環境ネットワーク事業への理解促進のため、SNS やホームページ等での開催案内や実績報告等を積極的行ったことから、前中期目標期間実績（13,750 千円）を大幅に超える受け入れができた。 ・一般寄付では、多様な寄付方法による取組、高齢者と若者を対象にしたターゲットを絞った取組等により、寄付件数を増加させることができ、独立行政法人評価委員会での法人運営の参考となる取組事例として紹介された。 ・著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた ESG 投資の運用も行った。 以上により、中期目標の所期の目標を達成できる見込みと判断し、B評価とした。	<評定に至った理由> － <その他事項> －		

		努める。		実績平均 13,750 千円を上回る寄付額を獲得することができた。 一般寄付では、東日本大震災以降、企業の社会貢献に対する考え方が、企業自らが社会貢献活動を行う考え方に変化した時代背景も影響し、寄付額が減少傾向であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で家庭における断捨離が進んだことが追い風となり、家庭で不要となった書籍や CD を業者が買い取り、その金額を寄付してもらう「本 de 寄付」の仕組みを通して、環境保全に貢献する親しみやすさや寄付のしやすさといったことから高齢者の寄付件数を増加させることができた。また、近年の電子マネーの普及を踏まえて、主に若者を対象に、電子マネーを利用した寄付の受付を始めるとともに、J-Coin Pay やメルカリペイを利用して、スマートフォンで少額から寄付が行えるものでスマートフォンにアプリが入っていれば、誰でもいつでも環境保全活動への支援ができるよう取り組んだ。これらの結果、寄付件数は増加し、独立行政法人評価委員会において他の法人運営の参考となる取組事例として紹介された。 また銀行が行う寄付型私募債の発行手数料の一部を寄付いただく仕組みを設け、寄付の獲得につなげた。			
(B)安全かつ有利な資金運用	(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。	安全かつ有利な資金運用	(B)安全かつ有利な資金運用				
(b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均185百万円）	① 安全かつ効率的に運用を行い、前中期目標期間と同水準の運用益の獲得に努める。	基金の運用益（前中期目標期間実績：平均 185 百万円） <その他の指標> — <評価の視点> —	著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた ESG 投資の運用も行った。				

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業		
関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第5条第1項、第6条第1項 環境再生保全機構法第10条第1項第5号
当該項目の重要度、困難度	－		4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<関連した指標>													
審査基準、審査状況等の公表回数	一	第3期中期目標期間 実績：4回／年	4回	4回	4回	4回	4回	予算額（千円）	3,174,168	3,564,457	3,947,049	3,947,231	3,949,264
								決算額（千円）	1,961,725	2,890,751	6,778,729	3,047,648	1,202,029
基金の管理状況の公表回数	一	第3期中期目標期間 実績：1回／年	1回	1回	1回	1回	1回	経常費用（千円）	1,962,260	2,893,197	6,778,724	3,047,697	1,203,733
								経常利益（千円）	6,014	2,197	2,701	3,765	8,776
								行政コスト（千円）	1,973,745	2,893,197	6,778,724	3,047,697	1,203,733
								従事人員数	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25

注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標		中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																							
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)																																					
						評定	B	評定	－																																				
(1) 助成業務 (A)審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 (a1) 審査基準、審査状況等の公表回数(前中期目標期間実績：4回/年)		(1) 助成業務 (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。 ① 審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページにおいて公表する。	<主な定量的指標> 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 基金の管理状況の公表回数(前中期目標期間実績：1回/年)	<主要な業務実績> (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 ①審査基準、審査状況等 令和元年から令和5年度までに以下のとおり、軽減事業 22,288 件、代執行支援事業 151 件の助成金を支払った。 <table><tr><th colspan="4">助成状況</th></tr><tr><th colspan="4">(単位：千円)</th></tr><tr><th>区 分</th><th>軽減事業</th><th>代執行支援事業</th><th>合 計</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1,939,777</td><td>3,529</td><td>1,943,306</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>2,871,865</td><td>△1,771</td><td>2,870,094</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>6,650,248</td><td>105,363</td><td>6,755,611</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>2,668,557</td><td>356,655</td><td>3,025,212</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>1,122,464</td><td>58,922</td><td>1,181,386</td></tr><tr><td>合 計</td><td>15,252,911</td><td>522,698</td><td>15,775,609</td></tr></table> また、毎年度、審査状況及び助成対象事業の実施状況を四半期毎にホームページにおいて公表した。	助成状況				(単位：千円)				区 分	軽減事業	代執行支援事業	合 計	令和元年度	1,939,777	3,529	1,943,306	令和2年度	2,871,865	△1,771	2,870,094	令和3年度	6,650,248	105,363	6,755,611	令和4年度	2,668,557	356,655	3,025,212	令和5年度	1,122,464	58,922	1,181,386	合 計	15,252,911	522,698	15,775,609	<自己評価> 評定：B PCB 廃棄物の円滑な処理を推進するため、透明性・公平性を確保しつつ、以下の取り組みを堅実かつ円滑に行ったことから、自己評価を B とした。 ○ 高濃度PCB廃棄物の事業終了期限(令和8年3月末)に向けて、JESCO からの中小企業判定依頼を適正に審査した。また、令和2年9月に代執行支援事業の対象範囲拡大及び軽減事業の適用拡大について、業務方法書等の改正を行い対応した。また、令和3年度には、計画的処理完了期限内に速やかに処理を完了させるため、契約締結までの手続き、期間を考慮し、申込みを完了した者等まで助成対象範囲とする規程改正を行い、PCB廃棄物の円滑な処理を推進した。 ○ 軽減事業及び代執行支援事業について、JESCO からの支払い申請に対し適正に処理して助成金を交付した。 ○ 助成金の実施状況等を四半期ごとに、基金の管理状況を年1回、ホームページにおいて公表した。 <課題と対応> 処理期限が定められている一方で、掘り起しによる新規発見分の処理や処理施設の安全な解体に関し、国の施策に迅速に対応できるよう、引き続き関係各所と密に連携する。	<評定に至った理由> PCB 廃棄物の処理に係る助成業務を毎年度実施しており、また年度計画に基づき基金の管理状況等についてホームページで公表していることから「B」評定とする。 <今後の課題> PCB 廃棄物の処理期限の到来に向けて助成件数が増加することが考えられるため、関係者と密に連携し、着実かつ適正に実施する必要がある。 <その他事項> 特に無し。		<評定に至った理由> － <その他事項> －	
助成状況																																													
(単位：千円)																																													
区 分	軽減事業	代執行支援事業	合 計																																										
令和元年度	1,939,777	3,529	1,943,306																																										
令和2年度	2,871,865	△1,771	2,870,094																																										
令和3年度	6,650,248	105,363	6,755,611																																										
令和4年度	2,668,557	356,655	3,025,212																																										
令和5年度	1,122,464	58,922	1,181,386																																										
合 計	15,252,911	522,698	15,775,609																																										
(B)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理 (b1) 基金の管理状況の公表回数(前中期目標期間実績：1回/年)		(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。 ① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限(令和9年3月)を見据えつつ、基金を適正に管理するとともに、基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理 基金の管理状況の公表回数(前中期目標期間実績：1回/年) <その他の指標> － <評価の視点> －	(B) 基金の適切な管理 ①基金の管理状況を毎年度1回ホームページにおいて公表した。 <その他> 制度改正関係 PCB 廃棄物処理の一層の促進を図るための国の新たな施策への対応をつど速やかに行った。 ・令和元年度 高濃度 PCB 廃棄物の定義の変更 ・令和2年度 軽減事業の助成対象拡大・新型コロナウイルス感染症特別助成率の引き上げ ・令和3年度 清算中の法人及び保管者死亡に係る案件の取扱い ・令和4年度 所定の期限までに処理(委託)しなかった保管義務者の取扱い、PCB 処理基本計画の変更 ・新型コロナウイルス感染症対応 感染症拡大期においても遅滞なく助成対象案件の審査ができるよう、審査書類の電子化を令和2年度より JESCO と準備を進め令和3年度に実現した。 令和2年度限りの制度として、新型コロナウイルス感染症の影響で経営不振に陥った保管事業者への助成率を引き上げ、その結果、軽減事業の助成額が増加した。(令和3年度) ・事業の参考とするため、機構職員向けに JESCO 東京 PCB 処理事業所の施設見学及び意見交換を行った。																																									

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	維持管理積立金の管理業務		
関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第10条第1項第6号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4－5. 廃棄物の不法投棄の防止等

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
<関連した指標>								予算額（千円）	882,969	276,784	279,550	338,831	254,158
設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数	一	第３期中期目標期間実績：平均 1,203 回／年	1,180 回	1,178 回	1,154 回	1,149 回	1,150 回	決算額（千円）	356,780	256,424	302,264	242,126	337,914
維持管理積立金の管理状況の公表回数	一	第３期中期目標期間実績：平均 1 回／年	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	経常費用（千円）	279,266	282,946	285,725	291,472	263,894
								経常利益（千円）	784	2,580	3,873	3,710	9,970
								行政コスト（千円）	287,619	282,946	285,725	291,472	263,894
								従事人員数	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25

注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)																																														
	(1) 管理業務 (A)積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保 (a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）	(1) 管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。 ① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度 1 回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実にを行う。	<主な定量的指標> 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）	<主要な業務実績> (A) 透明性・公平性の確保 ①積立て・取戻し額等の情報提供 i) 積立額及び取戻額 積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実にを行った。 <table><tr><td colspan="5">《単位：百万円》</td></tr><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">積 立</th><th colspan="2">取 戻(Δ)</th><th rowspan="2">残 高</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>677</td><td>7,687</td><td>53</td><td>Δ992</td><td>110,982</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>647</td><td>7,410</td><td>48</td><td>Δ561</td><td>117,831</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>608</td><td>5,409</td><td>47</td><td>Δ1,715</td><td>121,585</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>606</td><td>5,935</td><td>41</td><td>Δ1,219</td><td>126,299</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>583</td><td>5,976</td><td>40</td><td>Δ1,812</td><td>130,964</td></tr></table> 令和5年度までに許可権者に通知した件数：492 件 ii) 運用利息の通知及び払渡し 運用利息を積立者に対して、毎年度 1 回通知するとともに、払渡しの事務を適切かつ確実にを行った。 令和5年度までに設置者に通知した件数：6,211 件	《単位：百万円》					区 分	積 立		取 戻(Δ)		残 高	件数	金額	件数	金額	令和元年度	677	7,687	53	Δ992	110,982	令和2年度	647	7,410	48	Δ561	117,831	令和3年度	608	5,409	47	Δ1,715	121,585	令和4年度	606	5,935	41	Δ1,219	126,299	令和5年度	583	5,976	40	Δ1,812	130,964	<自己評価> 評定：B 埋立処分終了後の適正な維持管理を推進するため、以下のとおり、透明性・公平性を確保しつつ、着実かつ適正に実施したことから、自己評価を B とした。 ○ 設置者への維持管理積立金の運用利息の通知及び払渡し、積立金の積立て及び取戻し、許可権者への通知を適切に行い、業務の透明性・公平性の確保に努めた。 ○ 維持管理積立金を適正に管理し、管理状況をホームページで公表した。 <課題と対応> 最終処分場の受入量の減少等により、積立金の預かり期間が長期化する傾向にあるが、許可権者に適宜状況を確認しつつ、環境省と情報共有を図り適正な管理に努めていく。	評定	B	評定	－
《単位：百万円》																																																						
区 分	積 立		取 戻(Δ)		残 高																																																	
	件数	金額	件数	金額																																																		
令和元年度	677	7,687	53	Δ992	110,982																																																	
令和2年度	647	7,410	48	Δ561	117,831																																																	
令和3年度	608	5,409	47	Δ1,715	121,585																																																	
令和4年度	606	5,935	41	Δ1,219	126,299																																																	
令和5年度	583	5,976	40	Δ1,812	130,964																																																	
	(B)維持管理積立金の適正な管理 (b1) 維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年）	(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。 ① 維持管理積立金の管理状況を年 1 回ホームページにおいて公表する。	維持管理積立金の適正な管理 維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年） <その他の指標> － <評価の視点> －	(B) 維持管理積立金の適正な管理 ①維持管理積立金の管理状況の公表 ホームページに各年度 1 回、令和5年度までに計 5 回行った。 <その他> 当中期計画期間で新型コロナ感染症拡大という困難もあったが、関係者とのコミュニケーションを図ることや業務負荷の軽減を目的として以下の取組を行った。 ○ 令和元年度より運用利息通知の送付方法を封入から圧着はがきに変更した。作業の効率化と誤送付防止が図られただけでなく、新型コロナ感染症拡大の折も例年どおり発送できた。 ○ 今まで設置者は積立金に付与される利息の請求を毎年度行う必要があったが、平成 31 年度に規程改正を行い、一度請求を行えば、次年度以降の手続きを不要とする、事務手続きの軽減を図った。	<評定に至った理由> 維持管理積立金の運用利息の通知を行うとともに、積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実にっており、HP において管理状況を適切に公表しており、新型コロナウイルス感染症拡大への対応策を検討しながら埋立処分終了後の適切な維持管理に向けた対応を適正に遂行していることから、「B」と評価する。 <今後の課題> 引き続き、維持管理積立金の適正な運用に努めていただくとともに、積立金の管理状況について適切に公表いただくことで、本業務の透明性・公平性を確保いただきたい。 <その他事項> 特になし。			<評定に至った理由> － <その他事項> －																																														

				○ 許可権者への通知の電子化・公印省略を遂行し、新型コロナウイルス感染症拡大による配達員不足の影響なく通知できた。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－1 関連する政策・施策 当該項目の重要度、困難度	認定・支給に係る業務		
	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 79 条の 2 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号）附則第 3 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
	＜重要度：高＞ 石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。 ＜難易度：高＞ 石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997	5,749,260
療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数	第３期期目標期間実績（平均 122 日）を維持	第３期中期目標期間実績（平均 122 日）	95 日	212 日	181 日	168 日	173 日	決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	5,543,384
＜関連した指標＞								経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158
労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数	－	第３期中期目標期間実績：平均 12 回/年	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	経常利益（千円）	－	－	－	－	－
療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）	－	第３期中期目標期間実績：平均 17 日	19 日	17 日	15 日	16 日	17 日	行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158

請求期限のある救済給付の請求対象者への周知	—	第3期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	従事人員数	43	43	43	43	43
認定更新対象者への状況確認等の案内送付	—	第3期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%						
窓口相談、無料電話相談件数	—	第3期中期目標期間実績：平均 5,688 件／年	5,683 件	4,749 件	8,793 件	6,924 件	6,213 件							
施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	—	—	22 回	23 回	1,667 回	662 回	1,244 回							
保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数	—	第3期中期目標期間実績：平均 13 回／年	14 回	1 回	1 回	4 回	5 回							
制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表	—	第3期中期目標期間実績：各 1 回／年	各 1 回	各 1 回	各 1 回	各 1 回	各 1 回							
救済制度において診断実績のある医療機関数	—	平成 29 年度実績：1,778 病院	1,822 病院	1,936 病院	1,936 病院	2,036 病院	2,085 病院							
医療従事者向けセミナーの実施回数	—	第3期中期目標期間実績：平均 14 回／年	13 回	6 回	4 回	5 回	7 回							
個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）	—	第3期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%	100%							

注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(１) 認定・支給に係る業務 (A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有 <定量的な目標水準の考え方> (a) 療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数（※特殊な事情を有する案件を除く）は、前中期目標期間において約47日間の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。	(１) 認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。 ① 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努める。	<主な定量的指標> 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有	<主要な業務実績> (A) 申請・請求から認定等決定までの処理日数の維持、厚生労働省との定期的な情報共有	<自己評価> 評定：A 評定理由： 石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、全国の新型コロナウイルス感染者数が大幅に増加し、医療ひっ迫等が発生する中においても、引き続き、申請者に代わって医療機関に対して判定小委員会が必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成には至らなかったが、判定小委員会が審議保留となった令和2年度の処理日数は、212日を39日短縮し173日とするとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、判定小委員会が審議保留となったことで生じた医学的判定の滞留案件を一定程度解消することができた。 これを表すものとして、令和5年度に認定等決定を行った案件は、令和4年度：1,314 件を大きく上回る 1,450 件であり、そのうち、再判定を要した案件は、令和4年度は全体の 36%（473 件）であったところ、令和5年度は全体の 46%を占める 666 件へと大幅に増加しており、課題であった再判定案件を一定程度解消し、医学的判定につなげた。 療養中の方の認定件数が増加傾向にある中、認定から支給までの事務処理日数は基準値である17日を維持できている。 なお、申請者より、機構の迅速、丁寧な対応について感謝の手紙や電話を 40 件以上頂くとともに、患者支援団体からも賛辞を頂いた。 制度周知については、令和3年度から5年度までの間、認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用し、TVCM、新聞広告、街頭ビジョン放送等、広報媒体を効果的に選択して、請求期限の案内を含めて周知を行った。	評定 A <評定に至った理由> ○ 石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくはは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済に繋がるものである。そのため、石綿健康被害救済制度によって救済されるべき方が適切に申請を行い迅速に救済されるためには、国民に幅広く本制度について周知することが重要である。 石綿健康被害者やご家族に対して、石綿健康被害救済制度を広く周知するため、令和3年度以降、認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用し、TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告、渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。 幅広い広報活動による周知の結果、第3期中期目標実績：平均 5,688 件／年を上回る 6,537 件／年（第3期実績比 114%）の無料電話相談等があり、第3期中期目標実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,375 件／年（第3期実績比 124%）の申請等を受け付けた。 また、石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、業務が新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中でも、引き続き、申請者に代わって医療機関に対して医学的判定を行うために必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 その結果、認定等処理については、第3期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を上回る 1,271 件／年（第3期実績比 114%）を行うことができた。 療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は、令和2年度において新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）が審議保留となった影響により212日まで延長したが、新型コロナウイルス感染症が引き続き業務遂行に影響を及ぼす中において短縮が続いている。令和4年度においては、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、168日まで短縮することができた。 認定件数については、第3期中期目標期間実績：平均 904 件／年を上回る 1,004 件／年（第3期実績比 111%）となった。また、療養中の方の認定件数は、第3期中期目標期間実績：平均 755 件／年を上回る 822 件／年（第3期実績比 108%）となった。 認定件数が増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続等の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は、令和4年度において、基準値の17日から16日に短縮できている。 さらに、電子申請を含めた将来のデジタル化のため	<評定に至った理由> － <その他事項> －	評定 －	

				た。 - 令和5年度においては、令和4年度の課題であった、これら再判定を要する案件を重点的に処理して一定程度解消し、医学的判定につなげることができた。 - これにより、処理日数の対象となる療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの請求については、令和4年度（1,314件）から136件増えた1,450件の認定等決定を行うことができた。 - 特に再判定を要した案件は、令和4年度は全体の36%（473件）であったが、令和5年度は全体の46%を占める666件へと大幅に増加している。このため、平均処理日数の面では数値を押し上げる要因となったものである。 また、第4期中期目標期間における、新型コロナウイルス感染症の影響による滞留案件の状況は、以下のとおりである。 - 令和2年度において、感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となった影響により、医学的判定の滞留案件が発生した。 - 滞留案件は、その後減少を続け、令和4年度当初には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消している状況にあった。 - 令和4年度において、引き続き新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中、バーチャルスライドを活用した新ICTシステムによる医学的判定業務の運用開始に際して慎重を期すため、審査分科会1回当たりの審議件数が一時的に減少した。その結果、令和4年度中に初回の医学的判定の滞留案件が再び増加に転じた。 - この点については、令和3年度に続いて審査分科会の開催回数増加により、令和4年度末には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消されるに至ったが、初回の医学的判定を経て、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加する状況となった。 - 令和5年度においては、課題となっていた再判定案件を一定程度解消し、医学的判定につなげた。 - 機構が迅速に初回申出及び再申出に取り組んだ結果、令和5年度末において、再び医学的判定の滞留案件が発生している。 引き続き、環境省への判定申出前に申請者に代わって医療機関から病理標本等医学的資料を可能な限り収集するなどの取組を継続していくとともに、環境省と連携して医学的判定の滞留案件の解消に向けて取り組み、処理期間の	建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくための厚生労働省との情報共有等を適切に行い、建設アスベスト給付金制度で認定となった方からの申請について、環境大臣へ医学的判定を申し出ることなく、効率的に審査を進めて、速やかに認定を行うことができた。 以上のとおり、量的・質的な成果を達成したため、自己評価をAとした。 各事項の詳細は、以下のとおりである。 ○ 認定等処理については、第3期中期目標期間実績：平均1,111件／年を上回る1,324件／年（第3期実績比119%）行うことができた。 ○ 窓口相談及び無料電話相談については基準値：平均5,688件／年を上回る6,472件／年（第3期実績比113%）に対応し、申請・請求については、第3期中期目標期間実績：平均1,108件／年を大幅に上回る1,361件／年（第3期実績比122%）を受け付けることができた。 ○ 認定等決定までの処理日数は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となったことによる滞留案件の影響により、平時を想定して設定された目標処理期間の達成には至らなかったが、判定小委員会が審議保留となった令和2年度の処理日数212日から173日に短縮するとともに滞留案件の削減を進めた。 なお、令和4年度に168日まで短縮してきたが、令和5年度は以下の理由により173日に増加している。 - 令和4年度に審査分科会の開催回数が増加し、滞留案件の初回の医学的判定が進んだため、令和4年度末には追加の医学的資料の提出が求められている案件が増加していた。 - そのため、令和5年度において、これら再判定を要する案件を重点的に処理して、課題であった再判定案件を一定程度解消し、医学的判定につなげた。 - この結果、令和5年度には、処理日数対象案件について	の取組として、環境省が構築した、医学的判定業務に係る新ICTシステムに、機構が行う医学的判定申出業務を適合させるための事務手続の見直し、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくための厚生労働省との情報共有等を適切に行った。 以上により、新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中であっても、重要度や難易度の高い業務において、中期目標の所期の目標水準を大きく上回る成果が得られる見込みと判断し、A評価とするもの。 <今後の課題> 医学的資料の追加提出が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれるが、引き続き医療機関から可能な限り事前に資料を収集し判定申請を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適切な認定・給付に向けた取組を着実に実施していく必要がある。 ・「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報共有を行っていく必要がある。 ・保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、引き続き社会状況を注視しつつ、webの活用を含めた対応などの検討を進め、効果的に実施していく必要がある。 ・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組んでいく必要がある。 <その他事項> 特になし。	
--	--	--	--	---	---	--	--

	② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、毎年度、保健所説明会を通じて、保健所担当者等に対し手続のポイントを実例を交えながら丁寧に説明する。		正常化を目指していく。 ② 保健所窓口担当者への制度周知等 i) 保健所説明会等 救済制度及び申請・給付の手続に関する保健所説明会について、令和２年度に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現地開催を一旦中止とした。令和２年度及び３年度は、説明会の代替措置として、救済制度及び申請・給付の手続に関して制作した動画をホームページの保健所担当者向けサイトに掲載した。感染状況の推移を見て、令和４年度にオンラインで再開した。令和５年度は、関東と近畿の２ブロックで現地開催した。なお、関東はオンラインでも配信し、保健所等担当者が任意のタイミングで視聴が可能となるように、説明会の動画をホームページの保健所担当向けサイトに掲載した。 ii) 地方公共団体研修会 地方公共団体が主催する石綿関連研修会（医師、保健師、看護師、自治体担当者対象）を延べ 11 回開催した。	て認定等決定を行ったものは、1,450 件（令和４年度：1,314 件）と大きく増加した。特に、再判定を要した案件は、令和４年度は全体の 36%（473 件）であったが、令和５年度は全体の 46%を占める 666 件へと大幅に増加した。このため、平均処理日数の面では数値を押し上げる要因となったものである。 ○ 認定件数については、第３期中期目標期間実績：平均 904 件／年を上回る 1,030 件／年（第３期実績比 113%）となった。また、療養中の方の認定件数は、第３期中期目標期間実績：平均 755 件／年を上回る 843 件／年（第３期実績比 111%）となった。 認定件数が増加傾向にある状況においても、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は、令和５年度において基準値の 17 日を維持することができた。 ○ なお、申請等の受付業務に伴う対応や令和３年度以降における審査分科会の開催回数の月３回への増加に伴う準備により繁忙を極めたが、申請者に寄り添った対応が実を結び、申請者より、手続等において機構職員に手厚くサポートをしてもらったことについて感謝の手紙や電話を 40 件以上頂くとともに、患者支援団体からも、患者やご遺族に対する機構の迅速、丁寧な対応について多大な賛辞を頂いた。 ○ 石綿健康被害者やご家族に対して、隙間のない救済を目的として救済制度を広く周知するため、令和３年度から５年度までの間、認知度の極めて高い俳優の草薨剛氏を起用し、TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告、渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。 ○ 請求期限の延長前には、中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限が令和４年３月 27 日に到来することを周知
（a1）労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 12 回/年）	③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）との定期的な情報共有を行う。	労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 12 回/年）	③ 厚生労働省（労災保険窓口）への情報提供 労災保険制度の対象となる可能性が高い案件について、厚生労働省に毎年度 12 回の情報提供を行った。	
（B）救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援	（B）救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。	救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援	（B）救済給付の支給、認定更新申請の支援	
（b1）療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均 17 日）	① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、支給審査の準備を可能な限り進める。	療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均 17 日）	① 速やかな支給のための取組 被認定者等に対し、第４期中期目標期間に、222 億 9,377 万円（第３期中期目標期間実績 172 億 8,117 万円）の支給を行った。 認定後速やかに支給するため、認定者数が増加傾向にある中、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、初回療養手当に係る認定から支給までの事務処理について、第４期中期目標期間において基準値の平均 17 日を維持した。 また、被認定者からの各種請求が円滑に行われるよう、電話や文書を通じて手続を丁寧に説明した。	
（b2）請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）	② 漏れなく救済給付の支給を行うため、葬祭料等請求期限のある救済給付の請求対象者（他法給付を除く。）に、請求勧奨を行う。	請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）	② 請求期限の案内等 時効により救済給付の請求権を失効することのないよう、請求期限の６か月前、３か月前、１か月前に遺族・療養者に対して電話又は文書で連絡を行い、請求の再案内を漏れなく実施した	○ 請求期限の延長前には、中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限が令和４年３月 27 日に到来することを周知

	(b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）	③ 認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。 ④ アンケートの実施等を通じて被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。	認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）	(100%)。 ③ 認定更新の状況確認等 認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を逸することのないよう、認定の有効期間満了月の7か月前から認定更新案内を行った。更新申請者に対しては、認定の有効期間満了2か月前を目途に更新等の決定を行うとともに、未申請者への状況確認・再案内を漏れなく実施した（100%）。 ④ 被認定者等のニーズの把握 被認定者等の状況、ニーズを把握するため、毎年度、各種のアンケート調査を行った。	し、令和4年6月17日に10年延長された後には、延長について、救済制度の周知と併せて、周知・広報を実施した。 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みつつ、保健所等への情報提供、医師・医療機関への申請手続の周知及び医療機関への知見の還元等継続してきた取組と、医療関係団体等との協力による医療現場への制度周知の取組を着実に実施した。 また、請求期限切れにより救済給付の請求ができなくなってしまうよう、対象者の請求期限管理を行い、対象者に対して適切な案内を実施した。 さらに、認定更新の申請漏れを防ぐため、認定更新の申請状況を確認し、未申請者への再案内等の取組を丁寧に行った。		
	(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知	(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。 ① 各種広報媒体を活用した広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。また、救済制度に関する相談内容に適確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。	石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知	(C) 石綿健康被害者・遺族への救済制度の周知 ① 救済制度の効果的な周知 i) 全国規模の広報 石綿健康被害者やご家族に対して救済制度を広く周知するため、令和3年度から5年度までの間、認知度の極めて高い俳優の草薅剛氏を起用したTVCMを全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ、インターネット広告、渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送等、広報媒体を効果的に選定して広報を実施した。 また、保健所等や診断実績のある医療機関等に対し、ポスター・チラシの掲示等を継続して依頼した。 ii) ホームページでの情報提供 機構ホームページの「アスベスト（石綿）健康被害の救済」サイトにおいて、制度や請求期限の周知、申請の方法、認定の状況等に関する情報提供を適時適切に行った。 ② 救済制度に関する相談への対応 新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、感染対策を行いながら、引き続き無料電話相談ダイヤルを設置し、窓口相談と合わせて丁寧に対応した。 また、TVCM 期間中においては、一般の方からの相談・質問に対し、体制を強化して、広報の効果等で増加した無料電話相談等に対応した。 さらに、応対マニュアルを適宜見直し、新規着任者の育成や担当者間での共有を図ること等により、的確に相談に対応した。 ア. 窓口相談件数 224 件（第3期中期目標期間実績 225 件）	○ 建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくため、建設アスベスト給付金制度開始以降、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省と定期的に情報共有を行った。建設アスベスト給付金制度で認定となった方からの申請について、環境大臣へ医学的判定を申し出ることなく、効率的に審査を進めて、速やかに認定を行うことができた。 また、救済制度の対象者が建設アスベスト給付金制度でも対象となり得る場合に漏れなく給付を受けられるよう、令和4年10月には、救済制度の被認定者等約12,200人に当該給付金制度を案内するため、環境省から案内文書を発送するに当たっては、機構で対象者リストを作成・提出したほか、その後の各種問合せにも丁寧に対応するなど、環境省と一体となって取り組んだ。 さらに、機構が保管する申請・請求書類や通知文書等の写しの交付を希望された方に対して、令和4年度及び5年度に583件の資料提供を行った。 この際、個人情報の適切な取扱い等の観点から提供可能な資料を精査の上、資料提供を行うことで、建設アスベスト給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、支援することができた。 なお、資料提供の実施に当たっ		
	(c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均5,688件／年）		窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：均5,688件／年）				

			協会、日本訪問看護財団）の協力を得て、バナー広告の掲載等を行った。 ii) 「石綿による肺がん」の周知 石綿による肺がんについて医療現場に効果的に周知を図るため、学会セミナーにおいて「石綿による肺がん」をテーマに取り上げて説明を行った。また、診断実績のある医療機関等に「石綿による肺がん」に関するチラシを配布した。 iii) 医療専門誌による制度周知 第4期中期目標期間において、医療専門誌延べ14誌を活用して制度周知を行った。 ⑤ 中皮腫の療養に関わる総合的な情報提供 令和元年度より、機構ホームページにおいて、中皮腫に係る専門医療機関、地域の医療・介護・福祉サービス等に関する総合的な情報提供を行った。 ⑥ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」に関する情報提供等 令和4年1月に施行された「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」に基づく建設アスベスト給付金制度の業務について、環境省・厚生労働省と情報共有や各種の調整を行った。建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省に令和4年度及び5年度において延べ124回の情報提供を行った。 また、建設アスベスト給付金制度で認定を受けている場合、医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行うことができる場合があることから、厚生労働省からも定期的に情報提供を受けており、建設アスベスト給付金制度で認定となった方からの申請については、環境大臣へ医学的判定を申し出ることなく、効率的に審査を進めて、速やかに認定を行った。 さらに、令和4年10月には、救済制度の対象者が建設アスベスト給付金制度でも対象となり得る場合に漏れなく給付を受けられるよう、救済制度の被認定者等約12,200人に建設アスベスト給付金制度を案内するため、環境省から案内文書を発送するに当たっては、機構で対象者リストを作成・提出したほか、その後の各種問合せにも丁寧に対応するなど、環境省と一体となって取り組んだ。 さらに、建設アスベスト給付金制度への請求に当たっての参考資料として、機構が保管する申請・請求書類や通知	環境省に各種資料を提供した。 ＜課題と対応＞ ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度において判定小委員会が審議保留となった影響により増加した、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件の処理を進めている状況であり、引き続き、これらの解消に向けて取り組んでいく必要がある。 申請・請求から認定等までの平均処理日数としては、173日となっているため、今後も、処理日数の正常化を目指して、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく。 ○ 迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組とともに、医療手帳の交付を受けた被認定者が安心して医療を受けられるように、被認定者の医療の受けやすさに関する満足度を高める取組を新たに推進する。 ○ 建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報共有を行うことで、効率的な制度運営を図るとともに、建設アスベスト給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、適切に情報提供を行っていく。 ○ 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組む。	
--	--	--	---	---	--

				文書等の写しの交付を希望された方に対しては、個人情報の適切な取扱い等の観点から提供可能な資料を精査の上、令和4年度及び5年度において延べ583件の資料提供を行った。 引き続き、環境省・厚生労働省と連携して、情報共有や各種の調整を行い、建設アスベスト給付金制度に関する業務に適切に対応していく。			
	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、毎年度、以下の取組を行う。	保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等の収集・整理・公表			
	(d1) 保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均13回／年）	① 環境省、厚生労働省とも連携を図り、保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会を実施する。 ② 救済制度の施行状況等について取りまとめ、関係機関に提供するほか、ホームページ等を通じて公表する。	保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均13回／年）	① 保健所等窓口担当者説明会の開催、地方公共団体の研修会等における制度説明等 (A) ②参照 ② 申請・請求の受付及び認定の状況（月次・年次）の集計・公表 毎月の最新情報等を継続的にホームページ上で公表した。			
	(d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各1回／年）		制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各1回／年）	③ 制度運用に関する統計資料の取りまとめ・公表 毎年度、申請・認定・支給の状況等の制度運用に関する統計資料を作成しホームページ上で公表した。 ④ 被認定者に関するばく露状況調査の実施・公表 アンケートをもとに被認定者の職歴や居住歴等の分類・集計等を行った。集計が完了した過年度分については、毎年度、「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ上で公表した。			
	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、毎年度、以下の取組を行う。	指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供	(E) 医療従事者等への効果的な情報提供			
	(e1) 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成29年度実績：1,778病院）	① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。	救済制度において診断実績のある医療機関数（平成29年度実績：1,778病院）	① 診断実績のある医療機関等への資料等の配布 毎年度、救済制度において診断実績のあった医療機関（直近の令和5年度は2,085病院）に対して、医師、医療機関向け手引を送付した。			

	(e2) 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回／年）																
	② 医師の他、看護師、医療系ソーシャルワーカーを対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の知見を提供する。	医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回／年）	② 学会等におけるセミナーの開催 医師等への石綿関連疾患及び救済制度の周知のため、令和2年度の新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ学会の絞り込みを行いつつ、第4期中期目標期間において、学会セミナー等を延べ35回開催した。														
			③ 検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等のための事業 認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、また、医学的判定で得られた知見を医療従事者に還元するため、以下の事業を実施した。 i) 一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関を対象に、計測精度の確保等を図るため、石綿小体計測精度管理事業を実施した。また、医療従事者を対象に中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的とした、中皮腫細胞診実習研修会を開催した。なお、本研修会は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度から令和3年度まで中止していたが、感染状況を見て、令和4年度より再開している。 ii) 当機構が、独立行政法人労働者健康安全機構と連名で発行している「石綿小体計測マニュアル（第2版）」については、石綿による肺がんの医学的資料の作成等で活用されている。石綿小体計測精度管理事業の推進委員等の協力を得て、2年以上にわたり検討を重ね、計測方法に最新の知見を取り入れるとともに計測精度向上に有益な観察標本画像を追加するなどして、令和4年度に、約10年ぶりとなる改訂第3版を発行した。 iii) 救済制度の適正な申請につながるよう、医師に対して石綿による肺がんの認定基準に係る画像の情報提供を目的として、令和5年度において「石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する Web 教育システムの周知・運用等に係る業務」を、環境省からの受託業務として新たに実施した。 ＜これまでの環境省受託事業＞ <table><tr><td></td><td>受託業務名</td><td>開始時期</td></tr><tr><td>1</td><td>救済制度における被認定者に関するばく露調査業務</td><td>平成 22 ～ 24 年度</td></tr><tr><td>2</td><td>石綿肺の診断等に関する支援業務</td><td>平成 22 年度 ～ 【継続】</td></tr><tr><td>3</td><td>中皮腫登録業務</td><td>平成 25 年度 ～ 【継続】</td></tr></table>		受託業務名	開始時期	1	救済制度における被認定者に関するばく露調査業務	平成 22 ～ 24 年度	2	石綿肺の診断等に関する支援業務	平成 22 年度 ～ 【継続】	3	中皮腫登録業務	平成 25 年度 ～ 【継続】		
	受託業務名	開始時期															
1	救済制度における被認定者に関するばく露調査業務	平成 22 ～ 24 年度															
2	石綿肺の診断等に関する支援業務	平成 22 年度 ～ 【継続】															
3	中皮腫登録業務	平成 25 年度 ～ 【継続】															

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

			② 石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。	新 ICT システムによる医学的判定業務が令和 4 年度より運用が開始されている。 運用開始に当たっては、新 ICT システムの運用が円滑に進められるよう、環境省との連携の下、構築時にはセキュリティの確保やインフラの整備を行った。また、機構が行う医学的判定申出業務を新 ICT システムに適合させるための事務手続を見直し、運用開始後において、判定申出業務を安定的に実施できている。 ③ 業務効率化を図るための検討 令和元年度において、救済業務のより一層の事務処理の効率化を図るため業務効率化チームを立ち上げ、効率化の対象となる業務の洗い出しを行った上で、以下の取組を行った。 i) 医療関係者への効率的な周知を行うため、令和元年度において、全国の薬局（56,446 箇所）へ制度周知ポスターを配布した。 ii) 令和 2 年度以降、新規着任者等を対象に、救済制度の基礎知識に関する研修や電話応対研修を行い、人材育成を図りつつ、研修内容を生かして、問合せ者からの相談に体制を強化して部全体で的確に対応した。 iii) 建設アスベスト給付金制度への請求にあたり救済制度の被認定者等が希望した場合等に、機構が保管する申請書類等の写しを速やかかつ効率的に提供できるように、外部保管資料の内部移管及び収納方法の検討と保管場所の整備を行い、対応の迅速化及び作業効率性の向上を図った。 iv) 業務の効率化を進めるとともに、職員の業務専門性を高めるため、判定小委員会委員等の専門家を講演者として招聘し、指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するために実施している学会セミナーへの職員の聴講参加や TVCM による周知広報に向けた事前研修を行った。 ④ 救済制度の施行状況についての情報提供等 令和 4 年度に設置された中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会（以下「救済小委員会」という。）における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に当たっては、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を確実にし、環境省に各種資料を提供した。また、石綿健康被害救済基金の今後の推計に係る資料については、環境省と共同で作成し、連		
--	--	--	--	--	--	--

		③ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。	名で提出した。 救済小委員会で示された今後の方向性への対応については、引き続き、環境省と一体となって対応に適切に取り組む。 ⑤ 石綿健康被害救済基金の適切な運用・管理状況の公表 石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切に行うとともに、毎年度、基金の状況をホームページにおいて公表した。			
--	--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－2	納付義務者からの徴収業務		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 47 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜評価指標＞													
納付義務者からの徴収率	100%	第３期中期目標期間実績：平均 100%	100%	100%	100%	100%	100%	予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997	5,749,260
								決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	5,543,384
								経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158
								経常利益（千円）	－	－	－	－	－
								行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158
								従事人員数	43	43	43	43	43

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
（２）納付義務者からの徴収業務 （A）納付義務者からの徴収率 100％（前中期目標期間実績：平均 100％） ＜定量的な目標水準の考え方＞ （a）納付義務者からの費用の徴収について、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。	（２）納付義務者からの徴収業務 （A）納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績（平均 100％）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。	＜主な定量的指標＞ 納付義務者からの徴収率 100％（前中期目標期間実績：平均 100％） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ 徴収すべき額を確実に徴収しているか。	＜主要な業務実績＞ 特別事業主 4 社に対し、毎年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を確実に徴収した。	＜自己評価＞ 評定：B 特別事業主 4 社に対し、毎年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を全て徴収したため、自己評価を B とした。 ＜課題と対応＞ 特別拠出金は、今後とも確実に徴収を行うこととする。	評定	B	評定	—
					＜評定に至った理由＞ 徴収すべき特別拠出金（前納分及び延納金）を毎年度、計画に基づき適切かつ確実に徴収・収納しており、中期目標の所期の目標水準を達成できると見込めることから、B 評定とするもの。 ＜今後の課題＞ 引き続き、適切かつ確実な徴収を行う必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。		＜評定に至った理由＞ — ＜その他事項＞ —	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－1	研究管理		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞ 研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発

2. 主要な経年データ

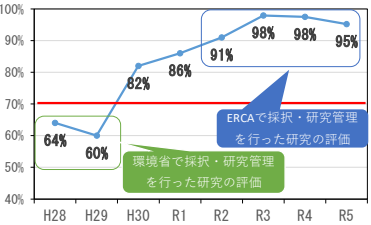
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933	5,434,579	6,456,658
研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価	５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を 70％以上	第３期中期目標期間中５年間の実績平均値：62％	86％	91％	98％	98％	95％	決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217	5,349,862	6,679,081
＜関連した指標＞								経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520	5,254,630	6,473,933
環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数	—	平成29年度実績：18件	調査対象（※1） 53件中38件	調査対象（※1） 42件中23件	調査対象（※1） 40件中27件	調査対象（※1） 43件中31件	調査対象（※1） 29件中19件	経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049	239,459	83,448
研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件	—	平成29年度実績：3件	8件	6件	14件	18件	20件	行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988	5,254,630	6,473,933

数														
他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）	一	平成 29 年度委員会出席実績：無し	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回		従事人員数	10	10	10	10	23
プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザーボード（AD）会合への参加課題数等	一	平成 29 年度実績：全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加							
研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動	一	平成 29 年度実績：1 回	1 回	1 回（※2）	2 回	2 回	2 回							
一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数	一	平成 29 年度実績：無し	1 回		2 回	3 回	4 回							
研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	一	平成 29 年度実績：2 回	1 回	0 回 資料の HP 掲載により周知	1 回	1 回	2 回							
実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数	一	平成 29 年度実績：50 課題	56 課題	55 課題 （代替措置とした 書面検査は 5 課題）	47 課題 （代替措置とした書面検査は 19 課題）	66 課題	59 課題							

※1 環境省が実施した追跡評価において、「環境政策への反映状況」に関する設問に回答した課題を調査対象件数とする。

※2 研究コミュニティ向けのシンポジウムを一般国民にも対象を拡げて 1 回開催

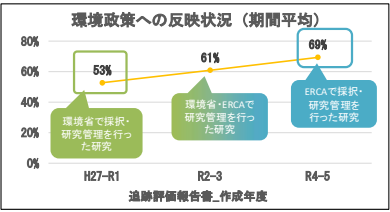
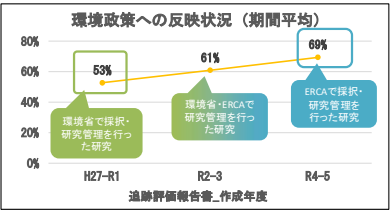
注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
(1) 研究管理	(1) 研究管理	<主な定量的指標> 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入するとうえ、外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上（前中期目標期間中5年間の実績平均値：62%）	<主要な業務実績> (A) 事後評価において、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合について、毎年度70%以上を確保 新型コロナウイルス感染症の拡大の中でも、当初想定した研究成果を研究期間内で得られるよう、web会議システムを積極的に活用し、プログラムオフィサー等による研究者支援を継続して実施した結果、事後評価において上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は94%（令和元年度～令和5年度の全評価課題）となり、第4期中期計画に掲げる目標を大きく上回ることができた。（対第4期中期計画目標値134%） (図) 事後評価における上位2段階（S、A評価）の比率の推移 	<自己評価> 評定：S 平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管された後、研究費の新たなルールを導入し、研究費の利便性の向上を図るとともに、プログラムオフィサーによる専門性の高い運営体制を構築し、研究者への支援体制を強化してきた。 その結果、移管前に比べて応募件数の増加、事後評価結果の向上、特許件数の増加など、研究内容の「質」において、中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果を得た。 また、推進費の実績が評価され、ERCAは、第3期SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）のFSの実施に当たり、独立行政法人（中期目標管理法）として、かつ、環境省の所管法人として、初めてこれに取り組み、取りまとめた戦略及び研究開発計画案が、ガバナリングボード（内閣府）より高い評価を獲得し、令和5年度から始まる第3期SIPにおける研究推進法人として指定されるという、質的に顕著な成果を得た。 第3期SIPの初年度に当たる令和5年度においても、追加予算要望で「S」評価を獲得、令和5年度の研究評価に關しても、総合評点117点で「A」評価を獲得した。 以上のことから、自己評価をSとした。 具体的には次のとおり。 (1) 研究成果の最大化 新型コロナウイルス感染症の拡大する中であっても、研究期間内に当初に設定した研究成果が得られるよう、オンラインにより、プログラムオフィサー（PO）による研究者への支援を継続して実施した結果、事後評価において上位2段階の評価を獲得した課題数の割合（平均値）は94%となり、中期計画に掲げる目標値70%（前期中期目標期間の平均値62%）を大きく上回ることができた。	評定	S	評定	－
<定量的な目標水準の考え方> (a) 第4期中期目標期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。 なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。	① 事後評価の実施に当たっては、現行の評価基準に加えて、他機関の取組を参考としつつ、推進費の研究成果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入する。 ② 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（KO）会合やアドバイザーボード（AD）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（PO）・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる		① 客観性・定量性を高めた新評価方法の導入 令和2年度の中間評価から客観性・定量性を高めた新評価方法を試行した。試行結果を検証し、評価基準の明確化、適切な統計的处理方法の採用など、評価の精度、客観性をより一層向上するための改良を行い、令和3年度の中間・事後評価から新評価方法を本格導入した。 また、令和5年度以降の中間・事後評価の実施方法について、複数の研究領域に跨る研究評価に対応するため、各研究領域の評価委員が評価できる効率的な評価方法の導入に向けて見直しを行った。 ② 研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実 新規に採択された研究課題について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で研究開始に遅れが生じないよう、Web会議システムを活用してキックオフ（KO）会合を開催し、プログラムオフィサー（以下「PO」という。）は7月までに開催された全てのKO会合に出席し、研究の進め方等に関する助言を行った。 その際には、機構職員も研究管理業務の能力向上のため、KO会合やAD会合に出席することにより、専門性やスキルの向上を図った。また、これら取組に加え、令和5年度に推進費が対象とする研究領域の動向や知財等の勉強会を7回開催し		<評定に至った理由> － <その他事項> － 業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。 研究成果の社会実装を見据えた研究成果の最大化の観点から目標としていた「事後評価において上位2段階の評価を獲得した課題数の割合」は、94%で、中期計画に掲げる目標値70%を大きく上回った。 研究成果の環境政策への反映の点では、ERCAで採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は74%となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53%）と比べて、大幅に向上した。 これらの実績は、研究費の利便性の向上、プログラムオフィサー（PO）による研究者への支援の強化、評価方法の見直し、広報・情報発信の強化等の業務改善の取組を継続して実施した結果として得られたもので、高く評価できる。 また、新型コロナウイルス感染症が流行する中で達成したことも特筆に値する。具体的には、Web会議システムの速やかな導入により各種会合や説明会のオンライン実施を可能とし、また、研究計画の変更や延長について柔軟な措置を講じる等の取組を実施した。 加えて、当初目標にはなかったSIP業務について、令和4年度実施のFSにおいてはガバナリングボード総合評価で「A」を獲得し、第3期SIPの課題として成立するとの評価を得て、令和5年度からは本格的に実施している。 以上のとおり、新型コロナウイルス感染症が流行する中にも関わらず、環境研究総合推進費に係る業務について多様な取組により、当初目標や移管前に比して多大な実績があった。 さらに、当初目標には無かったSIP業務について追加的に実施した。 当初目標を大きく上回る成果を上げ、令和5年度も同等以上の成果が見込まれることから、見込評価は「S」とする。 <今後の課題> 今期の目標値である「5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合70%以上」については、令和4年度実績は98%であり、上限である			

		③ 低評価を受けた研究課題には評価を上げるための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。		たとともに、推進費の業務マネジメントに関する取組を国際P2M学会に発表した。 また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による研究計画の変更について、柔軟かつ適切に対応する措置を講じた。 ③ 中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しなどのフォローアップの実施 中間評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は97%（令和元年度～令和5年度的全評価課題）となった。 第4期中期目標期間中に終了した課題のうち、中間評価で指導対象の下位3番目以下（B以下）の評価を受けた課題は13課題あったが、研究成果・評価をより一層向上できるよう、POの指導・助言の下、環境研究推進委員会の意見等を今後の研究に反映させた結果、うち9課題が事後評価でA評価となった。 （B）研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理の実施	研究者への支援では、当該中期目標期間に終了した課題のうち、研究期間3年間の2年目の中間評価において、下位の評価（B評価以下）を受けた研究課題13課題について、POによる指導・助言の下、中間評価における意見等を研究内容に反映した結果、9課題が事後評価においてA評価につながった。 （2）研究成果の環境政策への反映・社会実装 環境政策への反映状況では、環境省に研究過程の段階から積極的に情報提供をしていくことにより、研究終了後の3年後に実施した追跡調査において、ERCAで採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は69%となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53%）と比べて、大幅に向上した。 また、技術開発課題における特許件数の増加に合わせて、令和3年度からの新技術説明会（科学技術振興機構（JST）との共催）での紹介を始め、令和5年度には、循環型経済・サステイナブル経営の実現を目指す企業関係者との商談会である「サーキュラーエコノミーEXPO」に新たに出席するなど、研究者と企業とのマッチングを進めた。追跡評価によると、発表した9課題中5課題において共同研究開発の進展があった。 さらに、業務移管後の研究成果について、データベース化を図り、研究者、研究機関、自治体及び企業等の担当者が検索できるようシステムを構築してホームページに公開し、研究内容へのアクセス向上を図った。 加えて、研究成果の国際展開を図るため、国際シンポジウム（ISAP2021/2022/2023）を通じて東南アジアなど海外に向けて情報発信に努めたとともに、推進費の英語版Webサイトを開設した。 （3）第3期SIPに係るFS及び研究開発の推進 【令和4年度】 これまでの推進費における研究管理の知見・ノウハウを活用して、次期SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の研究	100%に近い値となっている。 今後は、より具体的な社会実装の更なる取組を推進することを期待する。 ＜その他事項＞ なし。
（B）他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理	（B）他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理を実施するため、以下の取組を行う。	他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理	（推進費に係る指標） 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数平成29年度実績：18件	① 政策検討状況の情報提供、助言等 KO会合・AD会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。 また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポート（半期報）を提出してもらい、進捗状況に応じてPOから助言を行うなどフォローアップを行った	（2）研究成果の環境政策への反映・社会実装 環境政策への反映状況では、環境省に研究過程の段階から積極的に情報提供をしていくことにより、研究終了後の3年後に実施した追跡調査において、ERCAで採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は69%となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53%）と比べて、大幅に向上した。 また、技術開発課題における特許件数の増加に合わせて、令和3年度からの新技術説明会（科学技術振興機構（JST）との共催）での紹介を始め、令和5年度には、循環型経済・サステイナブル経営の実現を目指す企業関係者との商談会である「サーキュラーエコノミーEXPO」に新たに出席するなど、研究者と企業とのマッチングを進めた。追跡評価によると、発表した9課題中5課題において共同研究開発の進展があった。 さらに、業務移管後の研究成果について、データベース化を図り、研究者、研究機関、自治体及び企業等の担当者が検索できるようシステムを構築してホームページに公開し、研究内容へのアクセス向上を図った。 加えて、研究成果の国際展開を図るため、国際シンポジウム（ISAP2021/2022/2023）を通じて東南アジアなど海外に向けて情報発信に努めたとともに、推進費の英語版Webサイトを開設した。 （3）第3期SIPに係るFS及び研究開発の推進 【令和4年度】 これまでの推進費における研究管理の知見・ノウハウを活用して、次期SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の研究	＜その他事項＞ なし。
（推進費に係る指標） (b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数（平成29年度実績：18件）	①推進費において、環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員がKO会合やAD会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）において、機構が研究推進法人として指定された研究課題について、研究開発計画に沿ってプログラムディレクター（PD）の方針に従い、研究開発を推進する。	（推進費に係る指標） 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数平成29年度実績：18件	（推進費に係る指標） 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数平成29年度実績：18件	SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）は、科学技術イノベーション実現のために平成26年度に創設した国家プロジェクトである。 総合科学技術・イノベーション会議（議長 内閣総理大臣）が令和5年度から開始の第3期SIPにおいて、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が新たな課題候補となった。これまでSIPの研究推進法人は研究開発法人が担ってきたが、フィージビリティスタディ（以下「FS」という。）及び第3期SIPの実施に当たって、環境再生保全機構は独立行政法人（中期目標管理法人）として、かつ、環境省所管の法人として初めてSIPの研究管理に取り組むこととなった。 【令和4年度】 令和4年度に実施したFSにおいては、PD候補の下、企業等から提出されたRFI（Request For Information）77提案の評価・分析を行い、RFI提出企業等29社に対しヒアリングを実施、FS実施方針（案）を策定し、内閣府の検討タスクフォース（検討TF）の決定を受けて以下のとおり実施した。 ●基礎調査と個別テーマ調査	（2）研究成果の環境政策への反映・社会実装 環境政策への反映状況では、環境省に研究過程の段階から積極的に情報提供をしていくことにより、研究終了後の3年後に実施した追跡調査において、ERCAで採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は69%となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53%）と比べて、大幅に向上した。 また、技術開発課題における特許件数の増加に合わせて、令和3年度からの新技術説明会（科学技術振興機構（JST）との共催）での紹介を始め、令和5年度には、循環型経済・サステイナブル経営の実現を目指す企業関係者との商談会である「サーキュラーエコノミーEXPO」に新たに出席するなど、研究者と企業とのマッチングを進めた。追跡評価によると、発表した9課題中5課題において共同研究開発の進展があった。 さらに、業務移管後の研究成果について、データベース化を図り、研究者、研究機関、自治体及び企業等の担当者が検索できるようシステムを構築してホームページに公開し、研究内容へのアクセス向上を図った。 加えて、研究成果の国際展開を図るため、国際シンポジウム（ISAP2021/2022/2023）を通じて東南アジアなど海外に向けて情報発信に努めたとともに、推進費の英語版Webサイトを開設した。 （3）第3期SIPに係るFS及び研究開発の推進 【令和4年度】 これまでの推進費における研究管理の知見・ノウハウを活用して、次期SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の研究	
（SIPに係る指標） (b1) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数						

			基礎調査では、国内外の取組事例の調査・整理、サーキュラーエコノミーの構築に係る社会課題及び解決方法について調査を行うとともに、個別テーマ調査では、技術実現性やサブ課題の成立可能性等について調査を行った。 ●コアメンバー会議の開催 PD候補、サブPD候補、戦略コーディネーター、学識経験者、内閣府ほか関係府省及び研究推進法人である ERCA により構成され、次期 SIP の実施に向け、基本方針、FS 実施方針、研究開発計画書案を策定する他、FS の進捗を管理する会議体で、毎週一回開催し FS 実施期間中に 23 回開催した（FS 参加企業も含めた全体会議は毎月 1 回開催）。 ●ワークショップの開催 FS 担当機関に対し、SIP の狙い、CE 動向など基礎情報の共有を通じて、本プロジェクトに関する共通認識を持ち、個別テーマの目標設定やテーマ間連携の検討に資する基礎情報の共有を目的に開催した。 第 1 回（9/22） ・SIP の狙い、CE 基礎調査・全体像案の共有、CE と TCFD/TNFD、パネルディスカッション 第 2 回（10/27） ・マトリックスマネジメント、計測技術開発、富岳利用、計算・モデリング・データプラットフォーム、パネルディスカッション ●タウンミーティングの開催「生活に身近な問題からプラスチックの未来を考えよう」 タウンミーティングを通じて、消費者の行動変容における課題を抽出し、研究開発計画案の作成に資することを目的に開催した。 令和 4 年 10 月 9 日（日） 東京ドームシティ ラクア ガーデンステージ ●サイトビジットの実施 サーキュラーエコノミーに資する国内の先進事例（8カ所）の視察を行い、企業代表や技術担当責任者との意見交換を通じて、課題の整理とデジタル化の現状把握など、必要な情報を収集した。 これら FS の調査結果に基づき、戦略及び研究開発計画案を作成し、ガバニングボード（内閣府）での集中討議の結果、15 課題の戦略及び計画案の総合評価では、A 評価 8 課題、B 評価 7 課題のうち、他法人が継続して SIP に参画するなか、初めて SIP に参画する研究推進法人として A 評価を獲得することができた。 また、評価コメントでは、当該課題候補は課題として成立すると評され、次期（第 3 期）SIP の研究推進法人として、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官から、令和 5 年 1 月 27 日に正式決定された。 【令和 5 年度】 ●内閣府及びガバニングボードによる評価 令和 5 年度より第 3 期 SIP のプログラムがスタートし、研究の進捗に基づくガバニングボードからの評価を受けた。	研究推進法人として、FS（フィージビリティスタディ）を実施し、その結果に基づき社会実装に向けた戦略及び研究開発計画（以下「研究開発計画」という。）を作成し、ガバニングボード（内閣府）に提出した。 ガバニングボードでの集中討議の結果、15 課題の研究開発計画の総合評価では、A 評価 8 課題、B 評価 7 課題のうち、他法人が SIP に継続して参画する中で、はじめて SIP に参画する研究推進法人として「A」評価を得た。 【令和 5 年度】 令和 5 年度より開始の第 3 期 SIP 課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」における研究推進法人として、PD や関係府庁と連携し研究開発のマネジメント及び社会実装に向け連携を推進した。 ELV 規則案（欧州域内の新車への再生プラスチックの使用率の義務付け案）への対応のための追加予算要望に関しては、重要性が認められ「S」評価を獲得し、追加予算として要望額満額の 2.9 億円の研究費を獲得することができた。また、令和 5 年度を通してのガバニングボードによる研究評価に関しても、総合評点 117 点で「A」評価を獲得し、令和 6 年度予算として、令和 5 年度から 0.3 億円の増額となる 15.2 億円が認められた。 （４）SIP と環境施策の連携 SIP の研究成果を環境施策に反映するため、環境省に働きかけ、SIP の研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）を活用し、SIP における取組の海外展開（BRIDGE 予算：5,900 万円）及び ASEAN 地域等への循環産業の進出や ASEAN 地域等からの自然資本系資材を調達している企業の TNFD 開示を通じた企業価値向上に係る FS（BRIDGE 補正予算：9,200 万円）を実施した。 また、環境省が令和 5 年度の補正予算で実施する「自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業」において、ELV 規則案に係る SIP 成果の検証が計画されるなど、SIP と環境施策の連携を推進した。	
--	--	--	---	---	--

			・プログラム統括及び評価委員会による評価（８月８日、２１日）及び追加予算要望 ７月末までのSIPプログラムの進捗状況、予算執行状況等の報告及びELV規則案（欧州域内の新車への再生プラスチックの使用率の義務付け案）に係る追加予算要望を実施し、Ｓ評価を受け要望額満額の２.９億の追加予算措置が認められた。 ・プログラム統括チーム論点整理及び評価委員会（１月１８日、２月５日） ＰＤによる令和５年度の自己点検報告書とピアレビュー報告書に基づく、令和５年度の評価として、総合評点１１７点でＡ評価を獲得し、令和６年度予算として１５.２億円が認められた。 ●環境省施策との連携 環境省施策との連携として、SIPの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）について、環境省から内閣府に対して令和５年度予算配分の提案がなされるよう働きかけた結果、SIPにおける取組の海外展開について BRIDGE で連携して取り組むことにつながった（令和５年度 BRIDGE 予算 5,900 万円を機構が執行）。 また、１２月 21 日付のガバニングボードにおいて、「諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査」に係る BRIDGE の補正予算が承認された。本補正予算は、SIP/BRIDGE において実施中の課題から派生し、社会実装に向けて、世界的な市場獲得競争、ルール形成への対応が急務となっている課題に取り組むものであり、ASEAN 地域等への循環産業の進出や ASEAN 地域等からの自然資本系資材を調達している企業の TNFD 開示を通じた企業価値向上に係る F S を実施する。これは、SIP との連携を踏まえたものであり、環境省から ERCA に運営費交付金（9,200 万円）が交付され調査研究を実施することとなった。 さらに、SIP から ELV 規則案対応の情報提供、働きかけがきっかけとなり、環境省が令和５年度の補正予算において「自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業」を実施する。当該事業において環境省が立ち上げる産官学連携のコンソーシアムでは、自動車 OEM、Tier1 企業等の参画により、SIP で開発される技術を社会実装するため事業が検討されており、SIP の出口戦略の一つとする予定。	（以下、評価理由に掲げた事項の詳細） （１）研究成果の最大化 ○P O の支援については、オンラインによるアドバイザーボード（A D）会合の充実、中間評価結果のフォローアップ、若手研究者への半期報やサイトビジット（研究視察）の実施など、研究者の支援に継続して取り組みだ結果、事後評価において上位２段階の評価を獲得した課題数の割合は 94%（R1～R5 年度の全評価課題）となり、中期計画に掲げる目標を大きく上回ることができた。（対第４期中期計画目標値 134%） ○ 新型コロナウイルス感染症の影響で研究開始に遅れが生じないよう、オンラインも活用して、P O は全てのキックオフ（K O）会合、アドバイザーボード（A D）会合に出席し、研究の進め方等について助言を行った。 （２）研究成果の環境政策への反映・社会実装 ○環境政策への反映の一例として、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和５年３月 31 日閣議決定）において、戦略的研究開発 S-15 で開発した将来シナリオが示されており、本研究での予測評価の成果を踏まえて、国家戦略の見直しが行われた。 （３）第３期 SIP に係る F S 及び研究開発の推進 ○ 令和５年度から開始の次期 SIP において、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が新たな課題候補となり、その F S を独立行政法人（中期目標管理法人）として初めて環境再生保全機構が研究推進法人に指定された。 F S の調査結果に基づき、研究開発計画案を作成し、ガバニングボード（内閣府）での集中討議の結果、15 課題の研究開発計画案の総合評価では、A 評価 8 課題、B 評価 7 課題のうち、他法人が継続して SIP に参画するなかで、はじめて SIP に参画する研究推進法人として A 評価を得ることができた。																
（推進費に係る指標） （b2）研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件） （SIP に係る指標） （b2）コアメンバー会議の開催回数	② 産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書で担保するとともに、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。	（推進費に係る指標） 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件） （SIP に係る指標） 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数 （SIP に係る指標） コアメンバー会議の開催回数	② 知的財産出願数件数の把握 機構に業務移管された平成 29 年度以降に実施された研究課題について、令和 5 年度末までに研究機関から出願された知的財産出願件数は 70 件であった。  <table><caption>知的財産出願数（平成29年度～令和5年度）</caption><tr><th>年度</th><th>出願件数</th></tr><tr><td>H29</td><td>3</td></tr><tr><td>H30</td><td>1</td></tr><tr><td>R1</td><td>8</td></tr><tr><td>R2</td><td>6</td></tr><tr><td>R3</td><td>14</td></tr><tr><td>R4</td><td>18</td></tr><tr><td>R5</td><td>20</td></tr></table>	年度	出願件数	H29	3	H30	1	R1	8	R2	6	R3	14	R4	18	R5	20	
年度	出願件数																			
H29	3																			
H30	1																			
R1	8																			
R2	6																			
R3	14																			
R4	18																			
R5	20																			

				把握した技術開発成果（知財）は、令和３年度からの新技術説明会（科学技術振興機構（JST）との共催）での紹介を始め、令和５年度には、研究成果の社会実装を目指し、循環型経済・サステイナブル経営の実現を目指す企業関係者との商談会である「サーキュラーエコノミーEXPO」に新たに出席するなど、研究者と企業とのマッチングを進めた。さらに、（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）の「競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業（iNat 事業）」に申請し、令和６年度より知財戦略プロデューサーによる社会実装を見据えた知財戦略策定等の支援が決定した。 SIP においては、令和５年度の８月より研究開発が始まり、令和５年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は４件であった。 また、SIP では、知的財産について、知財委員会による管理が求められているため、知財委員会のメンバーとして有識者（弁理士）を知財委員会の委員に加えた。さらに、SIP 内の研究テーマ間連携を促進するため、SIP 参画機関全体での「知財及びデータの取り扱いについての合意書」を作成し、合意書締結に向けた手続きを進めた。 ③ 追跡評価結果等の収集及びその活用 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、追跡評価結果の報告を収集した。 なお、第４期中期計画期間中の追跡評価の調査対象 207 課題のうち、研究成果が環境政策へ反映された件数（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む。））は 138 件であった。 環境政策への反映の一例として、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和５年３月 31 日閣議決定）において、戦略的研究開発 S-15 で開発した将来シナリオが示されており、本研究での予測評価の成果を踏まえて、国家戦略の見直しが行われた。  ④ P O の K O 会合・A D 会合の参加及び研究支援の充実 研究者が主催する K O 会合、A D 会合について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、Web 会議システムで開催されたものも含め、P O は全ての K O 会合、A D 会合に参加した。 革新型研究開発（若手枠）の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についても P O から指導・助言するなどきめ細かく対応することで研究管理を充実させた。	○ 令和５年度の SIP においては、８月８日の SIP プログラム統括チームヒアリング及び８月 21 日の SIP 評価委員会において、SIP プログラムの進捗状況、予算執行状況等の報告を行った。併せて、欧州委員会が令和５年７月に欧州議会及び理事会に提案した ELV 規則案への対応が急務と認められ、高品質再生材の安定供給に向けた取組に係る追加予算要望が「S」評価を獲得し、要望額満額の 2.9 億円の追加予算措置が認められた。 令和５年度の課題評価に向けては、12 月 2 日、４日で全 13 課題に対してピアレビューを実施し、P D による自己点検報告書とピアレビュー報告書に基づき、1 月 18 日にプログラム統括チーム、2 月 5 日にガバニングボードによる評価を受けた。令和５年度の評価としては総合評点 117 点で「A」評価を獲得し、令和６年度予算として 15.2 億円が認められた。 （４）SIP と環境施策の連携 ○ SIP の研究成果を環境施策への反映に向けては、SIP の研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）について、環境省から内閣府に対して令和５年度予算配分の提案がなされるよう働きかけた結果、SIP における取組の海外展開について BRIDGE で連携して取り組むことに繋がった。 また、12 月 21 日付のガバニングボードにおいて、「諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査」に係る BRIDGE の補正予算が承認された。本補正予算は、SIP/BRIDGE において実施中の課題から派生し、社会実装に向けて、世界的な市場獲得競争、ルール形成への対応が急務となっている課題に取り組むものであり、ASEAN 地域等への循環産業の進出や ASEAN 地域等からの自然資本系資材を調達している企業の TNFD 開示を通じた企業価値向上に係る F S を実施した。 さらに、SIP から ELV 規則案対応の情報提供、働きかけがきっかけとなり、環境省が令和５年度の補正予算において「自動車リサイクルにおける再生材料	
（推進費に係る指標） (b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成 29 年度委員会出席実績：なし）	③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、推進費の研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理に努める。	（推進費に係る指標） 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成 29 年度委員会出席実績：なし）	（推進費に係る指標） 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、推進費の研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理に努める。	③ 追跡評価結果等の収集及びその活用 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、追跡評価結果の報告を収集した。 なお、第４期中期計画期間中の追跡評価の調査対象 207 課題のうち、研究成果が環境政策へ反映された件数（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む。））は 138 件であった。 環境政策への反映の一例として、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和５年３月 31 日閣議決定）において、戦略的研究開発 S-15 で開発した将来シナリオが示されており、本研究での予測評価の成果を踏まえて、国家戦略の見直しが行われた。  ④ P O の K O 会合・A D 会合の参加及び研究支援の充実 研究者が主催する K O 会合、A D 会合について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、Web 会議システムで開催されたものも含め、P O は全ての K O 会合、A D 会合に参加した。 革新型研究開発（若手枠）の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についても P O から指導・助言するなどきめ細かく対応することで研究管理を充実させた。	○ 令和５年度の SIP においては、８月８日の SIP プログラム統括チームヒアリング及び８月 21 日の SIP 評価委員会において、SIP プログラムの進捗状況、予算執行状況等の報告を行った。併せて、欧州委員会が令和５年７月に欧州議会及び理事会に提案した ELV 規則案への対応が急務と認められ、高品質再生材の安定供給に向けた取組に係る追加予算要望が「S」評価を獲得し、要望額満額の 2.9 億円の追加予算措置が認められた。 令和５年度の課題評価に向けては、12 月 2 日、４日で全 13 課題に対してピアレビューを実施し、P D による自己点検報告書とピアレビュー報告書に基づき、1 月 18 日にプログラム統括チーム、2 月 5 日にガバニングボードによる評価を受けた。令和５年度の評価としては総合評点 117 点で「A」評価を獲得し、令和６年度予算として 15.2 億円が認められた。 （４）SIP と環境施策の連携 ○ SIP の研究成果を環境施策への反映に向けては、SIP の研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）について、環境省から内閣府に対して令和５年度予算配分の提案がなされるよう働きかけた結果、SIP における取組の海外展開について BRIDGE で連携して取り組むことに繋がった。 また、12 月 21 日付のガバニングボードにおいて、「諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査」に係る BRIDGE の補正予算が承認された。本補正予算は、SIP/BRIDGE において実施中の課題から派生し、社会実装に向けて、世界的な市場獲得競争、ルール形成への対応が急務となっている課題に取り組むものであり、ASEAN 地域等への循環産業の進出や ASEAN 地域等からの自然資本系資材を調達している企業の TNFD 開示を通じた企業価値向上に係る F S を実施した。 さらに、SIP から ELV 規則案対応の情報提供、働きかけがきっかけとなり、環境省が令和５年度の補正予算において「自動車リサイクルにおける再生材料	
（推進費に係る指標） (b4) プログラムオフィサー（P O）のキックオフ（K O）会合、アドバイザーボード（A D）会合への参加課題数等（平成 29 年度実績：全課題参加）	④ 推進費の各領域の多分野にわたる研究内容的に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、P O 体制の強化、役割の見直し等により、P O による研究支援を強化、充実する。	（推進費に係る指標） プログラムオフィサー（P O）のキックオフ（K O）会合、アドバイザーボード（A D）会合への参加課題数等（平成 29 年度実績：全課題参加）	（推進費に係る指標） プログラムオフィサー（P O）のキックオフ（K O）会合、アドバイザーボード（A D）会合への参加課題数等（平成 29 年度実績：全課題参加）	④ P O の K O 会合・A D 会合の参加及び研究支援の充実 研究者が主催する K O 会合、A D 会合について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、Web 会議システムで開催されたものも含め、P O は全ての K O 会合、A D 会合に参加した。 革新型研究開発（若手枠）の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についても P O から指導・助言するなどきめ細かく対応することで研究管理を充実させた。	○ 令和５年度の SIP においては、８月８日の SIP プログラム統括チームヒアリング及び８月 21 日の SIP 評価委員会において、SIP プログラムの進捗状況、予算執行状況等の報告を行った。併せて、欧州委員会が令和５年７月に欧州議会及び理事会に提案した ELV 規則案への対応が急務と認められ、高品質再生材の安定供給に向けた取組に係る追加予算要望が「S」評価を獲得し、要望額満額の 2.9 億円の追加予算措置が認められた。 令和５年度の課題評価に向けては、12 月 2 日、４日で全 13 課題に対してピアレビューを実施し、P D による自己点検報告書とピアレビュー報告書に基づき、1 月 18 日にプログラム統括チーム、2 月 5 日にガバニングボードによる評価を受けた。令和５年度の評価としては総合評点 117 点で「A」評価を獲得し、令和６年度予算として 15.2 億円が認められた。 （４）SIP と環境施策の連携 ○ SIP の研究成果を環境施策への反映に向けては、SIP の研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）について、環境省から内閣府に対して令和５年度予算配分の提案がなされるよう働きかけた結果、SIP における取組の海外展開について BRIDGE で連携して取り組むことに繋がった。 また、12 月 21 日付のガバニングボードにおいて、「諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査」に係る BRIDGE の補正予算が承認された。本補正予算は、SIP/BRIDGE において実施中の課題から派生し、社会実装に向けて、世界的な市場獲得競争、ルール形成への対応が急務となっている課題に取り組むものであり、ASEAN 地域等への循環産業の進出や ASEAN 地域等からの自然資本系資材を調達している企業の TNFD 開示を通じた企業価値向上に係る F S を実施した。 さらに、SIP から ELV 規則案対応の情報提供、働きかけがきっかけとなり、環境省が令和５年度の補正予算において「自動車リサイクルにおける再生材料	

	⑤ SIP については、研究開発計画に基づき公募を行うための公募説明会を開催するとともに、効果的に研究管理を行うため、外部有識者（関係府省庁を含む。）によるコアメンバー会議を開催する。		⑤SIPの研究開発計画に基づく公募及び会議の開催 令和5年度において、4月18日から5月26日までの期間で公募を実施し、選考・評価委員会による書面審査、ヒアリング審査を経て、PD及び内閣府承認のもと、応募 15 案件中の 13 件を7月 27 日付で採択した。 また、PD統括のもと効果的に研究管理を行うため、PD、サブPD、内閣府、機構を中心メンバーとし、隔週でコアメンバー会議を開催した。 (令和5年度：25回) さらに、6月14日にプラスチックのトレーサビリティ（情報流通）に係る関係省庁（環境省、経産省）との会合を開催した。今後も、各省庁の施策に連携してSIPの取組を進めるよう、継続的に会合を開催する予定であり、第2回会議を2月16日に開催した。 また、PDによる研究管理の一環として、全体会議及びサブ課題ミーティング（年2回）、PD面談（年4回）、PD月報（毎月）を開催し、研究チーム間の連携の促進や全体での状況共有を行っている。	用拡大に向けた産官学連携推進事業」を実施し、当該事業において環境省が産官学連携の自動車OEM、Tier1企業等が参画したコンソーシアムを立ち上げた。 SIP では技術開発、コンソーシアムでは SIP 成果等の社会実装に向けた検証を行うなど、相互に連携することで成果の最大化を図った。	
(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。	研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進	<課題と対応> ○ 研究成果を環境政策や社会実装に繋げる取組を推進するため、PO及び社会実装支援コーディネーターのコーディネート機能を活用しながら、環境省各局に研究成果の橋渡しを行うとともに、国内外に対し研究で得られた新技術を積極的に紹介するなど、研究者への支援を強化していく。 ○ 戦略及び計画に基づき公募を行うとともに、PDの要請に基づき、他の SIP 課題との連携や、ピアレビュー、PD自己点検報告に係る対応など、必要な研究管理を進めていく。	
(推進費に係る指標) (c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成29年度実績：1回） (SIPに係る指標) (c1)SIPに関する情報発信回数	① 研究コミュニティ及び国、地方公共団体における環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。	(推進費に係る指標) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成29年度実績：1回） (SIPに係る指標) SIPに関する情報発信回数	①研究成果の普及 終了課題の研究成果を広く情報発信するため、研究成果報告書等を機構のホームページで公表した。また、環境省が推薦した課題については、研究成果を環境政策へ活用するため、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、機構から環境省へ提出した。 また、研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動としては、実施中の研究課題と関連性の高い学会と連携の上、シンポジウム等を合同で開催した（R1・R2：環境科学学会年会、R3：日本衛生学会、R4：日本環境共生学会、R5：環境化学物質3学会） 令和3年度より、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するため、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」（経済産業省、文部科学省、環境省が設立し、約200の大学等が参加）に幹事機関として参画し、各大学の取組の情報を収集した。 SIP においては、令和5年度にPDによる幅広い情報発信のため、産官学向けの講演会として、4月19日のJ4CE、5月18日のCEMVC研究会の2回講演会を実施した。10月23～25日に東北大学が主催した国際シンポジウム「サーキュラーエコノミーと気候変動のための放射光施設を活かした研究開発」において、岡部サブPDがSIPの取組内容を講演するとともに、会場において各研究課題（13課題）のポスター展示を用いて、研究内容の国際発信を行った。 令和6年2月20日に一般の方向けの情報発信の場としてSIPシンポジウムを主催、2月28日から3月1日にサーキュラーエコノミーEXPOに出展するなど、専門家だけでなく、一般の方への情報発信を行った。		

				また、機構主体の取組以外にも SIP 参画企業及び大学等による広報活動も依頼しており、SIP 参画企業及び大学からの情報発信や新聞報道等について令和 5 年度において 50 件の報告があがっている。		
(推進費に係る指標) (c2) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）	② 実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」を促し、または支援し、研究成果を積極的に普及する。 ③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウム等を毎年度開催するなど国民対話を推進し、情報発信を強化する。	(推進費に係る指標) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）	(推進費に係る指標) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）	② 「国民との科学・技術の対話」の支援 各研究課題が実施する「国民との科学・技術対話（シンポジウム等）」の開催案内について、年間を通じて、機構ホームページで紹介した（146回）。 また、令和 3 年度より、推進費の研究成果の国際発信を推進するため、「ISAP（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）」(IGES主催) のテーマセッションを年 1 回開催した。令和 4 年度には推進費の英語版 Web サイトを開設し、英語の研究成果概要を掲載するなど、コンテンツの充実化を図った。 ③ 機構による国民対話の推進及び情報発信 毎年、環境イベント「エコプロ」を地球環境基金等と合同開催し、自治体や企業を含む一般の国民に広く情報発信した。また、令和元年度には、放送大学と共同で研究成果の番組コンテンツ「SDGs の地域実装に関する研究」を作成し、情報発信した（放送大学 BS チャンネルで 10 回放送）。令和 3 年度より、研究成果の社会実装を目指して「川崎国際環境技術展」、「新技術説明会」（JST 共催）、「サーキュラー・エコノミー EXPO」に出展し、研究者と企業とのマッチングの機会を提供した（追跡評価によると、発表した 9 課題中 5 課題において共同研究開発の進展有り）。 令和 4 年度には、推進費ホームページをリニューアルし、業務移管後の全ての研究課題の報告書、発表スライド等について、データベース化を図り、研究者や研究機関、自治体及び企業等の担当者が検索できるようシステムを構築し、ホームページに公開した。また、訴求力の高いイベント・プレスリリースのページを作成するなど、推進費の実施状況や最先端の科学的情報を提供できるプラットフォームを構築した。研究成果等の情報発信強化のため、SNS（Twitter）の運用を開始した。 毎年、推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた推進費広報ツール「推進費パンフレット」を制作し、各研究機関、大学等に配布した。		
(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う (推進費に係る指標) (d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成 29 年度実績：2 回） (SIP に係る指標) (d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会	(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。 ① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を毎年度実施するなどの取組を行う。	研究費の適正執行及び研究不正の防止	(推進費に係る指標) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成 29 年度実績：2 回） (SIP に係る指標) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のための取組 ① 使用ルールの周知徹底 研究費の使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び研究機関の会計事務担当者向けの事務処理説明会を開催した。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況下にあった令和 2 年度においては、対象者を参加させての説明会を開催することが困難であったため、会計ルールの主要ポイントを示した資料を作成し、機構ホームページに掲載・周知することで、研究費使用ルール等の周知を図った。なお、会計事務担当者からの要望を踏まえ、研究費予算を含む契約関係書類の提出期間を確保するため、令和 6 年度当初に行う予定であった同説明会を前倒し（3/27）してオンラインで開催した。		

	開催数			SIP においては、研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール及び研究公正のための説明動画を YouTube に関係者限定で掲載し、いつでも閲覧可能とした。また、研究公正に関する内容は推進費と SIP で同一であることから、推進費で主催する説明会の場を活用するなど部内で連携することで省力化を図った。		
	（推進費に係る指標） （d2）実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題） （SIP に係る指標） （d2）実地検査を実施した研究課題数	② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、毎年度、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低 1 回は行う。	（推進費に係る指標） 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題） （SIP に係る指標） 実地検査を実施した研究課題数 <その他の指標> — <評価の視点> —	②実地検査の実施 研究機関における適正な研究費の執行の確認及び指導のための実地検査を、毎年度策定する実地検査計画に基づき実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置が発せられ、実地による検査ができない場合においては、代替措置として書面を取り寄せた書面検査を実施し、これらにより実地検査計画に基づいた検査を滞りなく完了した（5 年間で 101 機関 307 課題を実施）。なお、研究機関から報告を受けた研究費の不正使用が認められた事案については、「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」に基づき、迅速に措置検討委員会を開催し不正を行った者に対する処分（環境研究総合推進費への申請等資格の制限等）を行った。また、研究機関に対しても、報告のあった研究活動の不正行為等防止のための改善措置を着実に実施するよう要請するとともに、研究費の返還請求を行った。 SIP では、実地検査は研究期間における適正な研究費の執行確認を目的に 2 年目以降の課題を対象に実施する予定であり、本中期中目標期間においては実施しない。		

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－2	推進費の公募、審査・評価及び配分事務		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、困難度	＜難易度：高＞ 応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 2 割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
<評価指標>													
高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中５年間の水準以上を確保	—	第３期中期目標期間中５年間の実績平均値：261 件／年	328	303	327	319	332	予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933	5,434,579	6,456,658
革新型研究開発（若手枠）の応募件数	32 件以上／年	業務移管前２年間の実績平均値：27 件／年	53	54	51	60	52	決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217	5,349,862	6,679,081
<関連した指標>													
外部有識者委員会の開催回数	—	平成29年度実績：3 回／年）、（領域毎の研究部会の開催回数：各2回／年	委員会3 回／研究部会 11 回（領域毎の研究部会各2 回／年）※	委員会3 回／研究部会 13 回（領域毎の研究部会各2 回／年）※	委員会4 回／研究部会 19 回	委員会3 回／研究部会 17 回	委員会3 回／研究部会 17 回	経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520	5,254,630	6,473,933
新規課題説明会の開催回数	—	平成30年度採択案件に係る実績：1 回／年	1 回	0 回 資料の HP 掲載により周知	1 回	1 回	2 回	経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049	239,459	83,448
早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等	—	平成30年度実績：平成30年5月31日	5/31	6/11	6/14	6/14	6/13	行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988	5,254,630	6,473,933
								従事人員数	10	10	10	10	23

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価													
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)											
					評定	A	評定	－										
(２) 推進費の公募、審査・評価及び配分業務 (A) 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中５年間の水準以上を確保（前中期目標期間中５年間の実績平均値：261件／年） <定量的な目標水準の考え方> (a) 応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保する必要があるという視点での目標であることから、申請件数については、前中期目標期間中の水準以上を確保する設定とする。	(２) 推進費の公募、審査・評価及び配分業務 (A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。 ① 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会を実施するなど効果的な広報を展開する。 ② 公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。	<主な定量的指標> 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中５年間の水準以上を確保（前中期目標期間中５年間の実績平均値：261件／年）	<主要な業務実績> (A) 第３期中期目標期間中５年間の応募件数（実績平均値：261件以上）の水準以上を確保 環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、毎年、政策ニーズに対応した公募区分の見直し（カーボンニュートラル課題、メディアムファンディング枠、若手枠 300万枠の新設）を行い、新規課題を公募した結果、毎年 300 件（戦略研究プロジェクトを除く）を超える申請があり、第３期中期目標期間中５年間の実績平均値（261件）を上回った。 (表) 新規課題公募申請件数の推移  ①効果的な広報展開 毎年、推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた「推進費パンフレット」を制作し、各研究機関、大学等に配布した。公募説明会は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、オンラインでの開催や公募に関するオンライン個別相談会を新たに開設した。また、行政ニーズへの対応の強化を図るため、環境省担当課室の担当官が行政ニーズを説明する機会を新たに設けた。更にはホームページにおいて、公募説明資料を動画で掲載し、公募説明会に参加できない方にも幅広く周知した。公募説明会の参加者はオンラインの導入等により大幅に増加しており、多くの研究者、URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）の参加が得られた（H30：公募説明会 205 名⇒ R5：公募説明会 509 名、個別相談会：32 件、動画視聴回数 234 回）。 ② 広報の早期化 毎年、公募の基本方針が決定した直後の７月末から公募の概要について広報を開始し、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を設けたとともに、通年で公募の相談が受けられるようオンライン個別公募説明会を開設した。 (B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上/年確保 革新型研究開発（若手枠）は毎年50件を超える申請があり、第４期中期計画に掲げる目標（32件）を大きく上回った。 <table border="1" data-bbox="698 1370 1097 1418"><tr><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>53 件</td><td>54 件</td><td>51 件</td><td>60 件</td><td>52 件</td></tr></table>	R1	R2	R3	R4	R5	53 件	54 件	51 件	60 件	52 件	<自己評価> 評定： A 平成 28 年度に環境省から ERCA に環境研究総合推進費が業務移管さて以降、研究内容の「質」を確保するため、採択課題の裾野となる公募の応募件数の拡大や、若手研究者の応募件数の拡大といった、「量」を確保する取組を継続して行い、中期計画の所期の目標を上回る成果が得られたことから、自己評価を A とした。 具体的には、次のとおり。 (１) 公募の応募件数 「質」の高い研究を確保するため、推進費の応募件数の増加につながる取組として、公募説明会を各地で開催するとともに、新型コロナウイルス感染症が拡大するなかであっても、オンラインによる説明会を開催した。 また、応募を検討している研究者を対象に、プログラムオフィサー（P O）による個別相談会を開催するなどきめ細やかな支援を継続して行った。 さらに技術開発分野だけではなく、人文・社会科学分野など多様な研究を採択できる仕組みづくりとして、公募区分の新設を行うなどの取組を積極的に行った結果、前中期目標期間の実績（平均値 261 件）を上回る応募件数 332 件；27％増）を確保することができた（令和５年度実績）。 (２) 若手研究者の応募件数・育成 若手研究者からの応募について、人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、革新型研究開発（若手枠）に新たに 300 万円以内の申請枠を設けるなどの見直しを行った結果、目標を上回る 52 件（中期計画目標値 32 件以上／年に対し 62％増）の応募を獲得することができた（令和５年度実績）。	評定 A <評定に至った理由> 平成 28 年度に環境省から ERCA に環境研究総合推進費が業務移管され、この第４期中期目標期間（R１～R５）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務を ERCA 内で滞りなく実施した。 業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。高い研究レベルを確保するため目標としていた応募件数については、移管前に比べて増加傾向であり、令和４年度実績では、前中期目標期間の実績（平均値 261 件）を上回る応募件数 319 件；22％増）を達成した。 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を見ると、目標を大きく上回る 60 件（目標値 32 件以上に対し 88％増）を達成した。 これらの実績は、メディアムファンディング枠、若手枠（300 万枠）の新設等の公募区分の見直し、オンライン導入等による広範かつ効果的な広報の実施等の取組の結果として得られたもので、高く評価できる。 また、予算の弾力的な執行による利便性の向上について、環境省で実施する追跡調査等において、使い勝手が良くなった等の意見が見られ、ERCA 移管による改善効果が示されている。 新型コロナウイルス感染症の流行する中にも関わらず、移管前に比して業務が改善され、当初目標を上回る成果を上げており、令和５年度も同等以上の成果が見込まれることから、見込評価は「A」とする。 <今後の課題> 環境政策貢献型の競争的研究費として、ニーズ主導によるイノベーションの創出が期待できる研究課題が確保されるよう、環境省と連携をしながら、引き続き、必要に応じた改善を図りつつ適正かつ着実に業務を遂行することを期待する。		評定 － <評定に至った理由> － <その他事項> －	
R1	R2	R3	R4	R5														
53 件	54 件	51 件	60 件	52 件														
(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年（業務移管前２年間の実績平均値：27 件／年）	(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。	革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年（業務移管前２年間の実績平均値：27 件／年）																

	< 定量的な目標水準の考え方> (b) 政府方針において若手研究者の育成、活躍推進が求められており、社会実装を見据えながらも独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では(a)のとおりの高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数については、2割程度増加させることが望ましい。	① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。 ② 新規に採択された採択課題の若手研究者に対して研究マネジメント等についての講習会を実施するなど、研究成果を向上させる支援を行う。		① 若手研究者による研究採択枠の確保 若手研究者の育成の支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発（若手枠）については毎年、第3期中期目標期間の採択枠（平成30～31年度新規課題の平均）を上回る規模に拡大し、公募を行った。また、令和3年度より、若手研究者のキャリア形成に係る多様なニーズに応えるため、若手枠の要件を年齢だけでなく、博士課程取得後の年数やライフイベント（出産・育児等）を考慮した要件を加え、より応募しやすい環境を整備した。また、令和4年度からは新たに300万円/年の申請枠を設定し、多用な分野・規模の研究が採択できる仕組みを導入した。 また、令和5年度に実施した「革新型研究開発（若手枠）に関するアンケート調査」では、競争的研究費への応募に当たって、申請手続き及び研究実施中の事務手続きの簡易さを重視していることが示唆されたことから、革新型研究開発（若手枠）の申請様式、成果報告書様式等の見直しを行い、若手研究者の負担軽減策を導入した。 ② 若手研究者の育成支援 若手枠の300万円枠の新設や、推進費により雇用された若手研究者が研究に従事するエフォートの20%を上限として自発的な研究活動を行うことを可能とする制度を導入し、公募説明会等で積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、POによる研究計画書の作成や研究マネジメント等の講習を実施した。また、若手研究者から半期ごとに提出されるレポート（半期報）で報告された研究実施上の課題や問題点などについてPOが指導・支援し、必要に応じてサイトビジットを行った。	また、民間企業の研究者で社会人後に博士号を取得するなど、多様なキャリア形成に対応するため、若手枠の要件を年齢だけでなく、博士号取得後の経過年数や出産や育児などのライフイベントを考慮した要件を新たに加え、より研究者が応募しやすい環境を整備した。 若手研究者に対しては、半期毎に研究進捗に応じてPOが助言を行う等きめ細かな支援を行った結果、若手枠課題（12課題）の事後評価では、上位2段階（S、A評価）の比率は、100%と高い評価を得ることができた（令和5年度実績）。	
	(C) 研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施	(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。	研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施	(C) 透明で公正な審査・評価の実施	（以下、評価理由に掲げた事項の詳細） （1）公募の応募件数 ○ 公募説明会は、新型コロナウイルス感染症が拡大するなかにあってもオンラインで開催するとともに、説明会に参加できない方には動画を公開することで、従前の対面での説明会と比べ、多くの研究者、URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレータ）の参加を得ることができた（H30：公募説明会205名⇒R5：公募説明会509名、個別相談会：32件、動画視聴回数234回）。 ○ 研究者が申請に十分な準備期間を確保することができるよう、公募開始の2カ月前から、公募の概要を周知し、さらに、応募を検討している研究者を対象に、POによる個別相談会をオンラインで実施した。	
	< 関連した指標> (c1) 外部有識者委員会の開催回数（平成29年度実績：3回/年）、（領域毎の研究部会の開催回数：各2回/年）	① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会の運用方法の見直しを行うなど、適切な業務運営を行う。 ② 外部有識者により構成される推進委員会において、専門的な知見に基づいた公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、評価結果が研究の改善策や今後の対応に活かせるよう、新しく構築した研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する。	外部有識者委員会の開催回数（平成29年度実績：3回/年）、（領域毎の研究部会の開催回数：各2回/年）	① 環境研究推進委員会、研究部会の適切な業務運営 新規課題の公募方針、公募要領、中間・事後評価の評価結果等の審議を行うため、環境研究推進委員会を開催するとともに、新規課題公募、中間・事後評価のヒアリング審査を行うため、各研究部会を開催し、業務を適切に運営した。 ② 公正な審査・評価の実施 新規課題公募の採択審査を公正に実施するため、問題発見から課題抽出、解決方法を検討するためのPOと職員によるプロジェクトチームを設置し、職制の異なる人からの総合知を集め、以下のとおり、審査の高度化を図った。 ア. 研究を適切に評価するための体制整備 新しく設定した公募区分（技術開発の実証・実用化フェーズの課題、地域の気候変動適応課題、カーボンニュートラル課題、メディアファンディング枠、若手枠B等）の研究課題の審査に当たって、評価基準の策定や審査専門部会を新設するなど、公募区分の特性に応じた評価体制を構築した。 イ. 評価体制の強化 多様な分野の研究の評価、研究費の細分化による申請件数増加に対応するため、評価委員を大幅に増員し、審査の高度化及び評価委員全体の負担軽減を図った。 ウ. 公募対象外要件に関する該否審査及び周知の徹底	（2）若手研究者の応募件数・育成 ○ 若手枠について、民間企業の研究者で社会人後に博士号を取得するなど、多様なキャリア形成に対応するため、若手枠の要件を年齢だけでなく、博士号取得後の経過年数や、出産や育児などのライフイベントを考慮した内容を新たに加え、より研究者が応募しやすい環境を整備するとともに、令和4年度からは、それまでの600万円/年の申請枠の他、300万円/年の申請	

				他府省や環境省の他の事業との重複を避けるため、ブレ審査の実施方法を見直したほか、公募対象外要件の公募要領への明確な記載や申請書に公募対象外要件に該当していない旨のチェックボックスを設けるなどの工夫を行った。 エ. 採点結果の統計処理手法の見直し・採点基準の明確化 統計処理による偏りの補正を改善するため、複数の統計処理手法を用いてシミュレーションを行い、安定した補正結果が得られる統計処理手法（偏差平均法）を導入した。また、採点基準に定性的な説明文を付与し、全評価委員において統一的な認識が図れるよう、見直しを行った。 また、審査業務において新たに RPA（Robotic Process Automation）を導入し、ファイル分割、フォルダ作成、名称変更等の操作手順を自動化するなど、審査業務の効率化を図った。	枠を新設し、人文・社会科学分野を含む多様な分野・規模の研究が採択できる仕組みを導入した。 その結果、若手枠への申請件数は前期中期目標期間の実績（平均値 32 件）を上回る実績（中期目標期間における平均値 54 件）を確保することができた。 ○ ミディアムファンディング枠、若手枠など申請枠の増設に対応するため、事前・中間・事後評価に係る評価委員の増員や、専門部会を新たに設置するなど体制の強化を図るとともに、採点方法について、それまでの統計処理における偏りを改善するため、統計処理の専門家を交えてシミュレーションを行い、新たな統計処理方法（偏差平均法）を導入することで、公正・公平な採択の確保に努めた。 ○ 審査業務において新たに RPA（Robotic Process Automation）を導入し、ファイル分割、フォルダ作成、名称変更等の操作手順を自動化するなど、審査業務の効率化を図った。	
(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上	(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。	予算の弾力的な執行による利便性の向上	(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上	① 予算の弾力的執行と利便性の向上 研究をより効果的・効率的に推進できるよう、同一のサブテーマにおいて研究分担者が複数の研究機関から参画できるように研究実施体制の見直しや、研究代表者が産休・育休などのライフイベントで一時的に研究を停止せざるを得ない場合に、研究期間の延長を認める措置を講じた。また、PI 人件費制度、バイアウト制度を新たに導入するなど、競争的研究費の共通使用ルールに対し迅速に対応した。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、委託研究契約等に基づき研究機関等から提出される会計実績報告書の期限延長や、研究計画の一部が実施できず、想定した研究成果を上げることが困難な場合においては、研究期間の延長及び研究費の繰越しを認める措置を講じた。 新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究公正も含めた研究費使用ルールの周知徹底を図った。 ② 契約事務等の早期化による研究費の早期執行 研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図ることとしている。新型コロナウイルス感染拡大の影響により出勤制限のある中においても、極端に遅れることなく契約書等を発送した。また、研究費についても、相手方の事情により手続きができなかったものを除き、期日どおりに支払いを完了した。	○ 課題と対応> ○ 環境政策貢献型の競争的研究費として、行政ニーズに沿った研究課題が確保されるよう、公募要領等において環境省の他の研究開発資金等との棲み分けを明確にしつつ、研究者が行政ニーズに関する認識を一層深めることができるよう、公募前から個別相談会を通じて周知していくほか、公募期間、事前審査の段階において研究者に確認を求めていく。 ○ また、研究者のダイバーシティを推進するため、若手研究者や女性研究者の参画をより一層後押しするための仕組みの検討や、多様性を考慮した審査体制を構築する等の検討を行う。	
<関連した指標> (d1) 新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年）	① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。	新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年）				
(d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日）	② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。	早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日）	<その他の指標> — <評価の視点> —			

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
Ⅱ－1	経費の効率化			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0314	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費	▲8.125%以上	平成 30 年度予算	▲17.1%	▲23.8%	▲11.7%	▲25.3%	▲ 24.3%	除く人件費、効率化除外経費等
	業務経費	▲5%以上	平成 30 年度予算	▲12.2%	▲23.9%	▲19.0%	▲18.8%	▲ 17.2%	除く人件費、効率化除外経費等

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 経費の効率化	(1) 経費の効率化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> 評定：B 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 ○ 中期目標、中期計画策定時に削減率や対象経費について検討を行い、削減目標を定めている。 ○ 第4期中期計画においては、 ・ 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行うこと。 ・ 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に	評定	B	評定	－
	①一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行うこと。	① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行う。(消費税率引き上げによる影響額を除く。)	一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行うこと。	①一般管理費 i) 一般管理費については、中期計画の削減目標（▲8.125%以上）を達成すべく、各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の削減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和5年度実績額（68百万円）は第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲24.3%となり、目標を上回る水準を達成した。 ii) 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。	<評定に至った理由> 一般管理費及び業務経費について、中期計画の削減目標を達成すべく、各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の削減等を図るなど取組を着実かつ適正に実施しており、中期目標に定めている削減目標の達成が見込まれる。 以上のことから、「B」評価とした。 <今後の課題> 業務が着実かつ適正に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き着実かつ適正に業務に取り組む。 <その他事項> 特になし。	<評定に至った理由> － <その他事項> －			
	②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以	公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム	② 業務経費 i) 業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に					

	外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行うこと。 <定量的な目標水準の考え方> これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。	外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行うこと。 <その他の指標> — <評価の視点> ① 一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。 ② 業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。	係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費、石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、中期計画の削減目標（▲５％以上）を達成すべく、各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成した。 その予算の範囲内で業務の効率化に努めた結果、令和５年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成３０年度）比で▲１７.２％（公健▲１６.６％、石綿▲１２.６％、研究▲２１.５％、基金▲１７.３％）となり、目標を上回る水準を達成した。 ii) 業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。	く義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行うこととされており、削減目標の達成のため、経費の削減を図っているところである。 ① 一般管理費 i) 一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、令和５年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成３０年度）比で▲２４.３％となり、目標を上回る水準を達成した。第５期中期計画期間においても引き続き削減を行っていく。 ii) 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。第５期中期計画期間においても引き続き実施していく。 ② 業務経費 i) 業務経費については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務の効率化に努めた結果、令和５年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成３０年度）比で▲１７.２％（公健▲１６.６％、石綿▲１２.６％、研究▲２１.５％、基金▲１７.３％）となり、目標を上回る水準を達成した。第５期中期計画期間においても引き続き削減を行っていく。 ii) 業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。第５期中期計画期間においても引き続き	
--	---	--	---	---	---	--

					き実施していく。 <課題と対応> ○ 一般管理費及び業務経費ともに、第5期中期計画期間においても適切な予算執行に努め、予算の執行状況について四半期毎に理事会に報告する。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－2	給与水準等の適正化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0314

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
<関連した指標>								
対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）	－	－	令和元年6月末公表値：105.9	令和2年6月末公表値：105.4	令和3年6月末公表値：107.9	令和4年6月末公表値：105.9	令和5年6月末公表値：105.2	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
(2) 給与水準等の適正化	(2) 給与水準等の適正化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> 評定：B	評定	B	評定	－
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。	各年度、給与水準及び検証結果等について機構ホームページ上に公表した。 各年度の主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「妥当な水準」であるとの評価を受けた。	役職員給与の在り方について厳格に検証し、主務大臣に説明を行い、「妥当な水準」との評価を受けた。また、国のガイドラインに基づき公表したことから、第4期中期計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。	<評定に至った理由> 給与水準について、機構及び主務大臣において検証を行っており、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が若干高いものの、大卒以上の職員や管理職が占める割合等が国と比べて高いこと等を鑑みると、妥当な水準であると考える。 役員報酬について、法人における自己検証（国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等）に加え、業務実績評価結果がB評価であることを鑑みると、妥当な水準であると考える。 なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。 以上のことから、「B」評価とした。		<評定に至った理由> － <その他事項> －	
<関連した指標> 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。		役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。		<課題と対応> 給与水準については、透明性向上や説明責任が重要であることから、引き続き適正化に取り組むとともに、給与水準の検証を行い、結果については適切に公表する。	<今後の課題> 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 また、令和5年度人事院勧告を踏まえ、次年度以降の課題として、係長職から課長職における成果主義の給与体系への移行の検討が必要。		<その他事項> 特になし。	

			・給与水準の検証結果等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」等に基づき公表しているか。				
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報														
Ⅱ－３	調達合理化													
当該項目の重要度、困難度	－					関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー			令和５年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0314					

(単位：件、百万円)

２．主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)		令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
① 調達等合理化計画の実施状況														令和元年度～令和５年度の累計件数／金額
競争性のある契約	－	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	(64.7%) 22	(70.0%) 366	(70.0%) 35	(92.1%) 913	(73.8%) 31	(89.1%) 465	(66.7%) 26	(96.3%) 1,794	150 件／4,438 百万円
うち競争入札等	－	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	(50.0%) 17	(31.3%) 164	(52.0%) 26	(46.3%) 459	(64.3%) 27	(38.1%) 199	(56.4%) 22	(89.6%) 1,669	122 件／3,237 百万円
うち企画競争・公募	－	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	(14.7%) 5	(38.6%) 202	(18.0%) 9	(45.8%) 454	(9.5%) 4	(51.0%) 266	(10.3%) 4	(6.7%) 125	28 件／1,201 百万円
競争性のない随意契約	－	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	(35.3%) 12	(30.0%) 157	(30.0%) 15	(7.9%) 78	(26.2%) 11	(10.9%) 57	(33.3%) 13	(3.7%) 69	59 件／394 百万円
合計	－	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	(100.0%) 34	(100.0%) 523	(100.0%) 50	(100.0%) 991	(100.0%) 42	(100.0%) 522	(100.0%) 39	(100.0%) 1,863	209 件／4,832 百万円
②一者応札・応募の状況														
２者以上	－	(96.9%) 31	(25.7%) 264	(83.3%) 30	(79.4%) 715	(81.8%) 18	(80.7%) 295	(74.3%) 26	(60.2%) 550	(83.9%) 26	(84.8%) 394	(76.9%) 20	(92.5%) 1,659	120 件／3,613 百万円
１者	－	(3.1%) 1	(74.3%) 765	(16.7%) 6	(20.6%) 186	(18.2%) 4	(19.3%) 71	(25.7%) 9	(39.8%) 363	(16.1%) 5	(15.2%) 71	(23.1%) 6	(7.5%) 135	30 件／826 百万円
合計	－	(100.0%) 32	(100.0%) 1,029	(100.0%) 36	(100.0%) 900	(100.0%) 22	(100.0%) 366	(100.0%) 35	(100.0%) 913	(100.0%) 31	(100.0%) 465	(100.0%) 26	(100.0%) 1,794	150 件／4,438 百万円

(注１) 各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注２) 各年度の上段（ ）書きは、各項目の合計に対する構成比である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	(3) 調達合理化	(3) 調達の合理化	<主な定量的指標> 競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。 <その他の指標> — <評価の視点> ・調達の合理化 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。	<主要な業務実績> ① 調達の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、各年度において調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。 i) 随意契約の状況 令和元年度から令和5年度までにおいて、契約件数 209 件、契約金額 約 4,832 百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 59 件、約 394 百万円の契約を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）として調達を実施した。 ii) 一者応札・応募に関する改善 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施した。 (ア) 公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。 (イ) 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 (ウ) 調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。（メールマガジン登録者数 432 者：令和6年3月末時点） iii) 入札参加機会拡大のための取組み (ア) 環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札参加機会の拡大を図った。 (イ) 発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情	<自己評価> 評定：B 以下により、中期計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評価を B とした。 ① 調達の競争性・透明性の確保 令和元年度から令和5年度までに締結した契約 209 件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 59 件を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）に付した。 ② 調達等合理化の取組の推進 競争性のない随意契約 59 件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 また、各年度に契約監視委員会を開催し、契約の状況に係る報告及び「調達等合理化計画実績及び自己評価」、「調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、策定・公表を行った。 令和元年度から令和5年度までに締結した契約 209 件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告し、公表を行った。 調達にあたっては、入札参加機会拡大の取組みを図るとともに、一括調達など効率的かつ効果的な調達を実施した。 <課題と対応> ○ 推進体制の見直し 審査の効率性を図るため、契約手続審査委員会の一層の見直しを図る。 ○ 随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、	評定 B <評定に至った理由> 各年度に締結した契約において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められ場合を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）に付している。また、競争性のない随意契約については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行っているなど、十分に調達の競争性・透明性の確保がなされていると考えられる。 各年度に契約監視委員会を開催し、契約の状況に係る報告及び「調達等合理化計画実績及び自己評価」、「調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、策定・公表を行っている。また、令和元年度から令和5年度までに締結した競争性のある契約については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行うなど、調達等合理化の取組の推進についても適切に実施されていると考えられる。 以上のことから、「B」評価とした。 <今後の課題> 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 <その他事項> 特になし。	評定 — <評定に至った理由> — <その他事項> —
	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。 <関連した指標> 競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。	① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。 また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。					

			報の入手経路や入札参加状況等を把握し、入札参加機会の拡大を図った。 iv) 効率的かつ効果的な調達 機構内で共通するコピー用紙、仕切紙及び消耗品について、スケールメリットの観点から一括調達を実施した。また、機構が契約していた複数の外部倉庫について、費用の確認・比較検討を踏まえて、適正かつ効率的な管理一元化のため一括調達を実施した。 v) 新型コロナウイルス感染症等への対応 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更となった以降も、一般競争入札等における入札書の郵送による受付、入札説明書等の資料の交付をメール送信とすること、提案書に係るヒアリングへの参加をオンラインでも可能とするなど、これまでの対面による調達事務についての新型コロナウイルス感染症等への対応を実施した。 ② 調達等合理化の取組の推進 i) 調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 ii) 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保さ	報の入手経路や入札参加状況等を把握し、入札参加機会の拡大を図った。 iv) 効率的かつ効果的な調達 機構内で共通するコピー用紙、仕切紙及び消耗品について、スケールメリットの観点から一括調達を実施した。また、機構が契約していた複数の外部倉庫について、費用の確認・比較検討を踏まえて、適正かつ効率的な管理一元化のため一括調達を実施した。 v) 新型コロナウイルス感染症等への対応 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更となった以降も、一般競争入札等における入札書の郵送による受付、入札説明書等の資料の交付をメール送信とすること、提案書に係るヒアリングへの参加をオンラインでも可能とするなど、これまでの対面による調達事務についての新型コロナウイルス感染症等への対応を実施した。 ② 調達等合理化の取組の推進 i) 随意契約に関する内部統制の確立 ○ 該当事案に係る審査の厳格化 令和元年度から令和5年度までにおける競争性のない随意契約 59 件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。【契約手続審査委員会による審査の件数:59 件（全件）】		
--	--	--	--	---	--	--

		れることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。		ii) 契約に係る審査体制の活用 (ア) 機構内における審査体制 a. 契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随意契約の基準金額を超える支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、令和元年度から令和5年度までに、本委員会150回、分科会64回を開催し、計246案件の審査を実施した。 また、一般競争入札（総合評価落札方式）及び企画競争の評価・採点結果に係る審議を「持回り審議」から「メール審議」に変更することで事務の効率化を図り、委員会の構成等を変更することで調達事務の効率化と同時に事務負担の軽減を図った。 b. その他の審査等 ・少額随意契約案件の審査 少額随意案件（少額随意契約の基準金額以下）は、財務部において全件審査を実施した。 ・1,000万円以上の予定価格の設定 1,000万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務部担当理事の審査を実施している。 ・契約の公表 競争入札及び随意契約（少額随意契約の基準金額を超えるもの）について、毎月、理事会への報告を経て、ホームページで公表した。 (イ) 契約監視委員会による審査 令和元年度から令和5年度までに、競争性のない随意契約59件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 また、各年度に開催した契約監視委員会において、契約の状況に係る報告及び「調達等合理化計画実績及び自己評価」、「調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。		
--	--	---	--	--	--	--

			iii) 不祥事の発生の未然防止等のための取組 機構職員に対し契約事務研修を各年度に実施し、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めた。環境省及び公正取引委員会から講師を招き国の会計制度・契約制度等や官製談合防止法等に関する研修機会や新たに採用された機構職員に対して契約事務に関する研修機会を設けた。 また、電子帳簿保存法等への対応として、文書管理規程における保存年数をはじめとして関連規定の一部を見直すとともに、これに係る説明会を実施した。			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－４	情報システムの整備・管理		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0314

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
<関連した指標>								
PMOの設置及び支援実績	－	－	－	－	－	令和４年度 12 月に設置し、関連規程を令和５年度 3 月に整備した。 支援実績：計 8 件 ※令和４年度構築、令和５年度稼働開始案件を含む。	支援実績：10 件 ※令和５年度構築、令和６年度稼働開始案件を含む。	

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	(４) 情報システムの整備・管理	(４) 情報システムの整備・管理	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> 評価：B デジタル庁の方針を踏まえ、速やかに PMO の体制構築を行い、各部が所管する情報システム整備案件、更改案件を支援した。 これにより各情報システムを効率的、効果的に整備するとともに、機能をスリム化するなど合理化を図った。また、次期基幹 LAN システムにおいては、多様な働き方に対応できる仕様としており、今後の効率的な業務遂行が期待できることから自己評価を B とした。	評定	B
	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 <関連した指標> PMO の設置及び支援実績	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 PMO の設置及び支援実績 <その他の指標> －	１．デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、下記対応を実施した。 ・中期目標の変更案を策定(令和４年 5 月) ・PMO 設置等の体制整備方針案を情報セキュリティ委員会に諮り承認(令和４年 12 月) ・体制整備方針案を基に規程等改正を実施(令和５年 3 月) ２．第 4 期では、以下の情報システムを整備、更改及び改修しており、所管部門に加え PMO もプロジェクトに参画し、支援した。	<課題と対応> 組織として、より精緻な情報システム投資計画を立てられるよ	<評定に至った理由> 令和４年度の目標、計画変更に基づき、令和５年 3 月に PMO 設置等の体制整備の根拠となる規程等の新設及び改正を実施し、整備(新規構築)・更改案件について支援を行い、各部における新規構築、更改に係る各プロジェクトを円滑かつ効率的に推進している。 また、従前より 1 者の運用保守に依存していた地球環境基金システムについて、従来の整備方針を見直し、ローコードツールを活用した整備方針にしたことで、システムの内製化を図るとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えた。 以上のことから、「B」評価とした。 <今後の課題> 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。	<評定に至った理由> － <その他事項> －

			<評価の視点> 情報システムの整備及び管理が適切に行われているか。	【整備（新規構築）案件】 （令和４年度） ・文書管理システム（総務部）※令和５年１月稼働開始済。 ・地球環境基金助成金申請システム（地球環境基金部）※令和４年 11 月稼働開始済。 （令和５年度） ・人事管理システム（総務部）※令和６年８月稼働開始予定。 ・公害健康被害予防事業研修等の実施に係る LMS（予防事業部、熱中症対策プロジェクトグループ）※令和６年９月稼働開始予定。 【更改・改修案件】 （令和４年度） ・勤怠管理システム（総務部）※令和５年７月稼働開始済。 ・経理システム、債権管理システム（財務部）※令和４年 11 月稼働開始済。 ・汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）※令和５年１月稼働開始済。 ・地球環境基金管理システム（地球環境基金部）※令和６年１月稼働開始済。 ・維持管理積立金システム（地球環境基金部）※令和５年３月稼働開始済。 ・石綿健康被害救済認定・給付システム（石綿健康被害救済部）※令和４年 12 月稼働開始済。 （令和５年度） ・給与システム（総務部）※令和６年３月稼働開始済。 ・機構ウェブサイト（総務部）※令和６年４月稼働開始予定。 ・例規システム（総務部）※令和６年４月稼働開始予定。 ・基幹 LAN システム（総務部）※令和６年 12 月稼働開始予定。 ・汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）※令和６年 12 月稼働開始予定。 ・ぜん息・COPD 電話・メール相談システム（予防事業部）※令和６年４月稼働開始予定。 ・地球環境基金助成金申請システム（地球環境基金部）※令和６年４月稼働開始予定。 ・研究情報管理基盤システム（環境研究総合推進部）※令和６年４月稼働開始予定。 ３．稼働中の情報システムについては、脆弱性情報の提供や運用保守定例会への参加等、安定稼働に向けた支援も実施した。	うにするため、予算要求前の情報システム企画書（情報システムを調達する際に目的や費用対効果等を記載する内部様式）の提出を徹底する。 情報システムの整備、更改に係るプロジェクト管理を行える PMO 要員が不足しているため、経験を持つ人材の採用、既存職員の教育を行い、必要人材の確保に努める。	<その他事項> 特になし。	
--	--	--	--	--	---	--------------------------------	--

				4. 令和5年度より、合理的な調達を目的として仕様策定前から各部担当者に業務フロー等、業務要件のヒアリングを行っている。 汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）では業務フロー、データ構成の見直し等を行い、情報システムのスリム化への検討を始めた。研究情報管理基盤システム（環境研究総合推進部）では、改めて現在の業務フローを洗い出し、必要な機能を精査した結果、スクラッチ開発を廃止し、SaaSを活用する移行方針としたことで、費用の大幅な削減が出来る見込みである。 5. 令和5年度に、機構の基幹LANシステムの更改に向けた調達を実施。令和6年12月稼働開始に向け、構築を開始した。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
（注）「業務の電子化に関する目標」については、上記「第3」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－1	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0314

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(１) 財務運営の適正化	(１) 財務運営の適正化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績> (以下、公害健康被害補償予防業務勘定は「公健勘定」、石綿健康被害救済業務勘定は「石綿勘定」、環境保全研究・技術開発勘定は「研究勘定」という。)	<自己評価> 評定：A	評定	A	評定	－
	自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。 また、「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。また、「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。	① 適切な予算、資金計画等の作成 自己収入・寄付金の確保に努め、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、資金計画については、別紙のとおり。	<その他の指標> －	①適切な予算、資金計画等の作成 i) 令和元～5年度計画予算と実績 令和元～5年度（予算、収支計画、資金計画）については、別表のとおり。 ii) 運営費交付金債務の発生状況 令和5年度末の運営費交付金債務は、中期目標期間の最終年度にあたることから、精算のための収益化を実施したため存在しない。各年度における主な発生要因は、公健勘定においてはシステム開発経費の繰越、研究勘定においては研究費の繰越や翌期への留保、基金勘定においては事業費の翌期への留保によるものである（翌期への留保は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ実施したもの）。 各勘定別の令和元～4年度の	②適切な資金運用については、資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、効率的な運用を図り、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により、普通預金残額を圧縮（金融資産に占める普通預金割合を平成 30 年度比 6.1 ポイント減少）させた。 また、機構の経営理念に合致するものとして、その使途が環境負荷の低減その他社会的課題の解決等に資する債券のみを取得対象とする社債の取得基準の見直しを行った（令和元年度）。 これらの取組みを毎年度段階的に実施した結果、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたソーシャルボンドやグリーンボンド等の取得額を順次増加（令和5年度実績：令和元年度比 4.0 倍）させ、第4期中期目標期間において合計 496 億円取得し、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めたことから、自己評価を A とした。	<評定に至った理由> 第4期中期目標に基づき、国からの財源措置及び自己収入、寄附金等の収入を踏まえた中期計画の予算及び資金計画を作成し、毎年度において国から財源措置された運営費交付金等を踏まえ年度計画予算を作成している。 第4期中期目標期間においては、中期計画に基づき、年度計画予算等を作成し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行っている。 また、資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図り、業務の効率化に十分な努力がなされただけでなく、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行っている。（金融資産に占める普通預金以外での運用割合：令和4年度 93.4%、平成 30 年度比 4.4 ポイント増） さらに、機構の経営理念に合致するものとして、その使途がグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクトのための債券、または環境負荷が相対的に低いと判断される債券のみを取得対象とする社債の取得基準の見直しを令和元年度に行い、これらの取組みを毎年度段階的に実施した結果、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の購入を順次増加（令和4年度実績：令和元年度比 4.1 倍）させ、第4期中期目標期間（4年度目ま		<評定に至った理由> － <その他事項> －	

	剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。		運営費交付金債務各期末残高及び令和５年度の精算収益化額は以下のとおり。 - 令和元年度末 - 公健勘定 34 百万円 - 研究勘定 230 百万円 - 基金勘定 一百万円 - 令和２年度末 - 公健勘定 69 百万円 - 研究勘定 253 百万円 - 基金勘定 35 百万円 - 令和３年度末 - 公健勘定 75 百万円 - 研究勘定 85 百万円 - 基金勘定 一百万円 - 令和４年度末 - 公健勘定 一百万円 - 研究勘定 87 百万円 - 基金勘定 一百万円 - 令和５年度末 - 公健勘定 一百万円 - 研究勘定 232 百万円 - 基金勘定 一百万円 iii) 財務の状況 (ア) 総利益 令和元～５年度の総利益は4,949 百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における一般債権以外の債権を回収したことによる貸倒引当金戻入、割賦譲渡利息収益や遅延損害金の雑益のほか、各勘定における業務の効率化による経費の縮減等によるものである。 各勘定別の総利益については、以下のとおり。 - 公健勘定 408 百万円 - 石綿勘定 一百万円 - 研究勘定 769 百万円 - 基金勘定 743 百万円 - 承継勘定 3,030 百万円 (注) 石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。 (イ) 利益剰余金 各勘定別の令和元～５年度末の各期末時点における利益剰余金は以下のとおり。 - 令和元年度末 - 公健勘定 512 百万円 - 研究勘定 58 百万円 - 基金勘定 100 百万円 - 承継勘定 9,344 百万円 - 令和２年度末 - 公健勘定 558 百万円 - 研究勘定 112 百万円	なお、①適切な予算、資金計画等の作成については、第４期中期目標に基づき、国からの財源措置及び自己収入、寄附金等の収入を踏まえた中期計画の予算及び資金計画を作成し、毎年度において国から財源措置された運営費交付金等を踏まえ年度計画予算を作成している。 また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行った。 <課題と対応> ○ 第５期中期目標期間においても、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。 ○ 引き続き資金運用環境が厳しい中、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用、また環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の購入をしている。	で)において合計355億円購入し、環境保全等に資金面から貢献した。 運営費交付金債務の発生要因等についても、各事業において具体的に分析がなされている。 以上のことから、資金運用において、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図るとともに、環境保全等に資金面から貢献してきており、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とした。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。	
--	--	--	--	--	--	--

			基金勘定 295 百万円 承継勘定 10,518 百万円 ・令和 3 年度末 公健勘定 692 百万円 研究勘定 251 百万円 基金勘定 482 百万円 承継勘定 11,428 百万円 ・令和 4 年度末 公健勘定 855 百万円 研究勘定 490 百万円 基金勘定 598 百万円 承継勘定 11,957 百万円 ・令和 5 年度末 公健勘定 905 百万円 研究勘定 806 百万円 基金勘定 743 百万円 承継勘定 12,055 百万円		
	② 適切な資金運用 「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。	②適切な資金運用 i) 「資金の管理及び運用に関する規程」に基づき設置された資金管理委員会において運用方針を定め、定期的な点検等を行うことによって、資金の安全な運用に努めた。 ii) 平成 28 年度から続いたマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な運用を図る観点から、 ア．預金引き合い対象金融機関を追加するとともに、引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等の預金運用の弾力化を図った。 イ．低金利下が続くなか、短期の預託金等の再運用が困難な状況を考慮し、中・長期の債券の取得による再運用や短期の運用においても大口定期預金等による運用を拡大した。 ウ．無担保社債の保有上限を各資金の 3 割から 5 割に拡大した（令和 2 年度 公害健康被害予防基金及び地球環境基金）。 更に、債券銘柄の安全性を考慮した上で、債券取得割合の上限を基金総額の 3 割から 5 割、単年度の取得額上限を 80 億円から 100 億円にポートフォリオを見直した（令和 2 年度 石綿健康被害救済基金）。 これらの結果、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図る（金融資産に占める普通預金以外での運用割合：令和 5 年度 95.1%、平成 30 年度比 6.1 ポイント増）とともに、中・長			

			期の債券取得により、償還時期の平準化を図った。 iii) 機構の経営理念に合致するものとして、その用途がグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクトのための債券、又は環境負荷が相対的に低いと判断される債券のみを取得対象とする社債の取得基準の見直しを行った（令和元年度）。 安全性を確保しつつ、より購入し易くするため、同取得基準の購入社債の格付を緩和する改正を行う（令和3年度）など SDGs に関わる債券の市場が拡大し、需要も高まる中で、今後も引き続き積極的に取得できるように、債券取得基準等の見直しに努めた。 第4期中期目標期間においては、機構の経営理念に合致するものとして、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の購入を順次増加させ、合計 496 億円購入した。 グリーンボンド・ ソーシャルボンドの購入割合 <table><tr><th>年度</th><th>SDGs 債 /債券購入額</th><th>SDGs 債 割合</th></tr><tr><td>元</td><td>35 億円 /112.5 億円</td><td>31.1%</td></tr><tr><td>2</td><td>35 億円 /168 億円</td><td>20.8%</td></tr><tr><td>3</td><td>140 億円 /301 億円</td><td>46.5%</td></tr><tr><td>4</td><td>145 億円 /254 億円</td><td>57.1%</td></tr><tr><td>5</td><td>141 億円 /176 億円</td><td>80.1%</td></tr><tr><td>計</td><td>496 億円 /1,011.5 億円</td><td>49.0%</td></tr></table>	年度	SDGs 債 /債券購入額	SDGs 債 割合	元	35 億円 /112.5 億円	31.1%	2	35 億円 /168 億円	20.8%	3	140 億円 /301 億円	46.5%	4	145 億円 /254 億円	57.1%	5	141 億円 /176 億円	80.1%	計	496 億円 /1,011.5 億円	49.0%		
年度	SDGs 債 /債券購入額	SDGs 債 割合																								
元	35 億円 /112.5 億円	31.1%																								
2	35 億円 /168 億円	20.8%																								
3	140 億円 /301 億円	46.5%																								
4	145 億円 /254 億円	57.1%																								
5	141 億円 /176 億円	80.1%																								
計	496 億円 /1,011.5 億円	49.0%																								

4. その他参考情報

別表-2

別表-1

令和元年度～令和5年度計画予算(総計)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
運営費交付金	35,361	35,802	441
国庫補助金	1,323	1,234	△ 89
その他の政府交付金	56,105	56,015	△ 90
都道府県補助金	232	695	463
業務収入	146,147	149,354	3,207
受託収入	66	149	83
運用収入	4,201	4,209	9
その他収入	820	2,435	1,615
計	244,255	249,894	5,639
支出			
業務経費	276,494	245,993	△ 30,501
公害健康被害補償予防業務経費	194,736	171,710	△ 23,026
うち人件費	1,548	1,284	△ 264
石綿健康被害救済業務経費	27,483	24,702	△ 2,781
うち人件費	1,499	1,270	△ 229
環境保全研究・技術開発業務経費	27,799	27,725	△ 74
うち人件費	650	569	△ 80
基金業務経費	25,003	21,174	△ 3,830
うち人件費	691	620	△ 71
承継業務経費	1,473	683	△ 789
うち人件費	553	449	△ 104
受託経費	66	149	83
一般管理費	5,489	5,109	△ 380
うち人件費	2,427	2,210	△ 217
予備費	300	-	△ 300
計	282,349	251,251	△ 31,098

(公害健康被害補償予防業務勘定)

区分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
収入									
運営費交付金	1,776	1,776	-	-	-	-	1,776	1,776	-
国庫補助金	204	144	△ 60	1,019	990	△ 29	1,223	1,134	△ 89
その他の政府交付金	34,782	34,772	△ 11	-	-	-	34,782	34,772	△ 11
業務収入	138,545	138,548	3	-	-	-	138,545	138,548	3
受託収入	-	-	-	60	58	△ 3	60	58	△ 3
運用収入	-	-	-	2,558	2,508	△ 50	2,558	2,508	△ 50
その他収入	4	21	17	-	0	0	4	21	17
計	173,311	173,280	△ 31	3,637	3,556	△ 81	176,948	176,836	△ 112
支出									
業務経費									
公害健康被害補償予防業務経費	191,212	168,938	△ 22,275	3,524	2,773	△ 751	194,736	171,710	△ 23,026
うち人件費	998	787	△ 211	550	497	△ 53	1,548	1,284	△ 264
受託経費	-	-	-	60	58	△ 3	60	58	△ 3
一般管理費	886	815	△ 71	595	553	△ 42	1,481	1,369	△ 112
うち人件費	398	361	△ 37	268	246	△ 22	666	607	△ 59
計	192,098	169,752	△ 22,346	4,179	3,384	△ 795	196,277	173,136	△ 23,141

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
その他の政府交付金	21,323	21,243	△ 80
業務収入	649	662	13
受託収入	5	34	29
その他収入	119	709	590
計	22,097	22,649	552
支出			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	27,483	24,702	△ 2,781
うち人件費	1,499	1,270	△ 229
受託経費	5	34	29
一般管理費	1,787	1,640	△ 146
うち人件費	781	697	△ 84
計	29,275	26,377	△ 2,898

別表 4

区分	計画額	実績額	差額
収入			
運営費交付金	28,508	28,949	441
受託収入	0	0	△ 0
その他収入	27	310	283
計	28,536	29,260	724
支出			
業務経費			
環境保全研究・技術開発業務経費	27,769	27,725	△ 74
うち人件費	850	589	△ 80
受託経費	0	0	△ 0
一般管理費	789	787	△ 23
うち人件費	339	322	△ 16
予備費	300	—	△ 300
計	28,889	28,492	△ 397

別表-5

区分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			環境保全調査研究等事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
収入															
運営費交付金	4,726	4,723	△ 3	161	161	—	190	193	3	—	—	—	5,077	5,077	—
国庫補助金	—	—	—	100	100	—	—	—	—	—	—	—	100	100	—
都道府県補助金	—	—	—	232	695	463	—	—	—	—	—	—	232	695	463
業務収入	—	—	—	200	181	△ 20	—	—	—	—	—	—	200	181	△ 20
運用収入	369	449	80	—	—	—	1,273	1,252	△ 21	—	—	—	1,643	1,701	59
受託収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	57	57	—	57	57
その他収入	121	125	4	71	73	3	—	0	0	—	—	—	192	198	7
計	5,216	5,297	81	764	1,210	446	1,463	1,445	△ 18	—	57	57	7,443	8,009	566
支出															
業務経費															
基金業務経費	4,488	3,886	△ 601	18,534	15,838	△ 2,697	1,983	1,450	△ 532	—	—	—	25,003	21,174	△ 3,830
うち人件費	554	503	△ 51	70	57	△ 13	67	59	△ 8	—	—	—	691	620	△ 71
受託経費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	57	57	—	57	57
一般管理費	732	690	△ 42	88	78	△ 9	91	82	△ 9	—	—	—	911	850	△ 61
うち人件費	335	309	△ 26	40	35	△ 5	42	37	△ 5	—	—	—	416	380	△ 36
計	5,218	4,576	△ 642	18,622	15,916	△ 2,706	2,074	1,532	△ 542	—	57	57	25,914	22,081	△ 3,834

別表-6

区分	計画額	実績額	差額
収入			
業務収入	8,753	11,964	3,211
その他収入	478	1,197	719
計	9,231	13,161	3,930
支出			
業務経費			
承擔業務経費	1,473	683	△ 789
うち人件費	553	449	△ 104
一般管理費	522	483	△ 38
うち人件費	225	203	△ 23
計	1,994	1,166	△ 828

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和5年度収支計画(総計)

別表-7

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	289,877	262,710	△ 27,167
経常費用	289,589	258,356	△ 31,233
公害健康被害補償予防業務経費	194,723	171,835	△ 22,889
石綿健康被害救済業務経費	27,583	24,964	△ 2,619
環境保全研究・技術開発業務経費	27,827	27,255	△ 572
基金業務経費	24,427	21,254	△ 3,173
承継業務経費	8,974	8,160	△ 815
受託業務費	66	140	74
一般管理費	5,226	3,835	△ 1,391
減価償却費	753	884	131
財務費用	10	11	1
雑損	-	19	19
臨時損失	288	4,354	4,066
収益の部	288,580	267,595	△ 20,985
経常収益	288,292	265,786	△ 22,506
運営費交付金収益	35,324	34,784	△ 540
国庫補助金収益	1,223	1,074	△ 149
その他の政府交付金収益	39,254	38,367	△ 887
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	24,651	22,314	△ 2,337
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	18,461	15,774	△ 2,687
業務収入	162,891	143,661	△ 19,230
受託収入	66	140	74
運用収入	4,212	4,298	87
その他の収益	1,113	1,242	129
貸倒引当金戻入	-	936	936
財務収益	622	1,984	1,361
雑益	477	1,213	736
臨時利益	288	1,809	1,521
純利益(△純損失)	△ 1,297	4,885	6,182
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,330	65	△ 1,265
総利益(△総損失)	33	4,949	4,916

別表-8

(単位:百万円)

(公害健康被害補償予防業務勘定)

区 分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	192,309	172,632	△ 19,677	4,214	3,364	△ 850	196,523	175,996	△ 20,527
経常費用	192,194	169,747	△ 22,447	4,214	3,364	△ 850	196,408	173,111	△ 23,297
公害健康被害補償予防業務経費	191,185	168,980	△ 22,205	3,539	2,854	△ 684	194,723	171,835	△ 22,889
補償業務費	191,185	168,980	△ 22,205	-	-	-	191,185	168,980	△ 22,205
予防業務費	-	-	-	3,539	2,854	△ 684	3,539	2,854	△ 684
受託業務	-	-	-	60	54	△ 6	60	54	△ 6
一般管理費	837	580	△ 258	564	397	△ 167	1,401	978	△ 425
減価償却費	171	186	15	50	57	7	221	243	22
財務費用	1	2	0	1	1	0	2	3	0
臨時損失	115	2,885	2,770	-	-	-	115	2,885	2,770
収益の部	192,289	172,736	△ 19,553	3,642	3,603	△ 39	195,931	175,339	△ 19,592
経常収益	192,174	172,637	△ 19,537	3,642	3,603	△ 39	195,816	175,240	△ 19,576
運営費交付金収益	1,831	1,617	△ 214	-	-	-	1,831	1,617	△ 214
国庫補助金収益	204	97	△ 107	1,019	977	△ 42	1,223	1,074	△ 149
その他の政府交付金収益	34,782	34,741	△ 41	-	-	-	34,782	34,741	△ 41
業務収入	155,200	135,987	△ 19,213	-	-	-	155,200	135,987	△ 19,213
受託収入	-	-	-	60	54	△ 6	60	54	△ 6
資産見返負債戻入	72	80	8	2	7	6	73	88	14
賞与引当金見返に係る収益	55	40	△ 9	-	-	-	55	40	△ 9
退職給付引当金見返に係る収益	26	46	20	-	-	-	26	46	20
運用収入	-	-	-	2,561	2,564	4	2,561	2,564	4
財務収益	4	5	1	-	0	0	4	5	1
雑益	-	17	17	-	0	0	-	17	17
臨時利益	115	100	△ 16	-	-	-	115	100	△ 16
純利益(△純損失)	△ 20	104	124	△ 572	239	811	△ 592	343	935
前中期目標期間繰越積立金取崩額	29	29	△ 0	572	36	△ 536	601	65	△ 537
総利益(△総損失)	9	133	124	-	275	275	9	408	399

別表-9

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	29,543	26,582	△ 2,961
経常費用	29,488	26,368	△ 3,120
石綿健康被害救済業務経費	27,583	24,964	△ 2,619
受託業務費	5	32	27
一般管理費	1,723	1,144	△ 579
減価償却費	173	223	51
財務費用	3	4	0
臨時損失	55	214	159
収益の部	29,543	26,582	△ 2,961
経常収益	29,488	26,368	△ 3,120
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	24,651	22,314	△ 2,337
受託収入	5	32	27
その他の政府交付金収益	4,471	3,625	△ 846
資産見返負債戻入	62	106	43
賞与引当金見返に係る収益	183	168	△ 15
退職給付引当金見返に係る収益	115	123	8
雑益	-	0	0
臨時利益	55	214	159
純利益(△純損失)	-	-	-
総利益(△総損失)	-	-	-

別表-10

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	28,788	28,082	△ 704
経常費用	28,762	28,046	△ 717
環境保全研究・技術開発業務経費	27,827	27,255	△ 572
受託業務費	0	0	△ 0
一般管理費	751	549	△ 202
減価償却費	183	234	50
財務費用	1	1	0
雑損	-	7	7
臨時損失	24	36	13
収益の部	28,790	28,851	60
経常収益	28,767	28,582	△ 184
運営費交付金収益	28,483	28,229	△ 255
受託収入	0	0	△ 0
資産見返負債戻入	168	216	48
賞与引当金見返に係る収益	73	76	3
退職給付引当金見返に係る収益	43	62	19
財務収益	-	0	0
臨時利益	24	268	245
純利益(△純損失)	4	769	764
総利益(△総損失)	4	769	764

別表-12

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	9,569	9,943	375
経常費用	9,569	8,830	△ 739
承継業務費	8,974	8,160	△ 815
一般管理費	491	552	60
減価償却費	102	105	3
財務費用	1	1	0
雑損	-	12	12
臨時損失	-	1,114	1,114
収益の部	8,854	12,974	4,119
経常収益	8,854	11,851	2,997
事業資産譲渡高	7,691	7,673	△ 18
貸付回収金	2	-	△ 2
資産見返負債戻入	68	68	0
貸倒引当金戻入	-	936	936
財務収益	616	1,979	1,363
雑益	477	1,195	718
臨時利益	-	1,123	1,123
純利益(△純損失)	△ 715	3,030	3,745
前中期目標期間繰越積立金取崩額	729	-	△ 729
総利益(△総損失)	14	3,030	3,016

(注)総計および各勘定における各欄積算の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別表-11

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			環境保全調査研究等事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	5,335	4,682	△ 652	18,637	15,927	△ 2,709	1,485	1,444	△ 41	-	53	53	25,456	22,107	△ 3,350
経常費用	5,259	4,598	△ 661	18,626	15,916	△ 2,710	1,477	1,435	△ 42	-	53	53	25,382	22,002	△ 3,380
基金業務経費	4,507	4,035	△ 472	18,537	15,853	△ 2,684	1,383	1,366	△ 17	-	-	-	24,427	21,254	△ 3,173
地球環境基金業務費	4,507	4,035	△ 472	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,507	4,035	△ 472
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	-	-	15,537	15,853	△ 2,684	-	-	-	-	-	-	18,537	15,853	△ 2,684
維持管理積立金業務費	-	-	-	-	-	-	1,383	1,366	△ 17	-	-	-	1,383	1,366	△ 17
受託業務費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53	53	-	53	53
一般管理費	691	499	△ 192	83	56	△ 27	66	59	△ 27	-	-	-	880	615	△ 245
減価償却費	60	62	2	6	7	0	8	10	2	-	-	-	74	79	5
財務費用	1	1	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	2	2	0
臨時損失	76	85	8	10	11	1	8	8	1	-	-	-	94	104	10
収益の部	5,339	5,381	42	18,637	15,951	△ 2,686	1,485	1,484	△ 21	-	54	54	25,462	22,850	△ 2,612
経常収益	5,293	5,296	33	18,627	15,939	△ 2,688	1,478	1,456	△ 22	-	54	54	25,368	22,745	△ 2,622
運営費交付金収益	4,678	4,613	△ 64	151	149	△ 2	180	176	△ 4	-	-	-	5,009	4,938	△ 71
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金積り金取崩益	-	-	-	18,461	15,774	△ 2,687	-	-	-	-	-	-	18,461	15,774	△ 2,687
受託収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54	54	-	54	54
地球環境基金運用収益	369	472	102	-	-	-	-	-	-	-	-	-	369	472	102
維持管理積立金運用収益	-	-	-	-	-	-	1,281	1,282	△ 19	-	-	-	1,281	1,262	△ 19
寄附金収益	88	80	△ 8	-	2	2	-	-	-	-	-	-	88	82	△ 6
資産見返負債戻入	14	14	△ 1	1	1	0	9	4	1	-	-	-	18	19	1
賞与引当金見返に係る収益	70	70	0	9	8	△ 1	8	8	△ 0	-	-	-	87	86	△ 1
退職給付引当金見返に係る収益	44	47	3	5	5	△ 0	5	5	0	-	-	-	54	58	3
財務収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	0	0
雑益	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
臨時利益	76	85	8	10	11	1	8	8	1	-	-	-	94	104	10
純利益(△純損失)	5	699	694	1	23	23	1	21	20	-	0	0	6	743	737
総利益(△総損失)	5	699	694	1	23	23	1	21	20	-	0	0	6	743	737

令和元年度～令和5年度資金計画(総計)

別表-13

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,334	7,495	37,829
業務活動による支出	△ 307,895	△ 274,772	33,123
業務活動による収入	277,560	282,267	4,706
運営費交付金収入	35,397	35,802	406
国庫補助金収入	1,323	1,230	△ 93
その他の政府交付金収入	56,105	56,677	572
都道府県補助金収入	232	695	463
業務収入	146,040	149,544	3,504
受託収入	66	139	73
運用収入	4,395	4,411	16
その他の収入	34,004	33,770	△ 234
投資活動によるキャッシュ・フロー	40,381	△ 22,061	△ 62,443
投資活動による支出	△ 799,396	△ 965,939	△ 166,543
投資活動による収入	839,777	943,877	104,100
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 284	△ 338	△ 53
財務活動による支出	△ 368	△ 392	△ 24
財務活動による収入	84	55	△ 29
資金増加額(△資金減少額)	9,763	△ 14,904	△ 24,666
資金期首残高	136,098	98,206	△ 37,892
資金期末残高	145,861	83,303	△ 62,558

別表-14

(単位:百万円)

区 分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,688	3,723	22,411	△ 502	224	727	△ 19,191	3,947	23,138
業務活動による支出	△ 192,009	△ 169,530	22,479	△ 4,139	△ 3,326	814	△ 196,148	△ 172,856	23,292
業務活動による収入	173,320	173,253	△ 68	3,637	3,550	△ 87	176,957	176,803	△ 155
運営費交付金収入	1,776	1,776	-	-	-	-	1,776	1,776	-
国庫補助金収入	204	144	△ 60	1,019	986	△ 33	1,223	1,130	△ 93
その他の政府交付金収入	34,782	34,772	△ 11	-	-	-	34,782	34,772	△ 11
業務収入	136,554	136,540	△ 14	-	-	-	136,554	136,540	△ 14
受託収入	-	-	-	60	58	△ 3	60	58	△ 3
運用収入	4	4	0	2,558	2,506	△ 52	2,562	2,510	△ 52
その他の収入	-	17	17	-	0	0	-	17	17
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,700	△ 5,634	△ 22,334	-	366	366	16,700	△ 5,268	△ 21,968
投資活動による支出	△ 96,500	△ 119,634	△ 23,134	△ 15,400	△ 15,034	366	△ 111,900	△ 134,668	△ 22,768
投資活動による収入	113,200	114,000	800	15,400	15,400	-	128,600	129,400	800
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 65	△ 68	△ 3	△ 38	△ 41	△ 3	△ 103	△ 109	△ 6
財務活動による支出	△ 65	△ 68	△ 3	△ 38	△ 41	△ 3	△ 103	△ 109	△ 6
資金増加額(△資金減少額)	△ 2,053	△ 1,980	74	△ 540	550	1,090	△ 2,593	△ 1,429	1,164
資金期首残高	10,807	9,470	△ 1,337	6,179	6,706	527	16,986	16,176	△ 810
資金期末残高	8,754	7,491	△ 1,263	5,639	7,256	1,617	14,393	14,746	354

別表-15

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,412	△ 3,388	4,026
業務活動による支出	△ 29,499	△ 26,025	3,474
業務活動による収入	22,086	22,638	552
その他の政府交付金収入	21,323	21,905	582
業務収入	639	579	△ 59
受託収入	5	24	19
運用収入	120	130	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,900	2,256	356
投資活動による支出	△ 272,200	△ 285,844	△ 13,644
投資活動による収入	274,100	288,100	14,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 121	△ 129	△ 8
財務活動による支出	△ 121	△ 129	△ 8
資金増加額(△資金減少額)	△ 5,634	△ 1,259	4,375
資金期首残高	21,468	21,284	△ 184
資金期末残高	15,835	20,025	4,191

別表-16

(環境保全研究・技術開発勘定)			
(単位:百万円)			
区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 95	1,185	1,280
業務活動による支出	△ 28,044	△ 28,047	556
業務活動による収入	28,509	29,232	724
運営費交付金収入	28,508	28,949	441
受託収入	0	0	△ 0
その他の収入	-	283	283
投資活動によるキャッシュ・フロー	27	△ 422	△ 449
投資活動による支出	-	△ 449	△ 449
投資活動による収入	27	27	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 47	△ 50	△ 3
財務活動による支出	△ 47	△ 50	△ 3
資金増加額(△資金減少額)	△ 114	713	828
資金期首残高	985	2,041	1,056
資金期末残高	870	2,754	1,884

別表-18

(承継勘定)			
(単位:百万円)			
区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,151	△ 6,495	4,657
業務活動による支出	△ 20,383	△ 19,632	751
業務活動による収入	9,231	13,137	3,906
業務収入	8,647	12,216	3,569
その他の収入	584	921	337
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,760	△ 7	△ 6,767
投資活動による支出	△ 27,240	△ 36,007	△ 8,767
投資活動による収入	34,000	36,000	2,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 36	△ 38	△ 2
財務活動による支出	△ 36	△ 38	△ 2
資金増加額(△資金減少額)	△ 4,427	△ 6,540	△ 2,113
資金期首残高	26,089	25,866	△ 223
資金期末残高	21,661	19,326	△ 2,336

(注)総計および各勘定における各債権算の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別表-17

(基金勘定)														
(単位:百万円)														
区 分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			環境保全調査研究等事業			合計金額	
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 193	587	779	△ 17,873	△ 15,021	2,852	25,581	26,669	1,088	-	9	9	7,515	12,244
業務活動による支出	△ 5,360	△ 4,655	705	△ 18,637	△ 16,260	2,376	△ 9,265	△ 7,249	2,016	-	△ 47	△ 47	△ 33,261	△ 28,212
業務活動による収入	5,167	5,242	75	764	1,239	476	34,846	33,918	△ 927	-	57	57	40,777	40,456
運営費交付金収入	4,761	4,723	△ 38	161	161	-	-	193	193	3	-	-	5,113	5,077
国庫補助金収入	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	100	100
都道府県補助金収入	-	-	-	232	695	463	-	-	-	-	-	-	232	695
業務収入	-	-	-	200	208	8	-	-	-	-	-	-	200	208
受託収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57	57	-	57
運用収入	369	449	80	71	72	1	1,273	1,249	△ 24	-	-	-	1,713	1,770
その他の収入	37	70	33	-	3	3	33,382	32,476	△ 907	-	-	-	33,419	32,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 900	△ 184	736	24,294	12,299	△ 11,995	△ 8,400	△ 30,756	△ 22,356	-	-	-	14,994	△ 18,621
投資活動による支出	△ 17,400	△ 15,484	1,936	△ 96,506	△ 138,001	△ 41,495	△ 274,150	△ 355,506	△ 81,356	-	-	-	△ 388,056	△ 508,971
投資活動による収入	16,500	15,300	△ 1,200	120,800	150,300	29,500	265,750	324,750	59,000	-	-	-	403,050	490,350
財務活動によるキャッシュ・フロー	34	1	△ 33	△ 6	△ 6	△ 0	△ 6	△ 6	△ 0	-	-	-	22	△ 11
財務活動による支出	△ 50	△ 53	△ 3	△ 6	△ 6	△ 0	△ 6	△ 6	△ 0	-	-	-	△ 62	△ 66
財務活動による収入	84	55	△ 29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	84	55
資金増加額(△資金減少額)	△ 1,058	424	1,483	6,415	△ 2,729	△ 9,143	17,175	△ 4,093	△ 21,269	-	9	9	22,531	△ 6,389
資金期首残高	8,868	4,363	△ 4,505	10,915	10,501	△ 414	50,787	17,975	△ 32,812	-	-	-	70,571	32,839
資金期末残高	7,810	4,787	△ 3,022	17,330	7,773	△ 9,557	67,962	13,882	△ 54,081	-	9	9	93,102	26,451

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－2		承継業務に係る適切な債権管理等	
当該項目の重要度、困難	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0314

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
<関連した指標>								
債権残高	—	115 億円	81 億円	47 億円	32 億円	13 億円	7 億円	
(うち一般債権)	—	80 億円	54 億円	35 億円	23 億円	10 億円	5 億円	
(うち一般債権以外の債権)	—	36 億円	27 億円	12 億円	9 億円	3 億円	2 億円	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
					評価	S	評価
(2) 承継業務に係る適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。 <関連した指標> 回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。	(2) 承継業務に係る適切な債権管理等 ① 適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、個別債務者ごとの対応方針を策定するとともに、それを踏まえた各年度の行動計画に基づき回収強化と迅速な償却に取り組む。具体的には以下 i)～iv)を実施する。 i) 貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握 貸倒懸念債権等の債権については、債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等、債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、万一、債務者企業が経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には、迅速かつ適切な措置を講ずる。 ii) 返済態適 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、法的処理、償却処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の再約定化に努める。	<主な定量的指標> 回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。 <その他の指標> — <評価の視点> 債権残高の推移	<主要な業務実績> ① 適切な債権管理等 i) 貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握 年度当初に債務者ごとの処理目標及び対応方針を踏まえた行動計画を作成し、債務者等との回収交渉等に取り組んだ。回収交渉等においては、電話による状況把握のほか、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、債務者等と直接に面談・協議等を実施し、必要に応じ Web 会議システムを活用した。 また、債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析を行い、必要に応じ債務者に問い合わせ、経営状況及び財務内容等の把握に努めた。 ii) 返済態適 弁済確実性が見込めない債務者の対応については、交渉過程において債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等を把握に努めた。また、過大債務を抱え抜本的な事業再生手続が必要な債務者については、第三者機関（中小企業活性化協議会	<自己評価> S 新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ベースの鈍化、長期化が懸念されたが、個別債務者に応じた適切な債権管理等の取り組みにより、債権残高の圧縮率及び債権残高に占める一般債権以外の債権比率とも数値的に過去最高レベルで処理が進んだ結果となった。さらに、特筆事項として、過大債務を抱える4件の債務者について、事業再生計画を成立させ事業再生・再チャレンジを支援することができた。 具体的な理由としては、以下のように量的及び質的にも顕著な成果が得られたことから自己評価を「S」とした。 ○ 債権残高は、第4期期首 115 億円から 108 億円圧縮し、第4期期末（令和5年度末）7 億円となった。（第4期期首比▲94%） ○ 一般債権以外の債権残高については、第4期期首 36 億円から 34 億円圧縮し、第4期期末（令和5年度末）2 億円となった。（第4期期首比▲94%） これは、次の取り組みにより回収の早期化、債権の早期処理に大きく貢献した。	評定	S <評定に至った理由> 債権残高は、第4期期首115億円から102億円圧縮し、令和4年度末13億円となった。（第4期期首比▲89%） 特に、一般債権以外の債権残高については、第4期期首36億円から33億円圧縮し、令和4年度末3億円となった。（第4期期首比▲92%）これは、次の取り組みにより回収の早期化、債権の早期処理に大きく貢献した。 ① 経営破綻を起こし貸倒れも覚悟せざるを得ない大口債務者から粘り強い交渉を継続し、約定期限より前倒して元金を完済させることができたこと。 ② 民事再生法適用申請により事実上倒産した大口債務者や、事業再生計画協議中の債務者との担保不動産売却交渉において最大回収が実現できたこと。 ③ 弁済確実性が見込めない債務者との交渉過程において、債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等の把握に努めた結果、延滞することなく完済につなげることができたこと。	評定 — <評定に至った理由> — <その他事項> —

	iii) 法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、厳正、迅速に法的処理を進める。 iv) 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理を進める。 ② 債権状況の明確化等 将来的な承継業務の整理に向けた取組として、債権管理の状況を明確にするため、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示する。また、今後は回収困難案件の比重が高まることに鑑み、債権の最終的な処理に向けた体制の整備を進める。	等）と連携し4件の事業再生計画を成立させ、これにより回収の早期化、極大化が実現できた。 iii) 法的処理 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、債務者及び連帯保証人資産に対する差押、担保不動産競売及び債権者破産申立を実施したほか、債務者等に対する訴訟を提起した。また、民事執行法改正により新たに創設された制度（第三者情報取得手続き等）を活用し、債務者及び連帯保証人に関する資産調査を行い、回収につなげた。 iv) 償却処理 回収不能となった債権9億円について、迅速な償却処理を行い、債権の圧縮を図った。 ② 債権状況の明確化等 債権残高の変動状況は下表のとおりであり、第4期期首残高115億円から108億円減少し、第4期末末（令和5年度末）で7億円となった。（第4期期首比▲94%） ・ 債権残高変動状況表 <table><tr><th colspan="7">（単位：億円）</th></tr><tr><th>債権区分</th><th>第4期期首残高①</th><th>回収②</th><th>償却③</th><th>移入④</th><th>移出⑤</th><th>第4期期末残高①・②・③＋④・⑤</th></tr><tr><td>破産更生債権等</td><td>7</td><td>12</td><td>9</td><td>16</td><td>—</td><td>2</td></tr><tr><td>貸倒懸念債権</td><td>29</td><td>12</td><td>—</td><td>—</td><td>16</td><td>1</td></tr><tr><td>小 計</td><td>36</td><td>24</td><td>9</td><td>16</td><td>16</td><td>2</td></tr><tr><td>一般債権</td><td>80</td><td>75</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>5</td></tr><tr><td>合 計</td><td>115</td><td>99</td><td>9</td><td>16</td><td>16</td><td>7</td></tr></table> （注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 債権残高の推移 （単位：億円） <table><tr><th>年度</th><th>一般債権</th><th>貸倒懸念債権</th><th>破産更生債権等</th><th>合計</th></tr><tr><td>H30</td><td>80</td><td>29</td><td>7</td><td>115</td></tr><tr><td>R1</td><td>54</td><td>6</td><td>20</td><td>81</td></tr><tr><td>R2</td><td>35</td><td>4</td><td>8</td><td>47</td></tr><tr><td>R3</td><td>23</td><td>3</td><td>6</td><td>32</td></tr><tr><td>R4</td><td>10</td><td>2</td><td>1</td><td>13</td></tr><tr><td>R5</td><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>7</td></tr></table> （注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。	（単位：億円）							債権区分	第4期期首残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	第4期期末残高①・②・③＋④・⑤	破産更生債権等	7	12	9	16	—	2	貸倒懸念債権	29	12	—	—	16	1	小 計	36	24	9	16	16	2	一般債権	80	75	—	—	—	5	合 計	115	99	9	16	16	7	年度	一般債権	貸倒懸念債権	破産更生債権等	合計	H30	80	29	7	115	R1	54	6	20	81	R2	35	4	8	47	R3	23	3	6	32	R4	10	2	1	13	R5	5	1	1	7	① 経営破綻を起こし貸倒れも覚悟せざるを得ない大口債務者から粘り強い交渉を継続し、約定期限より前倒して元金を完済させることができたこと。 ② 民事再生法適用申請により事実上倒産した大口債務者や、事業再生計画協議中の債務者との担保不動産売却交渉において最大回収が実現できたこと。 ③ 弁済確実性が見込めない債務者との交渉過程において、債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等の把握に努めた結果、延滞することなく完済につなげることができたこと。 ④ 過大債務を抱え抜本的な事業再生手続が必要な債務者について、中小企業活性化協議会（旧中小企業再生支援協議会）と連携し、事業再生に積極的に取り組んだ結果、事業再生計画の成立等により回収が図られたこと。 なお、一般債権以外の債権残高の圧縮率▲94%は、第3期中期計画期間での▲83%に比べ、より回収困難度が高まっている中で11ポイント上回り、過去最大の圧縮率である。 （第1期：▲54%） （第2期：▲50%） また、債権残高に占める一般債権以外の債権比率は29%となり、第3期中期期間最終年度の31%から2ポイント低下し、過去最小の比率である。 （第1期末：36%） （第2期末：43%） 数値的にも過去最高レベルで回収困難債権の処理が進んだ結果となった。 ○ 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、債務者及び連帯保証人に対する訴訟4件、担保不動産競売1件、連帯保証人の資産に対する差押3件及び債権者破産申立1件を厳正、迅速に実施することができた。さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（第三者情報取得手続き等）を活用し、債務者及び連帯保証人の資産情報を把握することができた。 ○ 破産手続の終結等により回収不能となった債権9億円については、貸倒償却を迅速に実施した。 ＜課題と対応＞ 回収困難債権の比重が高まる中、債権管理を適切に行い、債務者の事業再生支援等を積極的に推進するなど、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む。	④ 過大債務を抱え抜本的な事業再生手続が必要な債務者について、中小企業活性化協議会（旧中小企業再生支援協議会）と連携し、事業再生に積極的に取り組んだ結果、事業再生計画の成立等により回収が図られたこと。 なお、一般債権以外の債権残高の圧縮率▲92%は、第3期中期計画期間での▲83%に比べ、より回収困難度が高まっている中で9ポイント上回った。 （第1期：▲54%） （第2期：▲50%） また、債権残高に占める一般債権以外の債権比率は23%となり、第3期中期期間最終年度の31%から8ポイント低下した。 （第1期末：36%） （第2期末：43%） 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、債務者及び連帯保証人に対する訴訟、担保不動産競売、連帯保証人の資産に対する差押及び債権者破産申立を厳正、迅速に実施した。さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（第三者情報取得手続き等）を活用し、債務者及び連帯保証人の資産情報を把握した。 以上のことから、第4期中期目標期間中において、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ベースの鈍化、長期化が懸念されたが、個別債務者に応じた適切な債権管理等の取組により、債権残高の圧縮率及び債権残高に占める一般債権以外の債権比率とも数値的に過去最高レベルで処理が進んだ結果となった。さらに、特筆事項として、過大債務を抱える4件の債務者について、事業再生計画を成立させ事業再生・再チャレンジを支援することができ、中期目標における所期の目標を量的及び質的にも上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」評価とした。 ＜今後の課題＞ 一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。 ＜その他事項＞
（単位：億円）																																																																																								
債権区分	第4期期首残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	第4期期末残高①・②・③＋④・⑤																																																																																		
破産更生債権等	7	12	9	16	—	2																																																																																		
貸倒懸念債権	29	12	—	—	16	1																																																																																		
小 計	36	24	9	16	16	2																																																																																		
一般債権	80	75	—	—	—	5																																																																																		
合 計	115	99	9	16	16	7																																																																																		
年度	一般債権	貸倒懸念債権	破産更生債権等	合計																																																																																				
H30	80	29	7	115																																																																																				
R1	54	6	20	81																																																																																				
R2	35	4	8	47																																																																																				
R3	23	3	6	32																																																																																				
R4	10	2	1	13																																																																																				
R5	5	1	1	7																																																																																				

						特になし。	
--	--	--	--	--	--	-------	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII－4－1	内部統制の強化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0314

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
<関連した指標>								
内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）	－	年2回	4回	2回	2回	2回	2回	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	(1) 内部統制の強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。 <関連した指標> 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識	① 内部統制の強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に行う。 i) 内部統制推進委員会等による取組 具体的には、機構とし	<主な定量的指標> 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等	<主要な業務実績> 第4期中期目標期間では、「内部統制基本方針」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、毎年度定める内部統制推進計画に基づき内部統制を推進した。令和3年度4月に、当機構のガバナンス体制を整え、その機能強化を図る観点から、内部統制の推進に関する規程を見直し、下記 i) ア 内部統制推進委員会及び ii) ア リスク管理委員会を統合し、内部統制・リスク管理委員会に改組した。 各委員会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度以降、Web会議を中心に行い、対面開催であっても参加人数の制限や参加者間の距離を確保するなどの工夫をして実施した。主な実績は次のとおり。 i) 内部統制推進委員会等による取組 ア 内部統制・リスク管理委員会	<自己評価> 評定：B 第4期中期計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。 ○内部統制・リスク管理委員会を毎年度半期毎に開催し、機構の内部統制推進状況確認のほか、内部統制方針の見直し、リスク管理及び情報の共有などの課題点や対応方法等を議論した。 ○毎年度内部統制担当理事による職員との面談を行い、現場での課題について意見交換をした。その結果を委員会にて共有し、各部にフィードバックすることで、課題に対する共通認識醸成を図った。 また、業務改善の優良事例等を表彰し取組を推奨することによって、更なる気づきの共有を図った。	評定	B	<評定に至った理由> 第4期中期目標期間では、「内部統制基本方針」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、毎年度定める内部統制推進計画に基づき内部統制を推進した。令和3年度4月に、機構のガバナンス体制を整え、その機能強化を図る観点から、内部統制の推進に関する規程を見直し、内部統制推進委員会及びリスク管理委員会を統合し、内部統制・リスク管理委員会に改組した。 各委員会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度以降、Web会議を中心に行い、対面開催であっても参加人数の制限や参加者間の距離を確保するなどの工夫をして実施した。 以上のことから、「B」評価とした。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。

	者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。	て定める「内部統制基本方針」等に基づき、毎年度、内部統制推進委員会が内部統制を推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。	監視委員会による検証・評価等。 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	（旧称 内部統制推進委員会） 当機構における内部統制の推進及びリスク管理を確認するため、内部統制内部統制・リスク管理委員会（旧称：内部統制推進委員会）を毎年度2回開催した。令和元年度については、事務事故発生状況等を鑑み、臨時で委員会を2回追加開催し、内部統制の推進に努めた。 イ 内部統制担当理事による職員面談の実施 当機構における内部統制の現状と問題点・課題点を抽出するため、毎年度、内部統制担当理事と職員で面談を実施し、出された意見を取りまとめた上で委員会にて報告し、各委員（役員、部長）と共有した。 令和元年度は5～6等級の職員（43名）を対象に第4期中期目標期間に取り組むべき事項をテーマに意見交換を実施した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、面談を令和3年度に延期した。令和3年度は令和2年度に実施予定であった3～4等級の職員（14名）を対象に、業務における課題について意見交換を実施した。令和4年度は、新たに課長級に昇進した職員（4名）及び令和3年度に面談を保留したものまたは過去に面談を行っていない3～4等級の職員（22名）を対象に業務における課題について意見交換を行った。令和5年度は、5～6等級の職員（38名）を対象に職場の風土、仕事のやりがい・エンゲージメントについて意見交換を行った。 ウ 内部統制研修の実施 内部統制の本質に対する理解の深化を図ることを目的として、全役職員を対象に研修を毎年度テーマを設けて実施した。研修後は理解度テストを実施し、結果を受講者にフィードバックして理解を深めてもらった。 （内部統制研修テーマ） <table><tr><td>令和元年度</td><td>「内部統制の重要性について」をテーマに実施（11月）</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>「事務ミス低減による個人情報漏えいの防止」テーマに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン形式で実施（11～12月）</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>内部統制の意義や意味等の基本的な考え方、各種報告制度等の内部統制の基本的事項をテーマに実施。 また、過去に発生した事務事故事例についても、その対応経験を伝える研修を実施した（11月）。</td></tr></table>	令和元年度	「内部統制の重要性について」をテーマに実施（11月）	令和2年度	「事務ミス低減による個人情報漏えいの防止」テーマに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン形式で実施（11～12月）	令和3年度	内部統制の意義や意味等の基本的な考え方、各種報告制度等の内部統制の基本的事項をテーマに実施。 また、過去に発生した事務事故事例についても、その対応経験を伝える研修を実施した（11月）。	○内部統制研修では、管理職、一般職にレベル分けをしたり、実例を紹介したりと認識を深める工夫をした。 ○事務事故報告では、迅速な報告が行えるように主な事務事故の例を分類分けした表を作成したり、定期的に職場内にすることにより、遅滞なく対応することができた。 また、理事会、部課長会議、イントラネット等で横展開をすることにより、再発防止に努めた。 ○これらの取り組みについては毎年度、内部統制等監視委員会にて外部有識者から検証を受けているほか、監事による監査にて確認いただいている。 ＜課題と対応＞ 第5期中期計画期間においても、引き続き機構内部の課題を把握するため、内部統制面談を行い、機構内の課題を共通認識として共有することで解決を図っていく。また、事務事故の発生を抑制するための再発防止策を検討、横展開し、同様の事例が発生しないよう取組を強化する。		
令和元年度	「内部統制の重要性について」をテーマに実施（11月）												
令和2年度	「事務ミス低減による個人情報漏えいの防止」テーマに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン形式で実施（11～12月）												
令和3年度	内部統制の意義や意味等の基本的な考え方、各種報告制度等の内部統制の基本的事項をテーマに実施。 また、過去に発生した事務事故事例についても、その対応経験を伝える研修を実施した（11月）。												

			令和4年度 レベル分けをして、一般職は基本的事項を中心に、管理職は事例研究を中心に応用的なカリキュラムで実施し、役割に応じた内部統制・リスク管理の意識向上を図った。 理解度テストを実施（正答率約85%）し、結果は解説付きで受講者にフィードバックを行った。 令和5年度 内部統制の意味・意義、ERCAにおけるリスク管理の取組、事例研究等について解説した（1月）。 理解度テストを実施（正答率約94.4%）し、結果は解説付きで受講者にフィードバックを行った。			
	ii) リスク管理の強化 半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、毎年度、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。	ii) リスク管理の強化 ア リスク管理委員会による取組 令和元年度はリスク管理委員会を3回開催した。発生した事務事故等の対応について半期毎に確認するとともに、リスク管理方針を適時適切に見直すことにより、機構内及び環境省等への速やかな報告体制を保持しつつ、類似事案の発生防止に努めた。令和2年度はリスク管理委員会を半期毎に開催し、事務事故や外部意見等の各種報告・通報制度の状況を把握、分析、共有するとともに、リスク管理方針の改正を行った。令和3年度4月に、当機構のガバナンス体制の機能強化を図る観点から、内部統制の推進に関する規程を見直し、本委員会と上記i)ア 内部統制推進委員会（旧称）を統合し、内部統制・リスク管理委員会に改組した。	イ 事務事故等の対応状況の確認 日常業務をモニタリングし、リスク管理を徹底する観点から、事務事故等の報告制度、外部意見登録制度、ヒヤリハット事例登録制度を実施した。 令和元年度から令和5年度末までで発生した事務事故（44件）について、速やかに役員と情報共有を行った。また、発生原因を分析し、再発防止のため、業務改善措置や再発防止策の策定を行った。再発防止の策定に当たっては、単なるヒューマンエラーと捉えず、原因分析を行うよう、企画課から指導を行い、分析能力の強化を図った。 職員全体の事務事故の未然防止に関する意識向上を目的に、令和2年度には、事務事故防止の取組として、グループウェアを活用した業務上のヒヤリハット事例の全役員への共有を開始した。令和3年度は、ヒヤリハット事例集を作成し、研修、理事会、部課長会議、内部イントラネッ			

		iii) 内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。	トにて共有した。令和4年度は、事務事故報告書を職員が誰でも閲覧できるようイントラネットに掲載し、職場の教訓として情報共有を図った。また、事務事故及び情報セキュリティインシデント報告の重複を改善するため、様式を統合した。また、外部意見及びヒヤリハットの報告を促進し、改善策を意識させるため、登録フォーマットを見直し、ヒヤリハット報告が注意喚起や情報共有を行う業務改善ツールであることを周知した。令和5年度は事務事故・インシデントの分類一覧をまとめ個人による事務事故かどうかの判断としないことを定めたほか、報告を速やかに行うことを職員の責務として位置づけた。また業務改善の優良事例等表彰し取組を推奨することによって、更なる気づきの共有を図った。 ウ 危機事案発生時における広報対応等の訓練 危機事案が発生した場合においても、メディアを通じて正確な情報発信を行うなど国民に対する説明責任を適切に果たす観点から、全役職員を対象に緊急時の広報対応に関する研修を実施した（令和2年2月）。 iii) 内部統制等監視委員会による検証等 ア 内部統制等監視委員会による検証 各年度に前年度の業務実績及び内部統制推進状況について、外部有識者による検証を受けた。 イ 監事による確認 第4期中期目標期間では、前年度の内部統制及びリスク管理の状況について、毎年度6月に監査を受けた。			
--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
VIII－4－2	情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0314	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
＜関連した指標＞									
全役職員を対象とした情報セキュリティ研修（回数・参加率）	—	年１回・100%	１回・100%	１回・100%	１回・100%	２回・100%	２回・100%		
標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数）	—	年２回	２回	２回	２回	２回	２回		
担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率）	—	年１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評定	B	評定	－
(2) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等 「サイバーセキュリティ基本法」(平成 26 年 11 月 12 日 法律第 104 号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メール	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 i) 情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有す	<主な定量的指標> 「サイバーセキュリティ基本法」(平成 26 年 11 月 12 日 法律第 104 号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御	<主要な業務実績> i) 情報セキュリティ対策の強化 年度毎に「環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、当該計画に基づき、次の通り各種取組を推進し、機構の情報セキュリティレベルの向上に努めた。 (ア) 情報セキュリティ委員会(令和 5 年 3 月より情報システム管理委員会へ名称変更)の開催 委員会では、主に以下の議題について報告、議論し、機構の情報セキュリティ対策推進並びに情報システム調達管理に努めた。	<自己評価> 評価: B 以下の通り、年度計画に定めた取組を確実に実施したため、自己評価を B とした。 ○「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改正を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等の改正を行った。 ○年度毎に定めた情報セキュリティ対策推進計画に基づいた取組みを計画とおりに実施した。	評定	B	<評定に至った理由> 年度毎に「環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、当該計画に基づき、全役職員を対象とした標的型攻撃等の不審メール訓練、研修、情報セキュリティ自己点検、ホームページ及びネットワークの脆弱性対策等を実施し、適切な情報セキュリティレベルを確保することに務めた。その結果、令和 4 年度において、世界情勢の変化により、ウイルスメール、スパムメール等不審メールの 1 日あたりの件数が、令和 3 年度と比較して約 10 倍となる中でも、ウイルス、ランサムウェア感染被害が発生しなかった。 また、文書管理、情報開示などについては、法令等に基づき、適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施するなど、十分な対応が講じられている。 以上のことから、「B」評価とした。	<評定に至った理由> － <その他事項> －

	ルに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。 ＜関連した指標＞ 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。	る個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施することで、適切な情報セキュリティレベルを確保する。	力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。	・各種情報セキュリティ対策の実施・対応状況報告 ・情報セキュリティインシデントの情報共有 ※情報セキュリティインシデントの事例を共有することにより、機構内で同様のインシデントが再発しないよう啓発を図った。 ・情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組の報告 ・翌年度の情報セキュリティ対策推進計画案並びに情報セキュリティ教育実施計画案の審議 ・情報システムの調達計画の報告 なお、令和4年12月に開催した情報セキュリティ委員会では「情報システムの整備、管理」に係る議題を設定し、PMO (Portfolio Management Office) の設置等体制整備方針案を諮った。 （イ）情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ実施手順書の改正 ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の令和元年度、3年度、5年度改定に準じた情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティ実施手順書の改正を行った。 ・業務実態に合わせて適宜、情報セキュリティ実施手順書の改正を行い、役職員へ改正内容を周知した。 ・情報セキュリティを確保した調達を実現するため各部門が調達時に作成する仕様書の確認を約300件／年に対応した。 （ウ）情報セキュリティに関する教育・訓練 機構役職員の情報セキュリティ意識向上のため、以下の教育・訓練を実施した。 ＜教育＞ ・標的型攻撃等の不審メールへの対応や情報セキュリティ実施手順書の浸透等を図るため、全役職員を対象に情報セキュリティ研修を対面およびオンラインのハイブリッド形式で令和3年度まで年1回実施した。 ・ランサムウェア被害が増加傾向にあることから令和4年度から、全役職員対象の研修を年に複数回実施することとした。 ・令和4年度から情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者、管理者を対象に研修を実施し、各部情報システムの調達、整備に係る留意事項等の再徹底を図った。	○適切な文書管理及び情報公開については、法令等に基づき、文書管理、情報開示などを適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施した。 ○令和4年度から新たな文書管理システムを導入したことで、事務の効率化及び適正化を推進することができた。加えて、全職員向けのEラーニングや公文書管理研修への参加などを通じて、適切な文書管理に対する職員の意識向上を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 中期目標期間中に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による在宅勤務への急速な移行が進み、短期間で在宅勤務における情報システム利用環境へのセキュリティ対策を講じる必要があった。また、世界情勢の変化により、ウイルスメール、スパムメール等不審メールの受信数が急増する中、メールセキュリティ対策を強化する必要性が生じた。これらの課題に対応するため、新たに在宅勤務における情報システム利用環境へのセキュリティ方針を策定し、役職員端末に対し追加のセキュリティ対策を講じた。また、メールセキュリティサービスを見直すと共に役職員全員を対象とする情報セキュリティ研修の複数回開催や不審メール訓練の実施により、情報セキュリティ意識の啓発を図った。これらの対策を講じたことにより、ウイルス感染等の情報セキュリティインシデントは発生しなかった。	＜今後の課題＞ 昨今のサイバー攻撃事案のリスクの高まりを踏まえ、サイバー攻撃の脅威に対する認識を深めるとともに、リスク低減のための措置、インシデントの早期検知、インシデント発生時の適切な対応・回復等の対策を引き続き継続して行うこと。 ＜その他事項＞ 特になし。	
--	---	---	--	---	---	--	--

			・令和４年度から外部講師を招き、サイバー攻撃の脅威及びその対策について研修を実施した。 ・研修後に理解度テストを実施し、研修の効果を確認した。 ・入職１年目の役職員に対して、入職時に説明した情報セキュリティに関するリマインド研修を実施し、注意事項やルールの再徹底を図った。 <訓練> ・標的型攻撃等の不審メール受信時の対応を徹底するため、全役職員から対象者をランダムに抽出して訓練を実施。 ・前回の標的型攻撃等の不審メール訓練において、情報セキュリティ実施手順書に定められた行動ができなかった職員に対して個別にフォローアップ研修を行い、報告の重要性や添付ファイル等を開くことによるリスクについてフォローアップ研修を実施。 ・ランサムウェアによる攻撃が巧妙化していることから、令和５年３月より全役職員を対象に標的型攻撃等の不審メール訓練を実施へ運用変更した。 （エ）情報セキュリティ対策の自己点検 ・情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認等のため、全役職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を毎年度実施した。 ・情報セキュリティ自己点検の結果を分析し、理解度の低かったポイントを各部の情報セキュリティ責任者に連携し、各部で研修を行うことで情報セキュリティ意識の向上を図った。 （オ）情報セキュリティ監査 内部情報セキュリティ監査を毎年度実施している。また、令和４年度には、サイバーセキュリティ基本法に基づく国の監査を実施した。 <内部情報セキュリティ監査> ・「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、毎年度監査室による内部情報セキュリティ監査を実施し、指摘及び推奨事項に応じた対策強化や情報セキュリティ実施手順書の改正等を行った。 <国の監査> ・令和４年度に、サイバーセキュリティ基本法 第 26 条 第 1 項第 2 号の規定等に基づいた独立行政法人及び指定法人を対象とした監査について		
--	--	--	---	--	--

			て、当機構が対象となり当該監査を実施（マネジメント監査（令和４年９月）、ペネトレーションテスト（令和４年１２月））。 ・マネジメント監査は、前回（平成２９年度）の指摘事項１４件に対して、今回は６件であった。（６件のうち、４件は令和４年度内に改善、２件は令和５年度に改善した。 ・ペネトレーションテストでは、問題点の指摘はなかった。 ・令和５年度に環境省から監査結果報告書を受領し、報告結果を踏まえて、運用手順の見直し並びに情報セキュリティ実施手順書の改正を行った。 ・令和５年度に令和４年度実施した監査のフォローアップが行われ、６件の指摘事項が改善済みであることが確認された。 （カ）ホームページ及びネットワークの脆弱性対策の推進 ・機構が外部公開するシステム及び動的ページに対する外部セキュリティベンダによる脆弱性診断を毎年度実施した。 ・発見された脆弱性については、各部情報システムセキュリティ管理者経由で運用保守事業者へ連携し、対策を講じた。 （キ）情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組 以下の取組を実施することで、情報システム課員の技術的な知見を広めた。得られた知見を踏まえて、令和６年１２月稼働予定の次期基幹 LAN システムの仕様を策定した。 ・NISC 主催の講習や情報システム統一研修等各種研修への参加 ・メーカーが主催する展示会へ訪問し最新技術動向等の調査 （ク）サイバー攻撃への対応 以下の取り組みを実施し、機構並びに外部関係組織の情報セキュリティレベル向上に努めた。 ・総務部情報システム課を中心に日々の脆弱性情報の収集や迷惑メール対策を実施した。 ・令和４年度から、全役職員に対し、情報セキュリティに係るニュースを配信し、情報セキュリティ意識の啓発を図った。 ・機構が導入している電子メールのなりすまし防止対策において、外部から受信したメールより設定不備が確認できた送信元組織に対して、正		
--	--	--	---	--	--

	また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。	ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施することで、周知徹底を図る。	また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。 <その他の指標> — <評価の視点> —	しい対策を案内し、送信元組織の情報セキュリティレベルの向上に努めた。 （ケ）セキュリティを維持した在宅勤務環境の整備 ・令和元年11月にインフラ基盤を更改した直後、新型コロナウイルス感染症が流行し始め、当該問題への対策として計画された本部出勤制限等に対応すべく、令和元年度中にテレワーク接続設定を端末に施し、速やかに役職員へ在宅勤務環境を提供した。その後、テレワーク接続設定に起因するサイバー攻撃等の問題は発生していない。 ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理については、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成31年3月25日内閣総理大臣決定）に基づき、より一層の事務の適正化及び効率化を図るため、電子決裁機能を含む文書管理システムを構築し、令和5年1月から運用を開始した。加えて、新システムの導入に合わせて、文書管理規程と国のガイドライン等との整合確認等を行い、文書管理の体系から全面的な見直しを行った。また、「行政文書の管理に関するガイドライン（令和4年2月7日内閣総理大臣決定）」等の内容を踏まえ、令和5年4月に文書の保存期間や分類等を見直し、規程類の改正を行った。適切な文書管理を推進するため、文書管理担当者を中心とした研修を毎年度実施した。 情報公開については、情報開示請求23件について、適正に情報の開示等を行った。令和元年度中の一部開示決定に対する審査請求（1件）については、情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえ、原処分を取り消す裁決を行うとともに、裁決の趣旨を踏まえた再処分を行った。 情報公開研修については、令和元年度及び令和2年度は、外部セミナーに実務担当者を派遣した。令和3年度から令和5年度については、令和3年度に行われた個人情報保護制度の改正を受け、令和3年度は総務省行政管理局調査法制課法制管理室から、令和4、5年度は個人情報保護委員会から講師を迎え、個人情報保護制度の見直しの留意点等について研修を実施した。			
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
VIII－4－3	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化								
当該項目の重要度、困難度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー				令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-環境-22-0314			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
＜関連した指標＞								
「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対基準年度比	平成25年度比で令和2年度までに10%削減 令和12年度までに40%削減（当初目標）	平成25年度比で10.1%削減（平成30年度実績値）	20.5%削減（暫定値*）	38.7%削減（暫定値）	35.0%削減（暫定値）	33.9%削減（暫定値）	32.8%削減（暫定値）	
	令和12年度までに50%削減（令和4年度修正目標）		22.4%削減（確定値*）	40.1%削減（確定値）	33.6%削減（確定値）	33.9%削減（確定値）		

※暫定値は前年度の係数（CO₂排出係数）を用いて算出したもので、確定値は当年度の係数を用いて算出したもの。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
					評定	A	
(3) 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> 評価：A	評定	A	<評定に至った理由> —
人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせて実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。 また、業務運営を今後も確に行うために社会環境の変化への対応	i) 人事、組織の活性化に関する取組 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を毎年度検証し、人事評価制度を着実に運用するとともに、他の機関との人材交流を行うことにより効果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏	人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせて実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。 また、業務運営を今後も確したる体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。さらに、組織の将来像を踏	i) 人事、組織の活性化に関する取組 ○組織活性化について 環境省との連携を強化する観点から、理事長自ら環境大臣等をはじめ各局長と（令和4年度：9回、令和5年度：10回）の懇談を行い、環境施策における環境省の真のパートナーであることをアピールした。さらに、「2050年のERCA」を念頭に置き、理事長が全部室長に対してERCAの将来像の検討を指示し議論した。検討した将来像では、国の環境政策の目標に対してERCAが積極的な役割を果たし環境・経済・社会の複合的な課題の解決やSDGsに貢献する組織を目指すべきとの方向性	今期は、新型コロナウイルス感染症が発生し、政府の緊急事態宣言が発動され、出勤回避など業務遂行に関し多くの制約があったが、速やかに業務継続計画（BCP）を発動し、関係規程の整備、テレワーク環境の整備新たな働き方を提示する等の対策を行ったことで、機構全体の業務を滞ることなく実施できた。新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、理事長が率先して環境省幹部と組織活性化、業務運営体制の強化などを議論するなどの取組をこの4か年で積極的に行い、新規にSIPのFS業務や熱中症対策事業を受託	<評定に至った理由> 今期は、新型コロナウイルス感染症が発生し、緊急事態宣言が発動され、出勤回避など業務遂行に関し多くの制約があったが、速やかに業務継続計画（BCP）を発動し、関係規程の整備、テレワーク環境の整備、新たな働き方を提示する等の対策を行ったことで、機構全体の業務を滞ることなく実施した。 新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、理事長が率先して環境省幹部と組織活性化、業務運営体制の強化などを議論するなどの取組をこの4か年で積極的に行い、新規にSIPのFS業務を実施し、成果をあげたことでSIP研究開発推進法人に指定されるとともに、熱中症対策事業が機構法に追加されるなど、組織の活性化を推進した。 以上のことから、組織の活性化や業務の実施体制の構築について、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とした。	<その他事項> —	

	が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容を見直しを行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。 さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。 <関連した指標> 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。	まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を見直す。	ど、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。 さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。	をまとめ、それをもとに環境省各部署と意見交換を行った（令和4年度：打合せ実施回数 11 回、9 部署）（令和5年度：打合せ実施回数 2 回、2 部署） 環境省との意見交換を通じて、次期中期目標・計画の策定に活かすとともに、地球環境基金や環境研究総合推進費における自然共生分野の実績や成果を理解いただき、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の閣議決定（令和6年3月5日）に結びついた。 また、施策の連携強化のため、令和4年度は環境省等に6名、令和5年度は2名を新たに outward させるなど、組織活性化と人材育成を行った。 同じく令和4年度から、管理職が人材育成と組織活性化のためにコミットメントを作成・公表する取組や、部内異動を部長権限で行える運用を開始した。 さらに、新たな活性化策として、令和5年度上半期に、職員がメンターとなって役員をメンタリングする「リバーズ・メンタリング」を実施し、理事長及び理事それぞれに職員2人が付く形で実施した。 ア 人事評価制度の着実な運用と検証、見直し 前中期目標期間中の平成 28 年度に策定した人事評価制度に基づき、毎年度細かな運用見直しを行いながら、毎年度着実な運用に努めた。 令和5年度は、職員の能力や業績をこれまでより処遇に反映できるようにすることで職員の士気向上に資する制度となるように、評価の分布割合や評価を取りまとめるプロセスの改善、記載項目の簡素化などを行い、令和6年度人事評価に備えマニュアル等を整備した 人事評価制度を着実に運用し、制度を浸透させるため、令和2年度から、新たに着任した職員全員を対象として、着任時にその都度、人事評価制度に関する説明会を実施した。 イ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組 柔軟な働き方への取組としては、令和2年2月に、テレワーク制度の導入検討のため試行を開始したが、令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言やまん延防止措置が発せられたことから、それ以降テレワークの積極的な活用を図った。令和2年8月	し、成果をあげたことで SIP 研究開発推進法人に指定されるとともに、熱中症対策業務が機構法に追加され、また自然共生分野の実績から地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の閣議決定（令和6年3月5日）に結びつけるなど、組織活性化が実現できたことから自己評価を A とした。 ○新型コロナウイルスの影響を受ける中で、各種手続きの電子化やシステム化を推進しつつ、ワーク・ライフ・バランスの観点からもテレワークの推進を積極的に図った。 ○BCP の全面改訂を行うとともに検証を行うことで、非常時における対応の実効性向上を図ることができた。 ○理事長自ら環境大臣等をはじめ各局長と懇談を実施したことや、「2050 年の ERCA」を念頭に置き、職員が将来像を検討、それを職員間で議論することで ERCA の方向性について共有し、一体感を醸成するなど、役員や管理職、そして若手職員を含めて ERCA が将来どのような役割を担うべきかを主体的に考えることを本中期目標期間に行っており、組織活性化に結びついている。 ○人事評価制度や研修制度、広報などについても不断の見直しと着実な運用を行い、従前のやり方にとらわれず見直しや改善を行ってきた。 ○女性活躍の推進についても、えるぼしやくるみんの認定取得、理事長と職員の意見交換などを行い、組織として意識の醸成を積極的に図ってきた。 ○働き方改革の推進として、働き方改革検討委員会による検討を進め、各種施策案を盛り込んだ報告書を取りまとめた。その報告を受け、フレックスタイム制の導入に向けた設計を開始し、令和6年度中の制度開始予定へとつなげた。 ○採用活動における体制体制の強化として、令和5年8月に、総務課以外の課長や課長代理等を加えた「採用協力チーム」を立ち上げた。チームでは、新卒や中途採用において求める人物	<今後の課題> 組織の活性化について、働き方改革検討委員会での議論などをもとに、更なる推進を図ること。 <その他事項> 特になし。
--	---	--	--	--	--	---

			には、テレワーク実施細則を制定し、月の上限回数を設けつつ、テレワークの活用を推進した。 令和４年度には、職員各々の状況に応じた柔軟な働き方を実現するため、勤怠管理システムの改修を行い、１日単位の勤務時間（シフト）の変更を可能とし運用を開始するとともに、テレワークの更なる推進を図るため、実施細則を改定し月の上限回数を見直して令和５年４月から適用することとした（月５→８回）。 次世代育成支援の観点では、令和元年１０月に ERCA の一般事業主行動計画（第２期）の実績から「くるみん」の認定を受け、さらに令和５年６月に一般事業主行動計画（第３期）の実績から２回目の「くるみん」の認定を受けており、着実に取組を進めた。 女性活躍推進の観点では、令和４年度には、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を主なテーマとした理事長と職員との意見交換会（８回開催、総数 29 名、各回 60 分）を開催し、意識の醸成等を図った。また、ERCA の一般事業主行動計画（第３期）の実績から「えるぼし（３段階目）」の認定を受けており、着実に取組を進めた。さらに令和５年度には、人事院主催の行政研修（女性管理職養成）に、女性職員（課長代理級）を受講させて管理職への意識、意欲の向上を図ったり、他独法との性活躍推進状況に関する意見交換を行うなど更なる推進を図った。 働き方改革への取組としては、令和４年度には、職員がやりがいと達成感を感じられる職場とするため、働く姿を整理し求められる働き方を設定し、これに基づき働く場や仕組みを構築することを目指して、令和５年１月に主に各部管理職及び有志メンバーによる働き方改革検討委員会を設置し議論を行い、同年 10 月に報告書を取りまとめた（主なテーマ） ・就業規則関係（フレックスタイム等） ・情報システム関係（紙資料の電子化等） ・業務効率化関係（会議の見直し等） ・職場環境関係（事務所空間の有効利用等） このうち、フレックスタイム制については令和５年度に制度設計を進め、令和６年度に勤怠管理システムの改修を行ったうえで、令和６年下半期に制度開始を予定している。	像を議論したうえで、実際に面接官となって、９名を中途職員として採用した。 ○法人文書の管理については、新たな文書管理システムを導入したことで、事務の効率化及び適正化が図られた。 ○環境配慮の推進について、実施計画に基づいた取組を毎年度着実に行ったことで、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で令和 2 年度以降は 30%以上の削減を達成することができた。 <課題と対応> ○組織の活性化について、働き方改革検討委員会での議論などをもとに、更なる推進を図る。 ○BCP は継続的な見直しを通じて実効性を確保し続けることが肝要であることから、引き続き見直し等を継続する。 ○令和５年度から開始した採用協力チームによる採用や職員定着の検討については、継続して行うことが重要であり、引き続き実施する。 ○令和４年度に行った政府方針を踏まえた実施計画の改定に基づき、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 50%削減の目標（令和 12 年度）達成に努めるなど、環境配慮への取組を一層推進する。 ○将来に向けた事業展開や人材確保を有利に進めるためには、ERCA の業務に関する広報の充実が重要であることから、これまでの取組に加え、より一層の広報展開の工夫に取り組む。	
--	--	--	--	--	--

			ウ 採用活動における体制強化 これまで新卒及び中途職員採用を行う場合は、総務部門にて採用を計画し面接を行ってきたところだが、より現場の人材に関する要望を反映できる仕組みづくりと職場全体で採用と育成の意識向上を目的として、令和５年８月に「採用協力チーム」を立ち上げた。 採用協力チームは総務課員４名に加え、総務課以外の課長、課長代理及び副主幹１４名の計１８名で構成し、実際に面接官として採用に携わるほか、採用したい人物像の検討から採用過程の議論と決定、さらには入職後の定着に向けた施策に関する意見交換などを、８月～翌３月までに計１０回のミーティングにより行った。 なお、チームの関与により１月以降に入職する中途職員として９名を採用した。						
			エ 研修等の実施による人材育成及び研修内容の見直し 第４期中期目標に記載の「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指して、令和元年度から５か年の研修計画を策定した。 令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、一部の研修を中止したが、令和３年度からはオンライン開催の活用にも努め、それ以降、テレワークでも参加できるオンラインシステムを積極的に活用するとともに、研修当日ではなくても視聴できるようアーカイブ機能を活用した。 上記研修計画のほか、各年度で次の取組を行った。 <table><tr><td>令和３年度</td><td> ・職制別研修のうち、３～５等級研修については、これから昇格する職員の立候補制とし、前向きな姿勢を養うこととした。 ・環境省をはじめとした外部出向についても立候補を募り、職員のモチベーション向上を図った </td></tr><tr><td>令和４年度</td><td> ・環境省が主催する環境教育リーダー養成研修へ３名が参加し、多様なステークホルダーと双方向型のコミュニケーションの習得をするなど職員の視野を広げる機会を設けた ・公害健康被害補償業務を行う補償業務部の主催で大気汚染とその訴訟等に関する歴史を学び、部門を超えた職員同士の交流を図るため、四日市への出張研修（３回）と報告会を実施し、若手職員を中心に２０名が参加した。 </td></tr></table>	令和３年度	・職制別研修のうち、３～５等級研修については、これから昇格する職員の立候補制とし、前向きな姿勢を養うこととした。 ・環境省をはじめとした外部出向についても立候補を募り、職員のモチベーション向上を図った	令和４年度	・環境省が主催する環境教育リーダー養成研修へ３名が参加し、多様なステークホルダーと双方向型のコミュニケーションの習得をするなど職員の視野を広げる機会を設けた ・公害健康被害補償業務を行う補償業務部の主催で大気汚染とその訴訟等に関する歴史を学び、部門を超えた職員同士の交流を図るため、四日市への出張研修（３回）と報告会を実施し、若手職員を中心に２０名が参加した。		
令和３年度	・職制別研修のうち、３～５等級研修については、これから昇格する職員の立候補制とし、前向きな姿勢を養うこととした。 ・環境省をはじめとした外部出向についても立候補を募り、職員のモチベーション向上を図った								
令和４年度	・環境省が主催する環境教育リーダー養成研修へ３名が参加し、多様なステークホルダーと双方向型のコミュニケーションの習得をするなど職員の視野を広げる機会を設けた ・公害健康被害補償業務を行う補償業務部の主催で大気汚染とその訴訟等に関する歴史を学び、部門を超えた職員同士の交流を図るため、四日市への出張研修（３回）と報告会を実施し、若手職員を中心に２０名が参加した。								

				<table><tr><td></td><td> ・財務部では、国の契約制度を習得する研修を開催するなど、新たな取組を行った。 ・管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、管理職同士の意見交換、マネジメント方針（アクションプラン）の作成・更新」を行うといった多面観察を実施した。 </td></tr><tr><td>令和5年度</td><td> ・建設会社がもつ先端環境技術の視察としてZEB等研究・開発施設の視察を行った。 ・川崎市職員を講師として招聘し、市の先進的なSDGs取組に関する研修を開催（11月）するなど、環境保全に係る様々な技術や施策等、幅広い知見を得る機会を設けた。 ・人事院主催の行政研修（女性管理職養成）に、女性職員（課長代理級）を受講させて管理職への意識、意欲の向上を図った </td></tr></table>		・財務部では、国の契約制度を習得する研修を開催するなど、新たな取組を行った。 ・管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、管理職同士の意見交換、マネジメント方針（アクションプラン）の作成・更新」を行うといった多面観察を実施した。	令和5年度	・建設会社がもつ先端環境技術の視察としてZEB等研究・開発施設の視察を行った。 ・川崎市職員を講師として招聘し、市の先進的なSDGs取組に関する研修を開催（11月）するなど、環境保全に係る様々な技術や施策等、幅広い知見を得る機会を設けた。 ・人事院主催の行政研修（女性管理職養成）に、女性職員（課長代理級）を受講させて管理職への意識、意欲の向上を図った			
	・財務部では、国の契約制度を習得する研修を開催するなど、新たな取組を行った。 ・管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、管理職同士の意見交換、マネジメント方針（アクションプラン）の作成・更新」を行うといった多面観察を実施した。										
令和5年度	・建設会社がもつ先端環境技術の視察としてZEB等研究・開発施設の視察を行った。 ・川崎市職員を講師として招聘し、市の先進的なSDGs取組に関する研修を開催（11月）するなど、環境保全に係る様々な技術や施策等、幅広い知見を得る機会を設けた。 ・人事院主催の行政研修（女性管理職養成）に、女性職員（課長代理級）を受講させて管理職への意識、意欲の向上を図った										
				オ SNS 等を活用した組織的な広報の推進 令和元年度に機構 Facebook 公式アカウント、令和2年度に YouTube 公式チャンネルを開設し、機構のイベント、事業等についての情報発信を積極的に行った。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年出展しているイベントがオンライン形式での開催に変更されたことを踏まえ、令和2年度より YouTube チャンネルで業務紹介動画等を公開した。 Facebook 公式アカウントでは当機構の事業や参加イベント等の紹介を行うだけでなく、各部事業部門の SNS の記事内容を相互にシェア、リツイートする等、統一的広報を意識した投稿をした。 令和5年度末時点で YouTube 公式チャンネルでは 423 点の動画を公開し、9,208 名のチャンネル登録者を獲得している。また、Facebook 公式アカウントでは 578 名のフォロワーを得た。 令和元年度からの主な出展イベントは下記表の通りであり、機構の広報及び本部のある川崎市との連携を強めるため、CSR 活動の一環として川崎市主催のイベントに積極的に参加した。令和4年度は「プラスチック」を統一テーマとして各種イベントに出展し、プラスチックに関連した環境研究総合推進費の研究成果や地球環境基金事業の活動紹介を行い、組織の一体感を演出した。令和5年度は「生物多様性」をテーマとして地球環境基金部とも連携しながら							

				ら各種イベントに出展した。 また、機構ウェブサイトや各事業 SNS の傾向分析等に取り組んだ。 (主な出展イベント) <table><tr><td>令和元年度</td><td> ・エコライフ・フェア 2019 (800名) (令和元年6月1日～2日) ・第12回川崎国際環境技術展 (450名) (令和元年2月7日～8日) ・エコプロ 2019 (1,134名) (令和元年12月5日～7日) ・第7回かわさき環境フォーラム (20組:45名) (令和元年12月14日) </td></tr><tr><td>令和2年度</td><td> ・エコプロ Online2020 (830名) (令和2年11月26日～28日) ・かわさき環境フォーラム (12組:23名) (令和2年12月13日) ・エコライフ・フェア 2020 Online (239名) (令和2年12月19日～令和3年1月17日) ・第13回川崎国際環境技術展 (オンライン:81名) (令和3年1月21日～2月5日) </td></tr><tr><td>令和3年度</td><td> ・環境エネルギー・ラボ in たかつ【実地開催】(19名) (令和3年8月5日) ・令和3年度こども見学デー【オンライン】(30名) (令和3年8月18日) ・第14回川崎国際環境技術展【オンライン】(延べ497人) (令和3年11月16日～26日) 本催事開催に当たり、当機構の環境×教育 CSR における新たな取組として、川崎市内の二つの小学校で「環境出前授業」を実施した。(令和3年10月6日 南菅小:参加児童45名、同月12日 平間小:参加児童87名) ・エコプロ 2021【ハイブリット開催】(会場:約1,700名、オンライン:1,589名) (オンライン:令和3年11月25日～12月17日、会場:令和3年12月8日～12月10日) </td></tr><tr><td>令和4年度</td><td> ・夏休み自由研究週間～子ども環境ワークショップ～【実地開催】(小学4年生以上とその保護者等計13組25名参加) (令和4年7月30日) ・令和4年度「こども観る見学デー」【オンライン(動画配信)】(視聴回数46回) (令和4年8月3日～31日) ・東京新聞「おやこ SDGs 教室」【ハイブリット開催】((会場参加:5組10名、オンライン参加:19組38名)) (令和4年8月18日) ・あらたな一歩@サステナブ </td></tr></table>	令和元年度	・エコライフ・フェア 2019 (800名) (令和元年6月1日～2日) ・第12回川崎国際環境技術展 (450名) (令和元年2月7日～8日) ・エコプロ 2019 (1,134名) (令和元年12月5日～7日) ・第7回かわさき環境フォーラム (20組:45名) (令和元年12月14日)	令和2年度	・エコプロ Online2020 (830名) (令和2年11月26日～28日) ・かわさき環境フォーラム (12組:23名) (令和2年12月13日) ・エコライフ・フェア 2020 Online (239名) (令和2年12月19日～令和3年1月17日) ・第13回川崎国際環境技術展 (オンライン:81名) (令和3年1月21日～2月5日)	令和3年度	・環境エネルギー・ラボ in たかつ【実地開催】(19名) (令和3年8月5日) ・令和3年度こども見学デー【オンライン】(30名) (令和3年8月18日) ・第14回川崎国際環境技術展【オンライン】(延べ497人) (令和3年11月16日～26日) 本催事開催に当たり、当機構の環境×教育 CSR における新たな取組として、川崎市内の二つの小学校で「環境出前授業」を実施した。(令和3年10月6日 南菅小:参加児童45名、同月12日 平間小:参加児童87名) ・エコプロ 2021【ハイブリット開催】(会場:約1,700名、オンライン:1,589名) (オンライン:令和3年11月25日～12月17日、会場:令和3年12月8日～12月10日)	令和4年度	・夏休み自由研究週間～子ども環境ワークショップ～【実地開催】(小学4年生以上とその保護者等計13組25名参加) (令和4年7月30日) ・令和4年度「こども観る見学デー」【オンライン(動画配信)】(視聴回数46回) (令和4年8月3日～31日) ・東京新聞「おやこ SDGs 教室」【ハイブリット開催】((会場参加:5組10名、オンライン参加:19組38名)) (令和4年8月18日) ・あらたな一歩@サステナブ		
令和元年度	・エコライフ・フェア 2019 (800名) (令和元年6月1日～2日) ・第12回川崎国際環境技術展 (450名) (令和元年2月7日～8日) ・エコプロ 2019 (1,134名) (令和元年12月5日～7日) ・第7回かわさき環境フォーラム (20組:45名) (令和元年12月14日)													
令和2年度	・エコプロ Online2020 (830名) (令和2年11月26日～28日) ・かわさき環境フォーラム (12組:23名) (令和2年12月13日) ・エコライフ・フェア 2020 Online (239名) (令和2年12月19日～令和3年1月17日) ・第13回川崎国際環境技術展 (オンライン:81名) (令和3年1月21日～2月5日)													
令和3年度	・環境エネルギー・ラボ in たかつ【実地開催】(19名) (令和3年8月5日) ・令和3年度こども見学デー【オンライン】(30名) (令和3年8月18日) ・第14回川崎国際環境技術展【オンライン】(延べ497人) (令和3年11月16日～26日) 本催事開催に当たり、当機構の環境×教育 CSR における新たな取組として、川崎市内の二つの小学校で「環境出前授業」を実施した。(令和3年10月6日 南菅小:参加児童45名、同月12日 平間小:参加児童87名) ・エコプロ 2021【ハイブリット開催】(会場:約1,700名、オンライン:1,589名) (オンライン:令和3年11月25日～12月17日、会場:令和3年12月8日～12月10日)													
令和4年度	・夏休み自由研究週間～子ども環境ワークショップ～【実地開催】(小学4年生以上とその保護者等計13組25名参加) (令和4年7月30日) ・令和4年度「こども観る見学デー」【オンライン(動画配信)】(視聴回数46回) (令和4年8月3日～31日) ・東京新聞「おやこ SDGs 教室」【ハイブリット開催】((会場参加:5組10名、オンライン参加:19組38名)) (令和4年8月18日) ・あらたな一歩@サステナブ													

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		られている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。	ットバンキングシステムへ移行した。また、代替要員でも的確に処理できるように処理マニュアルを整備した。 イ 外部倉庫の管理環境の改善 令和元年度から、各部で所管する外部倉庫の棚卸を実施し管理状況を把握するとともに、外部倉庫の利用ルールの見直しに向けた検討を開始し、令和２年度及び３年度には、棚卸の結果を取りまとめ、外部倉庫に保管している不要文書の廃棄を行ったのちに、令和４年度に複数の外部倉庫の一元化を実施するなど、管理環境の改善を図ってきた。 ウ 文書管理・電子決裁システムの導入 令和２年度には、「規制改革実施計画」（令和２年７月１７日閣議決定）等を踏まえ、文書管理規程等の内部規程を改正するなど、諸手続における押印や書面の廃止等の見直しを行った。 令和４年度に、一元的、効率的な管理の実施、紙の使用削減に伴う環境負荷の低減、書類保管スペースの縮減、さらにはテレワークの推進を目的として、電子決裁・文書管理システムを構築し、運用を開始した。新システムの導入にあたっては、管理及びその作業要領を全面的に見直す必要があるため、文書管理規程の全部改正等、規程類の整備を併せて行った。 エ 新規勤怠管理システムの導入 各種就業に関する届出を完全システム化することにより、テレワークや緊急事態宣言等の非常時にも安定的な勤怠管理を可能とするなど、柔軟な働き方と安定的な業務遂行の推進するため、令和４年度に新規勤怠管理システムの調達を行い、構築を完了した。現行システムの蓄積したデータを新システムへ移行し、職員への周知、研修を踏まえ令和５年７月より本格稼働した。 iii) 業務における環境配慮の推進 温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づいた取組を毎年度着実に行うことで、温室効果ガスの排出量を平成２５年度比で令和元年度には２２.４％、令和２年度には４０.１％、令和３年度には３３.６％、令			
--	--	--	---	--	--	--

			令和４年度には 33.9%、令和５年度には 32.8%削減できており、令和２年度までに 10%削減という目標は達成できている。また、令和４年度には政府方針を踏まえ実施計画の改定を行い、令和 12 年度までに 40%削減という目標をさらに上積みして 50%削減に変更した。 業務における環境配慮等の状況については毎年度取りまとめ、環境報告書として公表した。 iv) 災害への対応等 ア 発災時における環境省災害廃棄物対策室への応援要員派遣 機構内に災害廃棄物対策協力隊（旧称 災害対応プロジェクトチーム）を結成し、環境省災害廃棄物対策室より応援要請を受けた案件について、応援要員を派遣し、情報収集等の支援、災害査定の補助等を実施した。 令和３年度には、今後の災害の発生に備えた事前準備・関係強化を目的に、同室に職員 1 名を出向させた。 <table><tr><td>令和元年度</td><td>「令和元年 8 月の前線に伴う大雨」及び「令和元年台風 19 号等」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 33 人）（令和元年 10 月 18 日～11 月 19 日）。</td></tr><tr><td>令和２年度</td><td>「令和 2 年 7 月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 32 人日）（令和 2 年 7 月 8 日～31 日）。</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>「令和 3 年 8 月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 8 人日）（令和 3 年 8 月 18 日～27 日）。同災害では、応援要員派遣に加えて、Web 会議やファイル共有システムを活用し機構からオンラインで支援する体制の構築も試行した。</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>令和 4 年 9 月の「令和 4 年度台風第 14 号」及び「令和 4 年度台風第 15 号」による被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 24 人日）（令和 4 年 9 月 27 日～10 月 14 日）。</td></tr><tr><td>令和５年度</td><td>令和 6 年 1 月の「能登半島地震」への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 134 人日）（令和 6 年 1 月 5 日～3 月 29 日）。現地を訪問する環境省職員の出張手配及び被災地の情報収集を行った。</td></tr></table> イ 災害廃棄物対策に関する内部研修の実施 災害廃棄物対策に係る知見の向上を目的とした研修会を実施した（令和 2 年度 6 回、令和 3 年度 4 回、令和 4 年度 3 回、令和 5 年度 12 回）。ま	令和元年度	「令和元年 8 月の前線に伴う大雨」及び「令和元年台風 19 号等」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 33 人）（令和元年 10 月 18 日～11 月 19 日）。	令和２年度	「令和 2 年 7 月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 32 人日）（令和 2 年 7 月 8 日～31 日）。	令和３年度	「令和 3 年 8 月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 8 人日）（令和 3 年 8 月 18 日～27 日）。同災害では、応援要員派遣に加えて、Web 会議やファイル共有システムを活用し機構からオンラインで支援する体制の構築も試行した。	令和４年度	令和 4 年 9 月の「令和 4 年度台風第 14 号」及び「令和 4 年度台風第 15 号」による被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 24 人日）（令和 4 年 9 月 27 日～10 月 14 日）。	令和５年度	令和 6 年 1 月の「能登半島地震」への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 134 人日）（令和 6 年 1 月 5 日～3 月 29 日）。現地を訪問する環境省職員の出張手配及び被災地の情報収集を行った。		
令和元年度	「令和元年 8 月の前線に伴う大雨」及び「令和元年台風 19 号等」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 33 人）（令和元年 10 月 18 日～11 月 19 日）。														
令和２年度	「令和 2 年 7 月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 32 人日）（令和 2 年 7 月 8 日～31 日）。														
令和３年度	「令和 3 年 8 月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 8 人日）（令和 3 年 8 月 18 日～27 日）。同災害では、応援要員派遣に加えて、Web 会議やファイル共有システムを活用し機構からオンラインで支援する体制の構築も試行した。														
令和４年度	令和 4 年 9 月の「令和 4 年度台風第 14 号」及び「令和 4 年度台風第 15 号」による被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 24 人日）（令和 4 年 9 月 27 日～10 月 14 日）。														
令和５年度	令和 6 年 1 月の「能登半島地震」への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 134 人日）（令和 6 年 1 月 5 日～3 月 29 日）。現地を訪問する環境省職員の出張手配及び被災地の情報収集を行った。														

			た、令和３年度、令和４年度及び令和５年度に実施した研修の内１回は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）と合同で開催し、専門家や被災自治体担当者を講師として組織全体の知見の向上を図った。 ウ その他事項 i) 環境省の検討会等の参加・傍聴 令和元年度に、環境省の災害廃棄物対策推進検討会等の検討会・ワーキンググループ等に参加・傍聴（計24回、延べ37人）し、災害対応プロジェクトチーム及び組織全体に共有するための勉強会・報告会を実施（計4回、延べ91人参加）するなどして、職員の災害廃棄物対策に係る知見向上を図った。 ii) 環境省のモデル事業への参加 環境省関東地方環境事務所の災害廃棄物対策処理計画モデル事業（新潟・群馬・千葉）や災害廃棄物対策啓発交流会（千葉・栃木・新潟・群馬・茨城）にオブザーバー参加（計18回、延べ33人）し、災害廃棄物処理計画の策定方法等を学ぶとともに、役職員と情報共有するための報告会を実施（3回：令和２年10月15日、令和３年２月3日、3月11日開催）した。			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

その他の項目における実績等

第4 短期借入金の限度額

第4 期中期目標	第4 期中期計画
—	年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 4,800 百万円とする。

〈第4 期中期目標期間実績（令和元年度～令和5 年度末実績）〉

短期借入の実績なし

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第4 期中期目標	第4 期中期計画
—	なし

〈第4 期中期目標期間実績（令和元年度～令和5 年度末実績）〉

なし

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第4 期中期目標	第4 期中期計画
—	なし

〈第4 期中期目標期間実績（令和元年度～令和5 年度末実績）〉

なし

第7 剰余金の使途

第4 期中期目標	第4 期中期計画
—	地球環境基金事業及び推進費による業務

〈第4 期中期目標期間実績（令和元年度～令和5 年度末実績）〉

使用実績なし

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

第4期中期目標	第4期中期計画
—	なし

〈第4期中期目標期間実績（令和元年度～令和5年度末実績）〉

実績なし

(2) 職員の人事に関する計画

第4期中期目標	第4期中期計画
—	期初の常勤職員数 148 人 期末の常勤職員数の見込み 161 人

〈第4期中期目標期間実績（令和元年度～令和5年度末実績）〉

令和元年度～令和5年度末実績として、期初の常勤職員数は148人である。

期末常勤職員数の見込について、令和5年度からの新規業務の第3期戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）に係る業務への対応に当たり161人とした。

(3) 積立金の処分に関する事項

第4期中期目標	第4期中期計画
—	第3期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業、推進費による業務及び承継業務の財源並びに第3期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第4期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。

〈第4期中期目標期間実績（令和元年度～令和5年度末実績）〉

① 繰越時積立金残高（百万円）

公害健康被害補償予防業務勘定

562

環境保全研究・技術開発勘定	37
承継勘定	9,025
合計	9,624
② 令和元年度～令和5年度取崩額	
公害健康被害補償予防業務勘定	65
環境保全研究・技術開発勘定	—
承継勘定	—
合計	65
③ 令和5年度末積立金残高	
公害健康被害補償予防業務勘定	497
環境保全研究・技術開発勘定	37
承継勘定	9,025
合計	9,559

④ 使途

公害健康被害補償予防業務勘定：令和元年度において公害健康被害予防事業の財源 28,947 千円を、各年度において第3期中期目標期間以前に自己収入財源で取得した固定資産の減価償却等見合い 35,686 千円（令和元年度：11,867 千円、令和2年度：9,908 千円、令和3年度：6,852 千円、令和4年度：4,198 千円、令和5年度：2,861 千円）を積立金より取り崩した。

（4）その他当該中期目標を達成するために必要な事項

④ 中期目標期間を超える債務負担

第4期中期目標	第4期中期計画
—	中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

〈第4期中期目標期間実績（令和元年度～令和5年度末実績）〉

（令和元年度）

- ・次期 PC インフラ基盤構築及び運用保守支援業務（契約期間：令和元年6月～令和6年11月）

（令和2年度）

- ・複合機の賃貸借及び運用・保守業務（契約期間：令和3年2月～令和8年3月）

（令和3年度）

- ・通話録音装置等の更新及び保守業務（契約期間：令和３年４月～令和８年３月）
- ・電話交換機等の更新及び保守業務（契約期間：令和３年４月～令和８年３月）
- ・ぜん息&COPDのための生活情報誌（版下、電子書籍）及びWebコンテンツ制作・運用業務（契約期間：令和３年５月～令和６年８月）
- ・仮想基盤サーバの更新及び運用保守業務（契約期間：令和３年８月～令和６年１１月）
- ・住民基本台帳ネットワークシステム機器等の調達及び運用保守業務（契約期間：令和３年８月～令和８年１１月）
- ・電子決裁・文書管理システム導入及び運用保守業務（契約期間：令和３年１０月～令和９年１０月）
- ・汚染負荷量賦課金申告・納付書専用ドットプリンタの購入及び保守業務（契約期間：令和３年１２月～令和９年２月）
- ・石綿健康被害救済認定・給付システムの再構築及び運用保守管理業務（契約期間：令和４年１月～令和６年１１月）
- ・維持管理積立金システムの新仮想基盤移行後の確認等作業、改修及び保守業務（契約期間：令和４年１月～令和９年２月）
- ・汚染負荷量賦課金徴収・審査システムの新サーバへの移行及びセキュリティ対策・保守・改修・運用管理に関する業務（契約期間：令和４年１月～令和９年１月）

（令和４年度）

- ・ぜん息・COPD 電話相談事業の実施請負業務（契約期間：令和４年４月～令和６年４月）
- ・助成金積算システム改修及び運用保守業務（契約期間：令和４年４月～令和６年４月）
- ・経理・債権管理システム構築及び運用保守業務（契約期間：令和４年６月～令和９年８月）
- ・勤怠管理システムの導入及び保守業務（契約期間：令和４年１１月～令和１０年３月）
- ・文書保存管理等業務（契約期間：令和５年１月～令和１１年３月）
- ・労働者派遣業務（令和５年２月派遣開始：１名）（契約期間：令和５年２月～令和６年１１月）
- ・郵便料金計器の更新及び保守業務（契約期間：令和５年３月～令和１０年３月）

（令和５年度）

- ・労働者派遣業務（令和５年４月派遣開始予定：２名）（契約期間：令和５年４月～令和８年３月）
- ・令和５事業年度会計監査人による監査業務（契約期間：令和５年９月～主務大臣による財務諸表承認）

- ・公害健康被害補償業務の徴収関連業務（契約期間：令和 5 年 10 月～令和 10 年 9 月）
- ・汚染負荷量賦課金徴収・審査システムの機能改修等業務（契約期間：令和 5 年 12 月～令和 6 年 5 月）
- ・地球環境基金助成金申請システムの保守・運用管理等に関する業務（契約期間：令和 6 年 1 月～令和 11 年 3 月）
- ・例規システムの提供及び運用・保守業務（契約期間：令和 6 年 2 月～令和 11 年 3 月）
- ・情報システム基盤等の更改及び運用保守業務（契約期間：令和 6 年 2 月～令和 11 年 11 月）
- ・Web サーバ及び Web コンテンツの構築及び運用保守業務（契約期間：令和 6 年 2 月～令和 11 年 3 月）
- ・人事管理システムの導入及び運用業務（契約期間：令和 6 年 3 月～令和 10 年 3 月）

主務大臣による評価結果に対する主要な反映状況（第4期中期目標期間業務実績）

＜国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置＞

評価項目	指摘事項等	反映状況
I-1-1 徴収業務	納付義務者の利便性の向上にむけて、納付手続における ICT のさらなる活用に努めていただきたい。	事業者アンケートの自動集計や、オンライン申告認証情報等返信メールの自動作成等の定形業務について、RPA（Robotic Process Automation）を用いて作業効率化を図った。RPA活用が21人日の削減につながり、削減できた時間を使ってシステム改修案件の仕様書作成業務を遂行し、超過勤務削減を図った。 また、令和4年度に機構内で試行的に導入したAIチャットボットを、令和5年度の申告納付期間中に機構ホームページへウィジェット搭載し、納付義務者からの問合せに24時間対応できるようにするとともに、フリーダイヤルや問合せフォームの補完的役割を担わせることにより、納付義務者の利便性向上と、問合せ者のストレス軽減を図った。
I-1-2 納付業務	地方公共団体の人員が削られる中、事務処理等の適正化、効率化を促進する必要がある。	地方公共団体の納付業務の事務処理等の適正化、効率化の促進のため、15地方公共団体に対して指導調査を実施し（15のうち3地方公共団体についてはオンライン会議で実施）、事務処理内容の適切な指導を行うとともに、地方公共団体の要望やニーズ・問題点の抽出を図った。
	また、被認定者の高齢化に伴い、公害健康福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ、事業の継続方法等について検討していく必要がある。毎年、地方公共団体の担当者が人事異動により交代する状況で、納付業務の手続きを適正かつ効率的に実施するための支援を行う必要がある。	公害保健福祉事業について、創意工夫のある事例を収集するため2地方公共団体に対し実態調査を実施し、各地方公共団体に他の地方公共団体の取組情報を共有することにより、福祉事業の充実を促した。 地方公共団体の担当者が納付業務の手続きを適正かつ効率的に実施するよう促すため、納付業務システム研修を行った。 補償給付：27地方公共団体28人参加 福祉事業：26地方公共団体29人参加
	以上を踏まえ、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、今後も指導調	最新のニーズを踏まえた課題の解決及び制度運営の活性化のための被認定者に向けた情報発信

	査を実施して、地方公共団体の要望やニーズ、問題点を把握するとともに、事業のオンライン開催や予防事業部との連携など新たな公害健康福祉事業メニューの検討を提案し、環境省及び地方公共団体とともに、最新のニーズを踏まえた課題の解決及び制度運営の活性化を図る必要がある。	として、下記の「・」の取組を行った。 ・公害健康福祉事業の概要、令和6年度から事業開始予定の「禁煙治療の費用の助成に関する事業」（以下「禁煙治療費用助成事業」とする。）の概要、予防事業で作成しているぜん息に関するパンフレットや動画の案内等を記載したチラシを作成し、地方公共団体を通じて被認定者に配布した。（配布部数 23,540 部、37 地方公共団体） ・禁煙治療費用助成事業の周知のため、「禁煙外来の標準治療プログラム」を紹介している「すこやかライフ 51 号」（平成 30 年 3 月発行）を、地方公共団体を通じて、被認定者等に配布した。（配布部数 2,210 部、23 地方公共団体） また、公害健康福祉事業の執行率の向上を図るため、事業実施の課題や取組事例等を地方公共団体担当者が共有できるよう、担当者向けのオンライン会議を令和6年度からの開催に向けて準備中。
	また、納付業務システム担当者研修を継続実施するとともに、使いやすい納付業務システムへの改修を進めるなどにより、地方公共団体に対するきめ細やかな支援を行っていく必要がある。	禁煙治療費用助成事業の新設に伴い、納付業務システムに同事業の申請・実績報告等の機能を追加し、福祉事業を一体で処理できるように同システムの改修を進めている。（令和6年5月末までに改修完了予定）
I-2-1 調査研究、知識の普及・情報提供、研修	予防事業における ICT の活用を更に進めることにより、事業ニーズの把握及び事業の重点化に努めていただきたい。	令和6年度から始まる第14期環境保健調査研究の新規課題の設定に当たっては、患者団体等へヒアリングを行い、ICT を活用した医療用アプリの開発を追加した。
I-2-2 地方公共団体への助成事業	予算、人員の面で厳しい事業環境下にある地方公共団体を支援するため、特に事業ニーズの把握及び重点化並びに関係団体との連携促進のための取組の拡充に引き続き努めていただきたい。	助成事業の中で地方公共団体と連携している患者団体へ委託し、協働事業モデルを作成し、地方公共団体の実務者連絡会議において、当該モデルの紹介を行った。あわせて、地域連携に関するコミュニティー福祉論の専門家から今後のコミュニティー形成に向けた講演を行った。
I-3-1 助成事業	助成先団体が、助成終了後に自立し持続的に活動を継続していくため助成先団体のニーズに応じた支援を引き続き実施し、NGO・NPO の組織基盤強化に取り組むとともに、政策課題や	地球環境基金創設 30 年に当たり、NGO・NPO の更なる組織基盤強化、活動の継続や発展に係る今後の方向性について検討し、取りまとめを行った。 また、2024 年度助成金要望において、「脱炭素

	社会情勢の変化に応じた重点的な助成についても検討し、実施すること。	社会形成・気候変動対策に資する活動への支援」及び「生物多様性の保全に資する活動への支援」の2項目に係る活動を特に重点配慮する事項として設定した。
I-3-2 振興事業	全国ユース環境活動発表大会や研修等の実施においては参加者のニーズや社会情勢を踏まえつつ、対面形式やオンラインの利点を活かしながら、有意義かつ効率的な方法を検討すること。	地方大会及び全国大会を開催した「全国ユース環境活動発表大会」については、高校生が参加する大会と連携した広報の実施やWeb参加の形式での出場を認めることなどにより、より多くの学校が参加を促し、本事業の活性化に寄与することでユース世代の継続的な活動支援に努めた。また、若手プロジェクトリーダー研修においても、対面形式及びWeb会議システムを活用して実施し、6名の修了生を輩出するなど育成支援を行った。
I-3-3 地球環境基金の運用等	引き続き、SNS及びホームページ等を通じて個人や企業等に環境NGO・NPOが行う助成活動成果を積極的に発信するとともに、時代に応じた新たな寄付方法の展開に取り組み、寄付の獲得に努めること。	SNSや地方メディア等を通じて助成先団体の活動成果を幅広く積極的に広報展開・情報発信するとともに、新たな寄付の獲得に向けて寄付型私募債の仕組みによる企業寄付の方法等により寄付の獲得に努めた。
I-4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業	PCB廃棄物の処理期限の到来に向けて助成件数が増加することが考えられるため、関係者と密に連携し、着実かつ適正に実施する必要がある。	PCB廃棄物の処理期限が迫る中で、国の施策に迅速に対応できるよう動向を注視しつつ、関係各所と密に連携し、迅速かつ適正に実施した。
I-5 維持管理積立金の管理業務	引き続き、維持管理積立金の適正な運用に努めていただくとともに、積立金の管理状況について適切に公表いただくことで、本業務の透明性・公平性を確保いただきたい。	最終処分場の受入量の減少等により、積立金の預かり期間が長期化する傾向にある中、許可権者に適宜状況を確認しつつ、業務の透明性、公平性に努めた。
I-6-1 認定・支給に係る業務	医学的資料の追加提出が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれるが、引き続き医療機関から可能な限り事前に資料を収集し判定申請を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適切な認定・給付に向けた取組を着実に実施していく必要がある。	第4期中期目標期間は、延べ6,809件の申請等があったが、判定小委員会において必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を医療機関に求めるなど、判定申出前から資料の収集に努めたこと等により、認定等処理件数は延べ6,623件となり、第3期中期目標期間実績と比べて大きく増加した。 認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成には至らなかったが、判定小委員会が審議保留となった令和2年度の処理日数212日を39日短縮し173日するとともに、新型コロナウイルス感染拡大防

		止のため、判定小委員会が審議保留となったことで生じた医学的判定の滞留案件を一定程度解消することができた。 今後も迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を引き続き着実に実施していく。
	「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報共有を行っていく必要がある。	「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、新給付金制度開始以降、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省と定期的に情報共有を行った。「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」で認定となった方からの申請について、環境大臣へ医学的判定を申し出ることなく、効率的に審査を進めて、速やかに認定を行うことができた。
	保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、引き続き社会状況を注視しつつ、webの活用を含めた対応などの検討を進め、効果的に実施していく必要がある。	保健所説明会については、令和2年度に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現地開催を一旦中止とした。令和2年度及び3年度は、説明会の代替措置として、救済制度及び申請・給付の手続に関して制作した動画をホームページの保健所担当者向けサイトに掲載した。感染状況の推移を見て、令和4年度にオンラインで再開した。令和5年度は、関東と近畿の2ブロックで現地開催した。なお、関東はオンラインでも配信し、保健所等担当者が任意のタイミングで視聴が可能となるように、説明会の動画をホームページの保健所担当向けサイトに掲載した。 また、中皮腫細胞診実習研修会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度から令和3年度まで中止していたが、感染状況を見て、令和4年度より再開している。
	中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組んでいく必要がある。	中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組む。
I-6-2 納付義務者からの徴収業務	引き続き、適切かつ確実な徴収を行う必要がある。	特別拠出金の徴収については、引き続き着実な徴収を行っている。
I-7-1	今期の目標値である「5段階中上位	研究者が開催する会合等を通じて、環境省に

研究管理	2段階の評定を獲得する課題数の割合 70%以上」については、令和4年度実績は 98%であり、上限である 100%に近い値となっている。今後は、より具体的な社会実装の更なる取組を推進することを期待する。	研究過程の段階から積極的に情報提供をしていくことにより、研究終了後の3年後に実施した追跡調査において、ERCA で採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は 70%となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53%）と比べて、大幅に向上した。 また、技術開発課題における特許件数の増加に合わせて、新技術説明会（科学技術振興機構（JST）との共催）での紹介を始め、企業関係者との商談会である「サーキュラーエコノミー EXPO」に新たに出展するなど、研究者と企業とのマッチングを進めた。追跡評価によると、発表した9課題中5課題において共同研究開発の進展があった。
I-7-2 推進費の公募、審査・評価及び配分事務	環境政策貢献型の競争的研究費として、ニーズ主導によるイノベーションの創出が期待できる研究課題が確保されるよう、環境省と連携をしながら、引き続き、必要に応じた改善を図りつつ適正かつ着実に業務を遂行することを期待する。	公募説明会において、環境省担当課室の担当官が研究者に行政ニーズを説明する機会を設けたとともに、ホームページにおいて、公募説明資料を動画で掲載し、公募説明会に参加できない方にも幅広く周知した。行政ニーズへの対応を図るために新しく設定した公募区分（技術開発の実証・実用化フェーズの課題、地域の気候変動適応課題、カーボンニュートラル課題、ミディアムファンディング枠、若手枠 300 万枠等）の研究課題の審査に当たって、評価基準の策定や審査専門部会を新設するなど、公募区分の特性に応じた評価体制を構築した。
II-1 経費の効率化	業務が着実かつ適正に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き着実かつ適正に業務に取り組む。	一般管理費及び業務経費ともに、第5期中期計画期間においても引き続き適切な予算執行に努め、予算の執行状況について四半期毎に理事会に報告する。
II-2 給与水準等の適正化	業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。	給与水準については毎年度その状況を確認、公表して適正化に努める。
II-3 調達の合理化	業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。	引き続き必要に応じ業務手続きの改善等を図り、適正かつ着実に業務に取り組んでいくこととする。
II-4	業務は適正かつ着実に実施されて	対応要員の増強等図りながら、各部門の業務

情報システムの整備・管理	いることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。	に入り込み情報システムの整備を通じて業務効率化を図る。
Ⅲ－２ 承継業務に係る適切な債権管理等	一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。	年度当初に債務者ごとの処理目標及び対応方針を踏まえた行動計画を作成し、債務者等との回収交渉等に取り組んだ。回収交渉等においては、電話による状況把握のほか、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、債務者等と直接に面談・協議等を実施し、必要に応じ Web 会議システムを活用した。 また、債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析を行い、必要に応じ債務者に問い合わせ、経営状況及び財務内容等の把握に努めた。
Ⅷ－４－２ 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理	昨今のサイバー攻撃事案のリスクの高まりを踏まえ、サイバー攻撃の脅威に対する認識を深めるとともに、リスク低減のための措置、インシデントの早期検知、インシデント発生時の適切な対処・回復等の対策を引き続き継続して行うこと。	引き続き研修等を通じて、役職員の情報セキュリティ意識の向上を図る。また、情報システム基盤の更改に合わせて、新たなセキュリティ対策を講じサイバー攻撃に備える。
Ⅷ－４－３ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化当	組織の活性化について、働き方改革検討委員会での議論などをもとに、更なる推進を図ること。	働き方改革検討委員会での議論をもとに令和５年１０月に報告書を取りまとめた。 （主なテーマ） ・就業規則関係（フレックスタイム等） ・情報システム関係（紙資料の電子化等） ・業務効率化関係（会議の見直し等） ・職場環境関係（事務所空間の有効利用等） このうち、フレックスタイム制については令和５年度に制度設計を進め、令和６年度に勤怠管理システムの改修を行ったうえで、令和６年下半期に制度開始を予定している。 その他の項目についても、次年度以降引き続き検討し更なる推進を図ることとしている。